

日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)の平成24年度に係る業務の実績に関する評価

全体評価

<参考> 業務の質の向上:A 業務運営の効率化:A 財務内容の改善:A

①評価結果の総括

- 第2期中期計画の達成に向けて順調に進捗した。年度計画に基づく業務の着実な実施と改善・充実が、各業務の質の向上や効率化につながり、計画を順調に実施している。
- 特に、学校法人等への経営支援・情報提供事業においては、経営困難な学校法人の経営改善計画の作成支援や定期的な進捗状況のフォローアップ、また、経営改善計画を策定するための教材の見直し・充実等による経営困難校に対する支援充実など、私立学校支援に大いに貢献していると評価できる。

②平成24年度の評価結果を踏まえた、事業計画及び業務運営等に関して取るべき方策(改善のポイント)

(1)事業計画に関する事項

- 会計検査院実地検査報告における指摘事項への学校法人に対する注意喚起等再発防止への対応も、適時、実施しているが、依然として、不当の指摘を受けている事案が生じていることから、補助金の適正な使用に向けて、さらなる周知徹底を図ることが望まれる。(項目別-8)

(2)業務運営に関する事項

- 契約の適正化にあたり、今後も仕様書の見直しを継続するなど、一般競争入札等における競争性の向上を図ることを期待する。(項目別-84)

(3)その他

- 貸付については、計画に対し低調な実績となったが、これは、東日本大震災への対応として措置した災害復旧への貸付が、計画を大幅に下回ったことによる一過性の要因によるほか、当初計画で見込んだ大学病院の建替え事業の延期等によるものである。事業団の収益源となる貸付残高の減少は、将来的な収益構造の悪化につながるため、今後、中期的な展望に立った対策が望まれる。(項目別-89)

③特記事項

- リスク管理債権の一層の低減に向け、東日本大震災関連の法人を含め、将来、不良債権化する可能性のある法人に対する経営指導等を徹底していくことが望まれる。

文部科学省独立行政法人評価委員会
高等教育分科会 日本私立学校振興・共済事業団部会 名簿

部会長	佐野 慶子	佐野公認会計士事務所 公認会計士
臨時委員	石堂 正信	公益財団法人日本ナショナルトラスト参与
臨時委員	佐藤 誠二	国立大学法人静岡大学人文社会科学部教授
臨時委員	田中 清	銀座ファースト法律事務所長 弁護士
臨時委員	渡辺 善子	(前)日本アイ・ビー・エム株式会社常勤監査役

日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)の 平成24事業年度に係る業務の実績に関する評価

項目別評価総表

項目名	中期目標期間中の評価の経年変化※					項目名	中期目標期間中の評価の経年変化※				
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
○国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項						(小項目名) 情報収集提供機能の充実・改善状況	A	A	A	A	A
(大項目名) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	(小項目名) 学校法人等に対する情報提供状況	A	B	A	A	A
(中項目名) 私立大学等に対する補助事業	A	A	A	A	A	(中項目名) 受配者指定寄付金事業	A	A	A	A	A
(小項目名) 補助金配分方法の見直し状況	A	A	A	A	A	(小項目名) 利用促進に向けた取組状況	A	A	A	A	A
(小項目名) 補助金制度の周知状況	A	A	A	A	A	(小項目名) 電算処理システムの構築状況	A	A	A	A	A
(小項目名) 補助金申請方法の改善状況	A	A	B	A	A	(中項目名) 学術研究振興基金事業	A	A	A	A	A
(中項目名) 学校法人等に対する貸付事業	A	A	A	A	A	(小項目名) 交付対象事業・採択基準等の見直し状況	A	A	A	A	A
(小項目名) 借入ニーズの把握及び貸付財源の確保状況	A	A	A	A	A	(小項目名) 研究成果の普及の取組状況	A	A	A	A	A
(小項目名) 貸付対象・貸付条件の見直し状況	A	A	A	A	A	(小項目名) 審査の客観性及び透明性の確保の取組状況	A	A	A	A	A
(小項目名) 延滞債権の回収に向けた取組状況	A	A	A	A	A	(小項目名) 取扱基準の周知の取組状況	B	A	A	A	A
(中項目名) 学校法人等に対する経営支援・情報提供事業	A	A	A	A	A	(小項目名) 基金事業の広報活動状況	A	A	A	A	A
(小項目名) 経営改善等に向けた支援の取組状況	A	A	A	A	A	(中項目名) 事業に関する情報開示	A	A	A	A	A
(小項目名) 経営改善計画の作成支援状況	A	A	A	A	S	(小項目名) ホームページ等を活用した情報開示の状況	A	A	A	A	A
(小項目名) HP内容の工夫・改善の取組状況	A	A	A	A	A	(小項目名) 公表資料のHPへの掲載状況	A	A	A	A	A

※当該中期目標期間の初年度から経年変化を記載。

備考(法人の業務・マネジメントに係る意見募集結果の評価への反映に対する説明等)
本法人の業務・マネジメントに係る意見募集を実施した結果、意見は寄せられなかった。

項目別評価総表

項目名	中期目標期間中の評価の経年変化※					項目名	中期目標期間中の評価の経年変化※				
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
○業務運営の効率化に関する事項						(中項目名) 期間全体に係る予算	A	A	A	A	A
(大項目名) 業務運営の効率化に関する事項	A	A	A	A	A	(中項目名) 期間全体に係る収支計画	A	A	A	A	A
(中項目名) 効率的な業務運営体制の確立	A	A	A	A	A	(中項目名) 期間全体に係る資金計画	A	A	A	A	A
(中項目名) 経費等の縮減・効率化	A	A	A	A	A	(大項目名) 短期借入金の状況	—	—	—	—	—
(中項目名) 契約の適正化	A	A	A	A	A	○その他主務省令で定める業務運営に関する事項					
○財務内容の改善に関する事項						(大項目名) その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A
(大項目名) 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	(中項目名) 施設・設備に関する計画	—	—	—	—	A
(中項目名) 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現	A	A	A	A	A	(中項目名) 人事に関する計画	A	A	A	A	A
(小項目名) 収支計画に沿った適切な運営状況	A	A	A	A	A	(小項目名) 適切な人事配置の状況	A	A	A	A	A
(小項目名) 自己収入確保の状況	A	A	A	A	A	(小項目名) 人材確保に向けた取組状況	A	A	A	A	A
(中項目名) 財務内容の管理・運営の適正化	A	A	A	A	A	(小項目名) 職員の資質・能力向上に向けた取組状況	A	A	A	A	A
(小項目名) 財務内容の透明性等の確保の状況	A	A	A	A	A	(中項目名) 研修等助成に関する計画	A	A	A	A	A
(小項目名) 財政状態の健全性の確保の状況	A	A	A	A	A	(中項目名) 中期目標期間を超える債務負担	—	—	—	—	—
(中項目名) 人件費の削減等	B	A	A	A	A						

※当該中期目標期間の初年度から経年変化を記載。

備考(法人の業務・マネジメントに係る意見募集結果の評価への反映に対する説明等)
 本法人の業務・マネジメントに係る意見募集を実施した結果、意見は寄せられなかった。

【参考資料1】予算、収支計画及び資金計画に対する実績の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
収入						支出					
政府出資金	—	11,000	—	28,166	12,194	貸付金	55,488	86,216	70,140	60,152	52,510
借入金	40,100	56,900	46,600	14,500	29,600	借入金償還	53,634	54,613	55,404	54,858	60,901
私学振興債券	3,998	8,000	8,000	5,000	5,000	借入金利息	10,886	9,879	9,166	8,442	7,434
貸付回収金	64,982	65,681	69,559	74,272	70,353	私学振興債券償還	—	—	—	6,000	6,000
貸付金利息	13,709	12,804	12,340	11,912	10,783	債券利息	807	889	999	1,073	1,032
預金利息	15	7	3	9	3	債券発行諸費	16	30	30	20	20
国庫補助金	324,827	321,782	322,182	339,381	323,807	助成金	73	100	100	100	100
受入寄付金	15,762	13,099	13,616	15,208	17,026	交付補助金	324,827	321,782	322,182	339,381	323,807
受入基金	19	10	8	4	6	配付寄付金	15,455	14,404	12,630	13,638	17,044
基金受取利息	110	110	114	110	110	学術研究振興費	129	129	130	129	130
雑収入	401	595	2,473	2,718	1,813	人件費	1,100	1,039	1,016	1,052	1,117
						一般管理費	159	158	155	160	166
						業務経費	387	379	387	419	410
						施設設備費	—	—	—	—	64
						長期勘定へ繰入	37	50	70	100	100
						雑支出	384	577	2,456	2,702	1,794
計	463,923	489,988	474,895	491,280	470,695	計	463,382	490,245	474,865	488,226	472,629

(単位:百万円)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
費用						収益					
経常費用						経常利益					
交付補助金	324,827	321,782	322,182	339,381	323,807	補助金等収益	324,827	321,782	322,182	339,381	323,807
借入金利息	10,827	9,822	9,118	8,386	7,370	貸付金利息	13,576	12,794	12,315	11,825	10,705
配付寄附金	15,455	14,404	12,631	13,637	17,043	寄附金収益	15,587	14,536	12,764	13,770	17,177
一般管理費	545	552	535	549	568	財務収益・雑益	410	601	2,475	2,727	1,815
その他	2,454	2,948	4,919	5,580	4,168	受託収入	1	1	0	0	0
臨時損失	0	1	0	1	2	臨時利益	390	9	36	50	27
法人税、住民税及び事業税	0	0	0	0	0						
計	354,108	349,509	349,385	367,534	352,958	計	354,791	349,723	349,772	367,753	353,531
						純利益(損失)	683	214	387	219	573
						総利益(損失)	683	214	387	219	573

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

※平成20年度決算において利益が計上された理由は、長期滞納法人からの回収、貸付残高の減少等により、学校法人への貸付債権に対する「貸倒引当金」が減少したことによるものである。

(単位:百万円)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
資金支出						資金収入					
業務活動による支出						業務活動による収入					
交付補助金支出	324,827	321,782	322,182	339,381	323,807	国庫補助金収入	324,827	321,782	322,182	339,381	323,807
貸付による支出	55,488	86,216	70,140	60,152	52,510	貸付金の回収による収入	64,982	65,681	69,559	74,272	70,353
長期借入金の返済による支出	53,634	54,613	55,404	54,858	60,901	長期借入による収入	40,100	56,900	46,600	14,500	29,600
借入金利息支出	10,886	9,879	9,166	8,442	7,434	貸付金利息収入	13,586	12,797	12,275	11,889	10,759
私学振興債券の償還による支出	—	—	—	6,000	6,000	受配者指定寄付金の受入による収入	15,159	13,097	13,584	15,136	17,027
受配者指定寄付金の配付による支出	14,839	14,398	12,596	13,563	17,044	その他の収入	4,645	8,725	10,623	7,888	6,951
その他の支出	3,108	3,061	5,223	5,466	4,585	投資活動による収入	105,875	129,521	108,032	242,246	83,696
投資活動による支出	105,988	130,027	106,035	245,345	80,600	財務活動による収入	19	11,010	8	28,169	12,200
財務活動による支出	110	150	170	200	200	前年度よりの繰越金	11,519	11,832	11,219	13,165	13,240
翌年度への繰越金	11,832	11,219	13,166	13,239	14,552						
計	580,712	631,345	594,082	746,646	567,633	計	580,712	631,345	594,082	746,646	567,633

【参考資料2】貸借対照表の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
資産						負債					
流動資産	601,659	622,286	622,015	610,518	590,940	流動負債	64,667	64,680	71,293	77,460	73,148
固定資産	8,210	7,682	8,206	8,050	7,905	固定負債	489,507	498,520	491,935	445,925	417,942
						負債合計	554,174	563,200	563,228	523,385	491,090
						純資産					
						資本金	48,969	59,969	59,969	88,135	100,329
						資本剰余金	5,365	5,375	5,383	5,387	5,393
						利益剰余金	1,360	1,424	1,641	1,661	2,033
						(うち当期未処分利益)	683	214	387	219	573
						(うち当期未処理損失)	—	—	—	—	—
						純資産合計	55,694	66,768	66,993	95,183	107,755
資産合計	609,869	629,968	630,221	618,568	598,845	負債純資産合計	609,868	629,968	630,221	618,568	598,845

【参考資料3】利益(又は損失)の処分についての経年比較(過去5年分を記載)(単位:百万円)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
I 当期未処分利益(又は損失)					
当期総利益	683	214	387	219	573
当期総損失	—	—	—	—	—
前期繰越欠損金	—	—	—	—	—
II 利益処分額					
積立金	533	44	187	19	373
積立金取崩額	—	—	—	—	—
日本私立学校振興・共済事業団法第35条第1項に基づく助成金	100	100	100	100	100
日本私立学区振興・共済事業団法附則第12条の規定に基づく長期勘定への繰入	50	70	100	100	100

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

※平成20年度決算において利益が計上された理由は、長期滞納法人からの回収、貸付残高の減少等により、学校法人への貸付債権に対する「貸倒引当金」が減少したことによるものである。

【参考資料4】人員の増減の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:人)

職種※	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
職員数	103	103	103	103	103

日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)の平成24事業年度に係る業務の実績評価〔項目別評価〕

【(大項目)1】	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	【評定】 A								
【(中項目)1-1】	1 私立大学等に対する補助事業	【評定】 A								
【(小項目)1-1-1】	(1) 補助金配分方法の見直し状況	【評定】 A								
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:各大学等に対する補助金の交付については、関係法令及び交付要綱等を遵守した適正な配分を行う。</p> <p>中期計画:文部科学省における補助金制度の見直し等の状況を踏まえつつ、効率的な補助金の交付に向け、積極的に文部科学省と協議を行うなど配分方法の適時適切な見直しを行う。</p> <p>年度計画:補助金の適切な配分を行うため、定員超過大学等の定員充足状況に応じた減額をさらに強化するなど、増減率表等の見直しを行う。</p> <p>また、東日本大震災の被災地にある大学等の安定的な教育環境の整備や授業料減免等への支援を行う。</p>		<table border="1"> <tr> <td>H20</td> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table> <p>実績報告書等 参照箇所</p> <p>実績報告書 P.35～42 参照。</p>	H20	H21	H22	H23	A	A	A	A
H20	H21	H22	H23							
A	A	A	A							

【インプット指標】 (単位:百万円、人)

(中期目標期間)	H20	H21	H22	H23	H24
人件費	164	153	154	160	160
業務経費	157	123	132	138	147
(貸付事業収益)	(1,925)	(2,060)	(2,202)	(2,426)	(2,334)
従事人員数	20	19	20	20	20

注1:上記の数値は、財務諸表附属明細書セグメント情報を基に算出した。

注2:単位は百万円未満切り捨てである。

注3:貸付事業収益は、貸付事業における利息収支差をいう。※

注4:従事人員数は、複数の事業を兼務した場合は、それぞれの事業に計上している。

※ 助成業務に係る全ての事業に係る経費(人件費、業務経費)は、貸付事業の収益で賅っており、本事業の人件費・業務経費のみを賅うものではない。また、利益が生じた場合には、私学の研修事業を行う団体に対し助成を行うことで再び私学へ還元するという循環型パッケージ事業を展開している。

なお、これらの事業を実施するために、国からの運営費交付金は受けていない。

評価基準	実績	分析・評価																													
<p>【補助金配分方法の見直し状況】</p> <p>・定員超過大学等の定員充足状況に応じた減額をさらに強化するなど、増減率表等の見直しを行ったか。</p>	<p>(1) 補助金の適切な配分を行うため、定員超過大学等の定員充足状況に応じた減額をさらに強化するなど、増減率表等の見直しを行った。</p> <p>また、東日本大震災の被災地にある大学等の安定的な教育環境の整備や授業料減免等への支援を行った。</p> <p>補助金の適正かつ効率的な配分を行うため、8回にわたり文部科学省と協議を重ね、一般補助、特別補助の項目変更などについて、以下の検討及び見直しを行った(実績報告書 P.35～42)。</p> <p>【一般補助】(実績報告書 P.35～39)</p> <p>① 定員充足状況に応じた減額など増減率表等の見直し</p> <p>ア 補助金の不交付基準(私立大学等経常費補助金取扱要領)の見直し(実績報告書 P.35・39)</p> <p>○ 不交付となる定員超過率の変更(平成 24 年 11 月 15 日付改正)</p> <p>適正な定員管理を促すため、平成 24 年度において、収容定員が 8,000 人以上の大学等に対しては、不交付となる定員充足率を収容定員超過率 1.4 倍以上、入学定員超過率 1.2 倍以上(ただし、経過措置で 1.25 倍以上。医・歯学部除く)に引き下げることにした。</p> <table border="1" data-bbox="672 782 1478 1114"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">収容定員超過率 (在籍学生数/収容定員)</th> <th colspan="3">入学定員超過率(入学者数/入学定員)</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">1.50 倍以上</th> <th>収容定員 8,000 人以上の学校</th> <th rowspan="2">1.30 倍以上</th> <th>学部等[医・歯学部を除く] 収容定員 8,000 人以上の学校(経過措置)</th> <th rowspan="2">医・歯学部 1.10 倍以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 23 年度</td> <td>1.50 倍以上</td> <td>1.50 倍以上</td> <td>1.30 倍以上</td> <td>1.20 倍以上 (1.30 倍以上)</td> <td>1.10 倍以上</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>1.50 倍以上</td> <td>1.40 倍以上</td> <td>1.30 倍以上</td> <td>1.20 倍以上 (1.25 倍以上)</td> <td>1.10 倍以上</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年度</td> <td>1.50 倍以上</td> <td>1.40 倍以上</td> <td>1.30 倍以上</td> <td>1.20 倍以上</td> <td>1.10 倍以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 減額又は不交付措置をとった年度の翌年度以降の取扱い(平成 24 年 11 月 15 日付改正)(実績報告書 P.36)</p> <p>管理運営に課題のある法人への対応を厳格化するため、管理運営が不適正等とされた学校法人等に対する補助金の減額や不交付措置について、改善努力が十分に行われておらず、不適正な事由があると認められる場合は、段階的緩和措置によらず、2 年間減額率を同一とすることができることにした。</p>	区分	収容定員超過率 (在籍学生数/収容定員)		入学定員超過率(入学者数/入学定員)			1.50 倍以上	収容定員 8,000 人以上の学校	1.30 倍以上	学部等[医・歯学部を除く] 収容定員 8,000 人以上の学校(経過措置)	医・歯学部 1.10 倍以上	平成 23 年度	1.50 倍以上	1.50 倍以上	1.30 倍以上	1.20 倍以上 (1.30 倍以上)	1.10 倍以上	平成 24 年度	1.50 倍以上	1.40 倍以上	1.30 倍以上	1.20 倍以上 (1.25 倍以上)	1.10 倍以上	平成 25 年度	1.50 倍以上	1.40 倍以上	1.30 倍以上	1.20 倍以上	1.10 倍以上	<p>補助金配分方法の見直しを通じて、定員管理、情報公開の在り方、社会人の受け入れ支援など学校法人の適切な運営を促す取組が行われており、評価できる。</p> <p>また、東日本大震災に係る被災大学等への支援として、被災私立大学等復興特別補助の対象地域の拡充、資金の一部早期交付など各種のきめ細やかな対応が行われている。</p> <p>さらに、解散命令を受けた学校法人の設置する学校に在籍する学生への対応といった例を見ない事象に適切に対応したことは評価できる。</p> <p>なお、不交付となる定員超過率の収容定員に応じた対応について、収容定員 8,000 人基準のみとしているが、今後は一層きめの細かい対応が望まれる。</p>
区分	収容定員超過率 (在籍学生数/収容定員)		入学定員超過率(入学者数/入学定員)																												
	1.50 倍以上	収容定員 8,000 人以上の学校	1.30 倍以上	学部等[医・歯学部を除く] 収容定員 8,000 人以上の学校(経過措置)	医・歯学部 1.10 倍以上																										
平成 23 年度		1.50 倍以上		1.50 倍以上		1.30 倍以上	1.20 倍以上 (1.30 倍以上)	1.10 倍以上																							
平成 24 年度	1.50 倍以上	1.40 倍以上	1.30 倍以上	1.20 倍以上 (1.25 倍以上)	1.10 倍以上																										
平成 25 年度	1.50 倍以上	1.40 倍以上	1.30 倍以上	1.20 倍以上	1.10 倍以上																										

イ 補助金算定方法等(私立大学等経常費補助金配分基準)の見直し
(実績報告書 P.36~39)

○ 定員超過による傾斜配分の強化(平成 24 年 11 月 15 日付改正)
(実績報告書 P.36~37)

適正な定員管理を促すため、収容定員超過の学部等に係る傾斜配分について、平成 23 年度から平成 25 年度までの年次計画により、平成 24 年度の最大減額率を 36%とするとともに、収容定員 8,000 人以上の大学等については、別途増減率の区分を設け、より減額を強化することとした。

○ 情報の公表に係る取扱いの厳格化(平成 25 年 2 月 28 日付改正)
(実績報告書 P.37~38)

教育情報の公表を義務付ける学校教育法施行規則(平成 23 年 4 月 1 日付改正・施行)を踏まえ、教育研究上の基礎的な情報及び修学上の情報等の取扱いについて、最大減額率を平成 23 年度の 3%減から更に厳格化し、5%減とした。

さらに、財務情報については、公表が相当程度進んでいる状況に鑑み、非公表の法人に公表を促す観点から最大減額率を 1%減から 5%減に厳格化することとした。

変更前 (23年度の基準)		変更後 (24年度の基準)	
	補正方法 (%)		補正方法 (%)
教育研究上の基礎的な情報 (学部等ごとの名称、教育研究上の目的等)	すべて公表 0 非公表情報あり △3	教育研究上の基礎的な情報 (学部等ごとの名称、教育研究上の目的等)	すべて公表 0 2・3項目公表 △3 1項目公表又はすべて非公表 △5
修学上の情報等 (教員組織、各教員が有する学位及び業績等)	5・6項目公表 0 3・4項目公表 △1 1・2項目公表 △2 公表情報なし △3	修学上の情報等 (教員組織、各教員が有する学位及び業績等)	5・6項目公表 0 4項目公表 △1 3項目公表 △2 2項目公表 △3 1項目公表 △4 すべて非公表 △5
財務情報 (前年度の財産目録・貸借対照表・収支計算書・事業報告書・監事の監査報告書)	すべて公表 0 非公表情報あり △1	財務情報 (前年度の財産目録・貸借対照表・収支計算書・事業報告書・監事の監査報告書)	すべて公表 0 4項目公表 △1 3項目公表 △2 2項目公表 △3 1項目公表 △4 すべて非公表 △5
上記以外の情報の公表、上記の情報について分かりやすく加工 (1)教育研究上の情報のうち9項目以上 (2)財務情報のうち3項目以上	(1)及び(2)に該当 +1 上記以外 0	上記以外の情報の公表、上記の情報について分かりやすく加工 (1)教育研究上の情報のうち9項目以上 (2)財務情報のうち3項目以上	(1)及び(2)に該当 +1 上記以外 0

【特別補助】(実績報告書 P.40～41)

○ 補助項目の追加、補助要件の変更等(実績報告書 P.40～41)

以下の項目の算定方法、対象、要件について、追加、変更等を図ることとし、平成 25 年 2 月 28 日付けで、私立大学等経常費補助金配分基準の別記(特別補助)を改正した。

- ・ 成長分野の推進と成長力強化に貢献する人材育成(加算措置及び項目の追加)

今後の経済成長を支える重要分野における雇用に結びつく人材育成を行っている大学等を支援するため、他の教育機関及び産業界と連携する取組や地域を対象とした課題解決型学習などの取組がある場合は、加算措置を行った。

また、就職支援や被災地復興に向けた取組を支援するため、「就職支援・就業力育成の充実に向けた取組み」、「被災地の復興支援に向けた取組み」及び「国の解散命令により存続ができなくなる見込みの大学からの学生の受入れ」を本項目で補助対象とした。

- ・ 社会人の組織的な受入れへの支援(要件の追加)

社会人の受入れを促進するため、①大学等で学んだ社会人の再雇用支援、②地方公共団体との連携による生涯学習や社会人教育の実施、③社会人学生に対する育児支援の実施を共通の要件とするとともに、補助対象の取組に追加した。

また、「正規学生としての受入れへの支援」では、短期大学の地域総合科学科としての適格認定を受けている学科で受け入れている社会人について、その学生数に応じた加算措置を行った。

さらに、正規学生(通信教育部含む。)、科目等履修生、専攻科・別科及び履修証明プログラムにおいて、当該年度に受け入れている社会人学生数等の割合に応じた加算措置を行った。

- ・ 大学等の国際交流の基盤整備への支援(項目の追加)

日本人学生のグローバル化を支援するため、「学生の視野を広げ、国際感覚を養う教育改革の取組み」を本項目で補助対象とした。

- ・ 大学院等の機能の高度化への支援(減額・加算措置)

法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援に係る見直しの観点から、入学者選抜における競争倍率や新司法試験の合格率に係る基準を下回る法科大学院に対し減額措置を行った。一

・東日本大震災の被災地にある大学等の安定的な教育環境の整備や授業料減免等への支援を行ったか。

方、法学未修者に対する授業料減免等の支援を行っている場合には加算措置を行った。

・ 未来経営戦略推進経費(要件の変更)

定員規模の適正化や他機関の人的・物的資源の活用などにより経営改善に取り組む大学等を支援するため、①合併・統合を前提とした経営改善計画や、②地方公共団体等との連携を含む経営改善計画に限り新規採択を行った(他大学のモデルとなる先進的なガバナンス改革を行い、一定の成果を上げている大学等への支援は従前どおり)。

・ 授業料減免及び学生の経済的支援体制等の充実(項目の追加)

「社会保障・税一体改革大綱について」(平成 24 年 2 月 17 日閣議決定)において、好成績を修めた学生等への支援の強化が掲げられたことを踏まえ、「卓越した学生に対する授業料減免等事業」を本項目で補助対象とした。

【東日本大震災に係る被災大学等への支援】(実績報告書 P.41)

○ 私立大学等経常費補助金配分基準の改正

私立大学等経常費補助金配分基準別記(特別補助)の「学費減免に対する経常費助成」を「授業料減免事業等支援経費(震災分)」に名称変更するとともに、補助要件を追加し、基準の明確化を図った。また、「被災私立大学等復興特別補助」における安定的・継続的な教育研究環境の保障を図るため、その整備に向けた取組について対象を福島県内に所在する大学だけでなく、岩手県、宮城県を含めた被災 3 県に所在する大学に拡げることとし、当該補助金の一部を前倒して資金交付するため、平成 24 年 8 月 17 日付けで私立大学等経常費補助金配分基準を改正した。

○ 補助金の早期交付

平成 23 年度に引き続き、震災関係の補助金について、一部を前倒して資金交付することとし、特定被災区域内に学部等を有する大学等に対する「授業料減免事業等支援経費(震災分)」、及び被災 3 県の大学等に対する「被災私立大学等復興特別補助」を平成 24 年度の第一次交付として平成 24 年 9 月 12 日に資金交付した。(交付額: 1,423 百万円)

○ 東日本大震災に係る補助金交付額

「授業料減免事業等支援経費(震災分)」及び「被災私立大学等復興特別補助」として、5,054 百万円を交付した。

・ 平成 24 年度交付額

授業料減免事業等支援経費(震災分) : 4,276 百万円

被災私立大学等復興特別補助 : 778 百万円

合 計 : 5,054 百万円(第一次交付額 1,423 百万円を含む)

○ 震災の影響による学生数の増減に関する取扱いの弾力化(平成 23 年度より継続)

特定被災区域の学部等については、収容定員充足率が 50%以下となった場合でも、補助の対象とすることとした。また、特定被災区域の定員割れ学部等については、増減率の算定にあたり、平成 22 年度の増減率を下限とした。

○ 寄付金(震災義援金)支出に関する取扱いの弾力化(平成 23 年度より継続)

学校法人の寄付金支出について、3 千万円を超える場合は超えた額を補助金基準額から減額できることとなっているが、東日本大震災に係る支援活動を促進するため、震災に関する寄付金で、小科目「震災義援金支出」等の表示を設け会計処理されるものについては、国又は地方公共団体に対するものと同様に、補助金減額調整の積算から除外することとした。

【国の解散命令により存続ができなくなる見込みの大学からの学生の受入れに関する取扱い】(実績報告書 P.42)

○ 私立大学等経常費補助金配分基準の改正

文部科学省が設置する大学設置・学校法人審議会は、同省が諮問した学校法人堀越学園(群馬県高崎市)への解散命令について、平成 24 年 10 月 25 日、「平成 24 年度末までに解散を命ずることが適当」との答申を取りまとめた。同審議会答申を踏まえ、同省は、国として転学等を希望する在学生に対する支援を可能な限り最大限行うとともに、平成 24 年度末までに解散命令を発出することとした。

	<p>このため、私立大学等経常費補助金において、堀越学園が設置する学校に在籍する学生の修学機会が出来る限り保障されるように、当該学生を年度途中で受け入れた大学等に対して受入れ学生数に応じて増額する支援を行うこととし、平成 25 年 2 月 28 日付けで私立大学等経常費補助金配分基準(別記(特別補助)を含む。)を改正した。</p>	
--	--	--

【(小項目)1-1-2】	(2) 補助金制度の周知状況			【評価】 A											
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:各大学等に対し、補助金制度への理解を深め、補助金の適正な使用を周知徹底する取組を強化する。</p> <p>中期計画:各大学等に対し、補助金制度への理解を深め、補助金の適正な使用を周知徹底するため、補助金事務に関する手引書を改訂するなど取組を強化する。</p> <p>また、私立大学等のニーズに応じた内容の研修会を毎年度開催するとともに研修会ごとにアンケートを実施し、理解度を80%以上とする。</p> <p>年度計画:各大学等に対し、補助金制度への理解を深め、補助金の適正な使用を周知徹底するため以下の取組を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 参加者の習熟度やニーズ等に応じたコース別の研修会を実施する。なお、研修内容の理解度等に関するアンケートを実施し、平成23年度の実績を踏まえ、理解度90%以上を目指す。 ② 補助金計算の事例等を通じて制度の仕組みが理解できるよう補助金事務に関する手引書を改定し、発行する。 ③ 配分方法の変更点や申請上注意すべき点等を文書等で周知することにより注意喚起を徹底する。 ④ 大学等の補助事業の実施状況について、実地調査を行う。 				<table border="1"> <thead> <tr> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </tbody> </table>				H20	H21	H22	H23	A	A	A	A
H20	H21	H22	H23												
A	A	A	A												
<p>【インプット指標】</p> <p>【(小項目)1-1-1】と同じ</p>				<p>実績報告書等 参照箇所</p> <p>実績報告書 P.43～48 参照。</p>											
評価基準	実績	分析・評価													
<p>【補助金制度の周知状況】</p> <p>・各大学等に対し、補助金制度への理解を深め、補助金の適正な使用を周知徹底するため、以下の取組を行ったか。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 参加者の習熟度やニーズ等に応じたコース別の研修会を行ったか。また、研修内容の理解度等に関するアンケートの結果が、理解度90%以上となっているか。 	<p>(2) 各大学等に対し、補助金制度への理解を深め、補助金の適正な使用を周知徹底するため以下の取組を行った。(実績報告書 P.43～48)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 補助金説明会(実績報告書P.43～44) <ul style="list-style-type: none"> 学校法人の補助金事務担当者(事務責任者を含む。)を対象に、「私立大学等経常費補助金説明会」(以下「補助金説明会」という。)を平成24年6月に全国6会場(札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、福岡)で開催した。構成は、平成23年度の説明会でのアンケート結果が概ね高評価であったことを踏まえ、平成23年度と同様、1日目を入門者向けの「補助金制度の概要と事務の流れ」、2日目を補助金事務責任者向けの「平成24年度の制度変更と申請上の留意点」とした。入門者向けでは、一般補助・特別補助の概要を説明し、補助金事務責任者向けでは、配分方法の変更点、申請上の留意点及び会計検査院の実地検査状況等について説明し、それぞれ補助金の適正な申請及び使用に関する注意を喚起した。 	<p>補助金説明会のアンケートの理解度については、目標値の90%超を維持しており、評価できる。</p> <p>補助金制度への理解を深め、補助金の適正な使用を周知徹底するため、説明内容・方法の工夫など補助金の適正使用に向けた努力は評価できる。</p> <p>今後は、“不注意による申請上のミス”の一層の減少に向けて、当該ミスの発生原因を分析し、適切に対応されることが望まれる。</p> <p>また、会計検査院実地検査報告における指摘事項への学校法人に対する注意喚起等再発防止への対応も、適時、実施しているが、依然として、不当の指摘を受けている事案が生じていることから、補助金の適正な使用に向けて、さらなる周知徹底を図ることが望まれる。</p>													

<p>② 補助金計算の事例等を通じて制度の仕組みが理解できるよう補助金事務に関する手引書を改訂し、発行したか。</p> <p>③ 配分方法の変更点や申請上注意すべき点等について、文書等による注意喚起を徹底したか。</p> <p>④ 大学等の補助事業の実施状況について、実地検査を行ったか。</p>	<p>また、前年度の会計検査院実地検査報告で不当事項として指摘された事項については、事例を詳しく解説することにより同種の事態を引き起こさないよう注意を促すなど、再発防止に努めた。</p> <p>補助金説明会への参加者数は、入門者向けは 567 法人、1,927 名、責任者向けは 699 法人、3,006 名であった(平成 23 年度:入門者向け 564 法人、1,837 名、責任者向け 706 法人 2,822 名)。</p> <p>○ 参加者の説明(研修)内容の理解度(アンケート結果による)</p> <p>補助金説明会において、参加者全員にアンケートを実施した結果、参加者の理解度は、補助金事務責任者向けが 91.0%(回収率 81.8%)、入門者向けが 92.5%(回収率 88.1%)となり、目標とした 90%を上回った(平成 23 年度:補助金事務責任者向けが 93.3%(回収率 75.2%)、入門者向けが 93.0%(回収率 90.5%))。</p> <p>(アンケート結果の分析と対応)</p> <p>アンケート結果等を分析したところ、概ね高評価であり、平成 23 年度に入門者向け、責任者向けの順とした日程も引き続き評価を得た。また、理解度をより向上させる方策として、Q&A形式での説明を充実させたことが好評であった。</p> <p>② 補助金事務に関する手引書の改訂、発行(実績報告書P.44～45)</p> <p>平成 25 年 3 月に、「補助金事務必携—私立大学等経常費補助金の仕組みと事務の詳細—」を発行し、大学法人、短期大学法人、高等専門学校法人(639 法人)に配付した。</p> <p>③ 文書による注意喚起の徹底(実績報告書P.46)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 文書による注意喚起及び配分基準の公開等 ○ 広報誌『月報私学』による配分方法等の周知 ○ 私学関係団体等の講演・研修会等を利用した補助金制度の周知徹底 <p>④ 事業の実施状況について大学等に対する実地調査(実績報告書P. 47～48)</p> <p>補助金の適正な申請及び使用の状況を確認するため、平成 23 年度に補助金を交付した学校法人のうち 56 法人 82 校に対して実地調査を</p>	
--	--	--

実施した(平成 23 年度:54 法人 81 校)。

調査の結果、不注意による申請上のミスは散見されたものの、法人の管理運営を問うような「不適正な事象」と判断される事例はなかった。

○ 会計検査院検査結果及び対応状況(実績報告書 P. 47)

・ 私立大学等への実地検査の状況

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度
検査対象	53 法人・73 校	29 法人・36 校
指摘事項	6 法人・ 7 件	10 法人・10 件
指摘金額	130,601 千円	59,505 千円

○ 会計検査の根拠等(実績報告書 P. 47)

私立大学等経常費補助金は、事業団が国から資金の交付を受け、同額を学校法人に交付する間接補助方式となっている。補助金の交付を受けている学校法人は、会計検査院法第 23 条第 1 項第 3 号に基づき選択的検査対象に指定され、会計検査を受けることとなっている。

○ 会計検査院から指摘を受けた事項への対応(実績報告書 P. 48)

検査の結果、不当との指摘を受けた事項に関し、会計検査院から事業団に照会文書が送付され、照会内容に対し回答(平成 24 年 8 月中旬)した。その後の具体的措置は以下のとおりである。

・ 指摘補助金額の取消・返還(平成 24 年 10 月下旬)

事業団から当該法人に対し、指摘された補助金額の取消・返還命令を通知し、学校法人から事業団に返還させた(後に事業団から国庫へ返還)。

・ 今後の改善策等の提出(平成 24 年 12 月上旬)

「不当事項」の指摘を受けた学校法人に対し、指摘事項に関する今後の改善策等について文書による提出を求めた。

・ 取消・返還額と同額を更に減額(指摘を受けた年度に交付予定の「一般補助」)

補助金額の取消・返還命令を受けた学校法人等については、私立大学等経常費補助金取扱要領 4.補助金の減額等の(3)に基づ

	<p>き、一般補助の減額交付ができることとなっており、当該法人について返還を命じられた金額と同額を指摘を受けた年度に交付予定の一般補助からも減額した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「外国人留学生に対する授業料減免事業」に係る是正改善処置要求への対応 <p>特別補助に係る「外国人留学生に対する授業料減免事業」について、「経済的に修学困難な留学生」を補助要件とすることに關して、各学校法人への周知等が十分ではないとの指摘がなされ、平成 24 年 6 月に「是正改善処置」を求められた。</p> <p>本要求への対応として、各学校法人に対し、補助金説明会、調査記入要領及び通知文書により、補助条件を周知し、注意喚起するとともに、申請内容及びその根拠となる資料の整備状況を確認するため、具体的な報告を求めるなど審査体制を整備した。</p> <p>○ 全学校法人への周知徹底(実績報告書 P. 48)</p> <p>会計検査院から指摘を受けた事項については、他の学校法人で今後同様の問題が生じないよう注意を促すため、以下の方法により周知徹底を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「補助金事務必携(平成 25 年 3 月発行)」に会計検査院の現地検査への対応や適正な申請に向けた留意点を掲載 ・広報誌『月報私学』(平成 24 年 12 月号)に不当事項の内容掲載と注意喚起 ・学校法人が申請内容を見直すための資料(「事務担当者資料」)に過去からの指摘事例及び見直しのポイントを掲載 ・補助金説明会(全国 6 会場)において会計検査制度や指摘事例の説明及び注意喚起 	
--	---	--

【(小項目 1-1-3)】	(3) 補助金申請方法の改善状況	【評定】 <p style="text-align: center;">A</p>			
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 中期目標:文部科学省の補助金制度の見直し等の状況を踏まえつつ、学校法人に対する経常費補助金の配分方法の適時適切な見直しを行い、補助効果を高めることとする。 中期計画:学校法人が行う補助金交付申請手続きの負担軽減を図るため、調査票を簡素化するなど申請方法の改善を行う。 年度計画:配分方法の見直しにあたっては、学校法人の補助金交付申請手続きの負担軽減に配慮し、調査票の様式の見直しや記入要領の充実に努める。		H20	H21	H22	H23
		A	A	B	A
		実績報告書等 参照箇所			
		実績報告書 P.49 参照。			
【インプット指標】 【(小項目)1-1-1】と同じ					
評価基準	実績	分析・評価			
【補助金申請方法の改善状況】 ・ 配分方法の見直しにあたっては、学校法人の補助金交付申請手続きの負担軽減に配慮し、調査票の様式の見直しや記入要領の充実に努めたか。	(3) 配分方法の見直しにあたっては、学校法人の補助金交付申請手続きの負担軽減に配慮し、調査票の様式の見直しや記入要領の充実に努めた(実績報告書 P. 49)。 ○ 特別補助調査票の様式の見直し及び記入要領の充実 学校法人の補助金交付申請手続きの負担軽減に配慮しつつ、適切な申請が行えるよう、各調査票の記入にあたって根拠となる資料の名称を例示するとともに、当該資料による要件確認の有無を記載させるなど、記入要領の充実に努めた。また、各種調査依頼中に補助金事務担当者から質問が多く寄せられた事項についても、随時Q&Aを追加作成し文書(電子窓口)で周知するなど、学校法人への周知徹底及び注意喚起を図るとともに、適切な申請となるよう努めた。	学校法人に対する経常費補助金の配分方法について、補助金交付申請手続きの負担軽減に配慮しつつ、調査票の様式の見直しや記入要領の充実に努めている。引き続き、関係者の負担軽減への配慮が望まれる。			

【(中項目)1-2】	2 学校法人等に対する貸付事業					【評定】 A
【(小項目)1-2-1】	(1) 借入ニーズの把握及び貸付財源の確保状況					【評定】 A
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:学校法人等の資金需要を踏まえて貸付規模を適切に把握し、その必要な財源を確保するため、引き続き私学振興債券の発行など、自己調達資金の拡大に努める。</p> <p>中期計画:学校法人の施設整備計画及び借入ニーズを把握するため、引き続き調査等を行う。 また、学校法人等の資金需要を満たし、安定した貸付財源を確保するため、引き続き私学振興債券の発行など、自己調達資金の拡大に努める。</p> <p>年度計画:(1) 貸付事業の利用促進を図るとともに、安定した貸付財源を確保する。</p> <p>① 利用促進方策として次のことを行う。</p> <p>ア 借入希望のアンケート調査などにより、今後の借入ニーズを把握する。</p> <p>イ 施設整備計画がある学校法人等を積極的に訪問し、貸付事業の利用促進を図る。</p> <p>ウ 平成24年度以降に借入を希望又は検討している学校法人等に対し、個別の相談会や融資制度の説明会を実施する。特に、耐震改築事業に対する長期低利融資や利子助成制度の周知を図る。</p> <p>エ ホームページ等を活用して貸付制度の周知を図る。</p> <p>② 東日本大震災により被災した私立学校施設の円滑かつ迅速な復旧等のため、引き続き通常より有利な貸付条件で災害復旧費、教育環境整備費の貸付を行う。</p> <p>③ 事業計画938億円の財源を確保するとともに、貸付金残高に占める自己調達資金の拡大に努める。</p>						<p>実績報告書等 参照箇所</p> <p>実績報告書 P.50～56 参照。</p>
【インプット指標】 (単位:百万円、人)						
(中期目標期間)	H20	H21	H22	H23	H24	
人件費	145	165	155	165	160	
業務経費	148	165	136	155	167	
(貸付事業収益)	(1,925)	(2,060)	(2,202)	(2,426)	(2,334)	
従事人員数	17	21	19	20	19	
<p>注1:上記の数値は、財務諸表附属明細書セグメント情報を基に算出した。</p> <p>注2:単位は百万円未満切り捨てである。 注3:貸付事業収益は、貸付事業における利息収支差をいう。※</p> <p>注4:従事人員数は、複数の事業を兼務した場合は、それぞれの事業に計上している。</p> <p>※ 助成業務に係る全ての事業に係る経費(人件費、業務経費)は、貸付事業の収益で賅っており、本事業の人件費・業務経費のみを賅うものではない。また、利益が生じた場合には、私学の研修事業を行う団体に対し助成を行うことで再び私学へ還元するという循環型パッケージ事業を展開している。</p> <p>なお、これらの事業を実施するために、国からの運営費交付金は受けていない。</p>						

評価基準	実績	分析・評価
<p>【借入ニーズの把握及び安定した貸付財源の確保状況】</p> <p>① 貸付事業の利用促進を図るため、以下の取組を行ったか。</p> <p>ア 借入希望のアンケート調査などを行い、今後の借入ニーズの把握を行ったか。</p> <p>イ 貸付事業の利用促進のため、施設整備計画がある学校法人等を積極的に訪問したか。</p>	<p>(1) 貸付事業の利用促進を図るとともに、安定した貸付財源を確保するため、以下の取組を行った(実績報告書 P. 50～56)。</p> <p>① 貸付事業の利用促進方策としての取組(実績報告書 P. 50～53)</p> <p>ア 借入希望のアンケート調査などにより、今後の借入ニーズを把握</p> <p>○ 平成 24 年度借入希望アンケート調査の実施(実績報告書 P. 50～51)</p> <p>平成 24 年度以降の施設整備計画及び平成 24 年度の事業団資金の借入需要額を把握するため、「平成 24 年度施設・設備計画及び事業団資金の借入希望についてお願い」により借入希望のアンケート調査を大学等に対し実施した。</p> <p>○ 新增設借入希望照会(実績報告書 P. 50)</p> <p>平成 24 年度における高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、幼稚園、特別支援学校及び専修学校の新設、定員増等のための施設整備に係る事業団資金の借入需要を把握するため、道府県主管課を通じて借入希望の照会を実施した。</p> <p>○ 文部科学省からの依頼による「私立学校校舎等実態調査」の実施(実績報告書 P. 51)</p> <p>大学法人、短期大学法人及び高等専門学校法人を対象とした「私立学校校舎等実態調査」を平成 23 年度に引き続き実施し、建築年度、耐震化の実施等の法人所有施設の状況を調査し、調査結果を借入ニーズ把握の参考とした。調査にあたっては、事業団電子窓口を利用した。</p> <p>イ 施設整備計画がある学校法人等の積極的な訪問(実績報告書 P. 51)</p> <p>財務内容が健全な法人に対して、事業団融資制度の周知のため、平成 24 年度も積極的に融資促進訪問を行った(延べ 114 法人)。(平成 23 年度:延べ 120 法人)その結果、18 法人、23,111,900 千円の融資に結びついた。</p>	<p>アンケート調査、新增設借入希望照会による借入ニーズの把握、施設整備計画がある学校法人等への訪問、学校法人等に対する個別の相談会や融資制度説明会の実施、さらに、ホームページ等を活用した貸付制度の周知に努め、貸付事業の利用促進を図るとともに、自己調達資金の拡大を含め安定した貸付財源を確保するための取組を行っており評価できる。</p> <p>なお、貸付計画額を大幅に下回る実績に留まっていることから、把握したニーズに基づく資金需要の見通しについては、経済情勢や法人の計画の熟度等を踏まえ、慎重な判断をするよう留意されたい。</p> <p>また、東日本大震災により被災した私立学校施設の復旧等に対する通常より有利な貸付条件での災害復旧費、教育環境整備費の貸付に努めたことは評価できる。</p>

ウ 借入を希望又は検討している学校法人等に対し、個別の相談会や融資制度の説明会を実施したか。特に、耐震改築事業に対する長期低利融資や利子助成制度の周知を図ったか。

エ ホームページ等を活用して貸付制度の周知を図ったか。

ウ 平成 24 年度以降に借入を希望又は検討している学校法人等に対する個別の相談会や融資制度の説明会の実施及び耐震改築事業に対する長期低利融資や利子助成制度の周知(実績報告書 P. 52)

○ 融資相談会(実績報告書 P. 52)

平成 24 年 2 月に実施した借入希望のアンケート調査において、平成 24 年度に借入れの希望がある既設の学校法人を対象とした融資相談会を、会場設定又は学校訪問により、下記のとおり実施した(参加法人数 69 法人、うち訪問 12 法人)。

○ 私立学校施設の耐震化等防災機能強化推進等に関する意見交換会(実績報告書 P. 52)

東日本大震災からの課題を踏まえ、私立学校施設の耐震化等防災安全機能強化を具体的に推進していくための意見交換会に参加し、耐震改築に対する長期低利融資事業を中心に融資制度を説明した(主催:文部科学省、対象:都道府県私立学校主管部課及び私学団体)(参加人数 142 人)。

エ ホームページ等を活用した貸付制度の周知(実績報告書 P. 52～53)

平成 24 年度の貸付制度の総合的利用案内である『私立学校のための融資ガイド』等をホームページで速やかに更新・公開するとともに、以下の方法により制度の周知を図った。

○ ホームページの活用(実績報告書 P. 52)

『私立学校のための融資ガイド』については、平成 24 年 4 月 1 日にホームページを更新した。また、融資金利表については、財政融資資金からの借入条件変更に合わせて、改定の都度ホームページを更新した(平成 24 年 4 月 11 日、5 月 16 日、6 月 13 日、7 月 11 日、8 月 10 日、9 月 12 日、10 月 15 日、11 月 9 日、12 月 12 日、平成 25 年 1 月 17 日、2 月 14 日、3 月 13 日)。

○ 『私立学校のための融資ガイド』(平成 24 年度版・25 年度版)の配付(実績報告書 P. 53)

② 東日本大震災により被災した学校法人等に対し、通常より有利な貸付条件で災害復旧費、教育環境整備費の貸付を行ったか。

○ パンフレット『夢のおてつだい』の配付(実績報告書 P. 53)

○ 広報誌『月報私学』への掲載(実績報告書 P. 53)

○ 全日本私立幼稚園連合会会誌『私幼時報』への掲載【新規】
(実績報告書 P. 53)

② 東日本大震災により被災した私立学校施設の円滑かつ迅速な復旧等に対する通常より有利な貸付条件での災害復旧費、教育環境整備費の貸付(実績報告書 P. 53～54)

○ 被災学校法人に対する震災復旧支援融資の通知等(実績報告書 P. 53)

- ・ 平成 24 年 10 月 17 日:復旧支援融資の案内を岩手・宮城・福島県の学校法人等に送付(送付法人数:197 法人)。借入希望なし。

○ 被災学校法人に対する返済猶予の実施(実績報告書 P. 53～54)

- ・ 平成 24 年 8 月 14 日:平成 24 年 9 月期の返済猶予のお知らせをホームページに掲載。
- ・ 平成 25 年 2 月 25 日:平成 25 年 3 月期の返済猶予のお知らせをホームページに掲載。

・ 返済猶予実績

平成 23 年 3 月期:16 法人、135,968,875 円(元利合計)

平成 23 年 9 月期:9 法人、301,529,930 円(元利合計)

平成 24 年 3 月期:4 法人、22,446,175 円(元利合計)

平成 24 年 9 月期:2 法人、3,564,450 円(元利合計)

平成 25 年 3 月期:1 法人、284,400 円(利息)

計 :32 法人、463,793,830 円

(実法人数:21 法人)

なお、平成 24 年 9 月期まで返済猶予としていた 1 法人については、学校法人の申し出により条件変更を行い、返済猶予を解消した。

また、平成 25 年 3 月末において、返済猶予をしているのは 1 法人 6,426,600 円(元利合計)であった。

○ 東日本大震災により被災した学校法人に対する震災復旧支援融資の実績(実績報告書 P. 54)

(単位:千円)

区 分	平成 23 年度		平成 24 年度		計	
	法人	貸付額	法人	貸付額	法人	貸付額
災害復旧費	21	6,128,800	10	2,302,500	31	8,431,300
災害復旧経営	31	3,660,300	1	100,000	32	3,760,300
計	52	9,789,100	11	2,402,500	63	12,191,600

③ 貸付財源938億円の調達・確保は適切に行われたか。また、貸付金残高に占める自己調達資金の拡大に努めたか。

③ 貸付財源の調達・確保及び自己資金の拡大(実績報告書 P. 54～55)

○ 貸付財源の調達・確保(実績報告書 P. 54～55)

平成 24 年度の貸付実績額は、貸付計画額 938 億円に対し通常分 501 億円、震災分 24 億円の合計 525 億円となった。

貸付財源の調達については、経済危機対応・地域活性化予備費 85 億円(経済対策第 2 弾)及び補正予算により、私立学校施設の耐震化等に係る長期低利(無利子・低金利等)融資を実施することから政府出資金 121 億円が追加措置された。また、自己調達資金である私学振興債券は、計画額どおり 50 億円を発行している。

貸付計画額を下回った主な要因は、学校法人の事業計画の変更による事業の延期等である。また、東日本大震災に係る災害復旧分についても、被災地域の復旧・復興の遅れ等により計画額を下回っている。

ただし、平成 23 年度第三次補正予算より新たに対象とした耐震改築事業は需要が大幅に増え、当初 34 億円のところ 340 億円となった。

貸付財源の調達・確保の状況は次のとおりである。

平成 24 年度事業実績(525 億円)の貸付財源の調達・確保

政府出資金	121 億円
長期勘定からの資金の融通	20 億円
私学振興債券	50 億円
長期借入金(財政融資資金)	276 億円
自己資金(借入金返済額と回収額の差額)	58 億円

○ 私学振興債券発行に係る個別投資家訪問(IR活動) (実績報告書 P. 55)

安定的な債券発行の継続や発行条件のタイト化(金利上乘せ幅の縮小)、投資家層の拡大を見据え、特に、新規投資家候補に対して、事業団の事業概要や事業の重要性の高さ等を周知し、認知度の向上、投資ニーズの喚起を図った。

〈訪問先〉

- ・ 平成 24 年 10 月 3 日～5 日 北海道(6 金融機関等)
- ・ 平成 24 年 10 月 24 日～26 日 京都・滋賀(5 金融機関等)

○ 自己調達資金の拡大(実績報告書 P. 55～56)

平成 24 年度は、平成 23 年度に引き続き、国の政策である東日本大震災により被災した学校法人等の早期復旧を支援するための震災復旧支援融資、私立学校施設の耐震化を促進するための耐震改築事業に対する低利融資を実施した。これらの融資は、通常より有利な貸付条件(無利子・低金利等)であるため、融資を実施することにより生じる逆ざや補填として、政府出資金が 121 億円追加出資された。

これにより、平成 24 年度末の出資金残高は 1,003 億円となり、助成業務の財政基盤の強化が図られた。

自己調達資金のうち、貸付金残高に占める私学振興債券の割合は、平成 24 年度末時点 11.3%となり平成 23 年度末時点 11.1%から 0.2%拡大した。

① 貸付金残高に占める自己調達資金の割合(残高ベース比較)

(単位:百万円、%)

区 分	20年度末	割合	21年度末	割合	22年度末	割合	23年度末	割合	24年度末	割合
貸付金残高	596,710		617,196		617,776		603,656		585,681	
(自己調達資金)										
私学振興債券	52,000	8.7	60,000	9.7	68,000	11.0	67,000	11.1	66,000	11.3
長期勘定	305,394	51.2	291,549	47.2	268,669	43.5	230,998	38.3	192,589	32.9
計	357,394	59.9	351,549	57.0	336,669	54.5	297,998	49.4	258,589	44.2
出資金	48,969	8.2	59,969	9.7	59,969	9.7	88,135	14.6	100,329	17.1
合計(出資金含む)	406,363	68.1	411,518	66.7	396,638	64.2	386,133	64.0	358,918	61.3

② 貸付財源の内訳

(単位:億円)

区 分	当初計画額	変更後計画額	実 績 額
貸付金	938	938	525
政府出資金	—	121	121
財政融資資金	545	545	276
長期勘定借入	276	154	20
私学振興債券	50	50	50
自己資金	67	68	58
合 計	938	938	525

【(小項目)1-2-2】	(2) 貸付対象・貸付条件の見直し状況	【評定】 A			
	<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:学校法人等のニーズ及び民間の融資実態等を踏まえ、適宜貸付対象となる事業、貸付条件の見直しを行う。</p> <p>中期計画:学校法人等のニーズ及び民間の融資実態等に対応して、適宜貸付対象となる事業、貸付条件の見直しを行う。</p> <p>年度計画:学校法人等のニーズに対応して、適宜貸付対象となる事業及び貸付条件の見直しを行う。</p>				
		A	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所			
		実績報告書 P.57～60 参照。			
<p>【インプット指標】</p> <p>【(小項目)1-2-1】と同じ</p>					
評価基準	実績	分析・評価			
<p>【貸付対象・貸付条件の見直し状況】</p> <p>学校法人等のニーズに対応して、貸付対象となる事業及び貸付条件の見直しを適切に行ったか。</p>	<p>(2) 学校法人等のニーズに対応して、適宜貸付対象となる事業及び貸付条件の見直しを行った(実績報告書 P. 57～60)。</p> <p>○ 貸付対象となる事業の見直し(実績報告書 P. 57～58)</p> <p>平成 24 年度補正予算の成立に伴い、平成 27 年度(一部、平成 25 年度)までの間、私立学校施設の耐震化等防災安全機能強化を図るために以下の事業が追加措置された。</p> <p>* 「耐震改築事業に対する長期低利融資」の拡充</p> <p>耐震改築事業に対する長期低利融資の対象校として幼稚園を追加した。なお、この制度については以下の貸付条件とした(表 1)。</p> <p>* 「耐震改修事業及び防災安全機能強化に対する長期低利融資」の創設</p> <p>「防災(地震)機能強化に係る補助金の対象となった耐震改修工事」及び「防災安全機能強化に係る補助の対象となった事業」について耐震改修特別融資、防災安全特別融資として低利の融資を実施した。なお、この制度については以下の貸付条件とした(表 2)。</p>	<p>耐震改修事業や防災安全機能強化についての長期低利融資を創設、保証人の一部免除制度など、学校法人等のニーズに対応した見直しを迅速・適切に行っており、評価できる。</p>			

(表1)耐震改築事業に対する長期低利融資(平成25年3月13日現在)

区分	一般施設費 (耐震改築長期低利融資)		
学種	幼稚園	大学～小学校	専修学校・各種学校
金利	0.5% (固定)	1～3年目： 無利子 4年目以降：0.5% (固定)	通常の一般施設費の貸付金利－ 0.5% 0.9%
償還方法	20年(うち据置2年以内)		
融資額	原則として次の1～3の中、最も低い額が融資額上限		
1 事業査定額	補助対象事業費のうち 学校負担分の 100%	(対象面積×建築単価 －補助金)×80%	
2 資産査定額	正味資産(貸借対照表の総資産－総負債)の		
	40%	30% －事業団の既借入 分	30% －事業団の 既借入分
3 担保査定額	担保物件評価額の80%以内		

(表2)耐震改修事業及び防災安全機能強化に対する長期低利融資

(平成25年3月13日現在)

区分	一般施設費 (防災地震対策費)		
学種	大学～短大	高校～幼稚園	専修学校・各種学校
金利	0.5%(固定)		通常の一般施設費の貸 付金利－0.5% 0.9%
償還方法	20年(うち据置2年以内)		
融資額	原則として次の1～3の中、最も低い額が融資額上限		
1 事業査定額	補助対象事業費のうち 学校負担分の80%	補助対象事業費のうち 学校負担分の100%	補助対象事業費のうち学 校負担分の80%
2 資産査定額	正味資産(貸借対照表の総資産－総負債)の		
	30% －事業団の 既借入分	40%	30% －事業団の 既借入分
3 担保査定額	担保物件評価額の80%以内		

	<p>○ 貸付条件の見直し(実績報告書 P. 58～60)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 保証人の一部免除(実績報告書P. 58) 学校法人の要望や法人金融に関して連帯保証人を求めるケースが減少している社会的趨勢を踏まえ、原則として人的保証をなくして物上担保のみで融資できる制度とするため、平成 24 年度概算要求時に保証人の廃止の制度改正を反映させた要求を行い、平成 24 年度融資から一定の条件を満たす法人に対して保証人を免除することが認められた[助成業務方法書一部改正(4 月 23 日)、融資規程一部改正(5 月 14 日)]。・ 融資金利の改正について(実績報告書P. 58～60) 財政融資資金からの借入条件変更に合わせて融資金利の改正を実施した。	
--	--	--

【(小項目)1-2-3】	(3)延滞債権の回収に向けた取組状況	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:適切な与信審査などリスク管理機能の強化を図るとともに貸付債権の確実な回収に努め、事業の安定的な運営を図る。</p> <p>中期計画:貸付事業の安定的な運営を図るため、引き続き厳格な与信審査を実施するとともに、貸付金等が確実に回収される態勢の整備に努め、今後の学校法人等の経営の悪化を考慮しつつ、平成24年度末の貸付残高に占めるリスク管理債権*の割合を3.0%以下とする。</p> <p>① 貸付先法人の信用格付の変化をモニタリングし、早期に経営状況等の変化を把握するとともに対応策を講じることで滞納の抑制に努める。</p> <p>② 貸付先法人のうち長期滞納法人、貸出条件緩和法人及び将来不良債権化が予測される法人に対して、外部専門家(弁護士、公認会計士等)の助力を得るなど効果的な手段を講じることにより、債権の保全・回収に努める。</p> <p>年度計画:平成24年度末の貸付残高に占めるリスク管理債権*の割合を3.0%以下とする。</p> <p>① 貸付先法人の信用格付の変化をモニタリングし、早期に経営状況等の変化を把握する。</p> <p>② 返済期日に入金のない貸付先法人には、電話、面談、実地調査、文書などによる督促を迅速に行うとともに情報収集を実施し、3ヶ月以上の延滞債権の発生を抑え、早期の滞納解消・回収に努める。</p> <p>③ 貸付先法人のうち滞納法人、貸出条件緩和法人及び近い将来不良債権化が予測される法人に対して、事業団の経営支援部署等と連携するとともに、必要に応じて外部専門家(弁護士、公認会計士等)の助力を得るなど効果的な手段を講じることにより、債権の保全・回収に努める。</p> <p>* リスク管理債権とは、破綻先債権額及び6ヶ月以上の延滞債権額に、3ヶ月以上の延滞債権額及び貸出条件緩和債権額を加えた合計をいう。</p>		H20 A	H21 A	H22 A	H23 A
<p>【インプット指標】</p> <p>【(小項目)1-2-1】と同じ</p>		<p>実績報告書等 参照箇所</p> <p>実績報告書 P.61～66 参照。</p>			

評価基準	実績	分析・評価									
<p>【延滞債権の回収に向けた取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年度末の貸付残高に占めるリスク管理債権の割合が3.0%以下となっているか。 <p>・ 貸付金等の確実な回収のための体制の整備について、以下の取組を行ったか。</p> <p>① 貸付先法人の信用格付の変化をモニタリングし、早期に経営状況等の変化を把握したか。</p>	<p>(3) 平成24年度末の貸付残高に占めるリスク管理債権* の割合を3.0%以下となるよう以下の取組を行った(実績報告書 P. 61～66)。</p> <p>貸付債権のもつ信用リスクを早期に把握し、適切なリスク管理を行うため、「貸付債権の自己査定基準」(預金等受入機関に係る検査マニュアルに準じ、事業団が作成した債務者区分をいう。)に沿って、正常・問題債権の区分けや問題債権の分類を行っている。</p> <p>また、平成23年3月に発生した東日本大震災により被災した貸付先法人に対するリスク管理を行うため、被災状況等に自己査定を反映させ適切なリスク管理を行うとともに、延滞債権の適切な回収に向けた取組の結果、平成24年度末総貸付残高 585,681,870 千円(1,330 法人)に対し、平成24年度末のリスク管理債権額は 16,796,160 千円(51 法人)となり、貸付残高に占めるリスク管理債権の割合は 2.87%となった(平成23年度: 603,656,133 千円、1,348 法人、貸付残高に占めるリスク管理債権の割合は、2.56%)。</p> <p>○ 貸倒懸念債権・破産更正債権等の金額(貸付金等残高に占める割合)(実績報告書 P. 62)</p> <p>平成24年度末の貸付残高に占めるリスク管理債権(貸倒懸念債権・破産更正債権等)の割合は 2.87%と前年度と比較し 0.31%増加した。これは、新規に長期滞納(6ヶ月以上元利金を滞納)した法人(2 法人)があったことによりリスク管理債権額が増加したためである。</p> <p style="text-align: right;">(単位: 千円、%)</p> <table border="1" data-bbox="689 1050 1438 1222"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成23年度末</th> <th>平成24年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リスク管理債権額</td> <td>15,467,423</td> <td>16,796,160</td> </tr> <tr> <td>リスク管理債権額の割合</td> <td>2.56</td> <td>2.87</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 貸付先法人の信用格付の変化をモニタリングし、早期に経営状況等の変化を把握(実績報告書 P. 62～63)</p> <p>新規滞納法人の発生を抑制するため、平成23年度末貸付残高のある法人 1,348 法人について、債務者区分に基づく信用格付作業を実</p>	区 分	平成23年度末	平成24年度末	リスク管理債権額	15,467,423	16,796,160	リスク管理債権額の割合	2.56	2.87	<p>貸付先法人の経営状況等の変化の早期把握による適切なリスク管理や返済及び利息支払いの遅延を防ぐための取組が行われている。また、延滞した債権の的確な回収に努め、リスク管理債権の割合に係る目標値もクリアしており、評価できる。</p> <p>なお、震災関連の法人を含め、将来、不良債権化する可能性のある法人に対する経営指導等を徹底していくことが望まれる。</p>
区 分	平成23年度末	平成24年度末									
リスク管理債権額	15,467,423	16,796,160									
リスク管理債権額の割合	2.56	2.87									

<p>② 返済期日に入金のない貸付先法人には、電話等による督促を迅速に行うとともに情報収集を実施し、3ヶ月以上の延滞債権の発生を抑えたか。また、早期の滞納解消・回収への取組は適切に行われたか。</p>	<p>施(平成24年4月1日～5月11日)し、その推移をモニタリングした(平成24年5月12日～31日)。なお、東日本大震災により被災した東北3県(岩手県、宮城県、福島県)及び茨城県の貸付残高のある高校法人以下の法人については、学生等数の増減及び建物の被災状況を勘案して信用格付作業を実施した。さらに、信用格付の下落が顕著な法人及び低格付で推移している法人については、法人概況表や私学データ作成システムで出力した資料により、学生数等の推移や財務状況から要因を分析するなど、経営状況等の把握に努めた。特に短期滞納1法人に対しては、訪問調査を実施(平成24年4月27日)した。また、貸付時に附帯条項を付した6法人から、平成23年度の決算説明を受けた(平成24年6月12日～7月24日)。</p> <p>さらに、平成22年度新規貸付法人のうち平成23年度に東日本大震災に係る復旧支援融資を最優先としたことから融資対象事業実施状況調査を実施できなかった54法人及び平成23年度貸付法人123法人の合計177法人のうち、98法人について融資対象事業実施状況調査を実施した。</p> <p>② 返済期日に入金のない貸付先法人に対する、3ヶ月以上の延滞債権の発生を抑える早期の滞納解消・回収への取組(実績報告書P.63～65)</p> <p>○ 早期の滞納解消・回収への取組(実績報告書P.63) (返済期日までの確実な入金に対する一般的な注意喚起)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業団の償還方法は、元金の返済が9月15日・20日(10月1日～3月31日契約分)または3月15日・20日(4月1日～9月30日契約分)の年1回、利息の支払いが9月15日・20日と3月15日・20日の年2回となっている。ただし、教育環境整備費については、契約締結日によって4月～8月、10月～2月の間に返済される。 ・ 平成24年度償還分について、平成24年8月14日及び平成25年2月25日に「貸付金に係る償還のご案内」をホームページに掲載した。また、広報誌『月報私学』平成24年8・9月号及び平成25年2・3月号に「貸付金に係る償還のご案内」を掲載し、返済忘れのないよう注意を喚起した。返済期日に入金がなかった場合は、貸付先法人に対して電話や文書等による督促を迅速に行った。 ・ 滞納期間が3ヶ月以上6ヶ月未満の短期滞納法人に対しては、電話や文書等による督促のほか、訪問調査を実施し、直接経営者から 	
--	--	--

事情聴取を行うなどして、滞納期間 6 ヶ月未満での確実な返済を求めた。

* 平成 24 年 3 月発生の滞納 5 法人のうち、3 ヶ月以上滞納したのは、3 法人だった。

* 平成 24 年 9 月発生の滞納 10 法人のうち、3 ヶ月以上滞納したのは、3 法人だった。

○ 回収計画の有無とその内容(実績報告書 P. 63)

事業団では、各貸付先法人の償還期日及び償還額に基づき、当該年度の回収計画を策定し、実施している。

○ 回収計画の実施状況(実績報告書 P. 63～65)

平成 24 年度全体の回収計画額(各貸付先法人から償還が予定されている貸付金の総額) 65,329,100 千円に対する回収実績額は 64,894,783 千円となり、回収率は 99.34%となった(繰上償還及び延滞債権額を除く)。

なお、回収計画額と回収実績額との差額 434,317 千円は、平成 25 年 3 月に発生した新規滞納 2,350 千円(2 法人)、長期滞納法人の 265,617 千円(11 法人)、償還猶予法人の 2,370 千円(1 法人)及び条件変更法人 163,980 千円(1 法人)である。

事業団では、新規滞納発生法人については融資課が電話督促による早期回収を図り、長期滞納法人については審査・管理室が個別法人の状況を把握したうえで債権の回収に努めている。

回収率 (単位:千円)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度
回収計画額(A)	65,282,390	65,329,100
回収実績額(B)	64,773,040	64,894,783
回収率(B/A)	99.22%	99.34%

○ 東日本大震災に伴う措置(実績報告書 P. 65)

・被災した学校法人に対し、平成 22 年度、平成 23 年度に引き続き、

<p>③ 滞納法人、貸出条件緩和法人及び近い将来不良債権化が予測される法人に対して、効果的な手段を講じることにより、債権の保全・回収に努めたか。</p>	<p>平成 24 年 9 月期、平成 25 年 3 月期の元金の償還及び利息の支払いを猶予した。</p> <p>* 平成 25 年 3 月末現在で返済猶予中の法人(1 法人 6,426,600 円)</p> <p>○ 貸付の審査及び回収率の向上に向けた取組(実績報告書P. 65) (適切な貸付の審査に係る取組)</p> <p>平成 24 年度においても引き続き、信用格付(金融庁による「預金等受入機関に係る検査マニュアル」に準じ、事業団が作成した債務者区分をいう。)により、学校法人等に係る信用リスクを把握するとともに、貸付対象事業に係る明細書類及び関係証ひょう並びに必要なに応じて行う現地調査等により、事業の適切性、資金計画の妥当性、償還の確実性、担保物件及び保証人の妥当性について検討し、学校法人等への適切な貸付を行った。</p> <p>(回収率の向上に向けた取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸付先法人の信用格付の変化をモニタリングし、早期に経営状況等の変化を把握することにより、滞納の抑制に努めた。 ・ 返済期日に入金のない貸付先法人には、電話、文書、面談、実地調査などによる督促を迅速に行い、3 ヶ月以上の延滞債権の発生を抑え、早期の滞納解消・回収を図った。 ・ 貸付先法人のうち滞納法人、貸出条件緩和法人及び近い将来不良債権化が予測される法人に対して、事業団の経営支援部署等と連携するとともに、必要なに応じて顧問弁護士の助力を得るなど効果的な手段を講じることにより、債権の保全・回収に努めた。 <p>③ 滞納法人、貸出条件緩和法人及び近い将来不良債権化が予測される法人に対する債権の保全・回収への取組(実績報告書P. 66)</p> <p>○ 新規滞納法人への取組(実績報告書P. 66)</p> <p>平成 24 年 3 月において新たに元利金の滞納が発生した 5 法人については、電話、文書、面談による督促、状況把握に努めた結果、平成 25 年 3 月までに 4 法人の滞納を解消した。未収法人 1 法人については督促を継続している。</p> <p>また、平成 24 年 9 月において新たに元利金の滞納が発生した 10 法人については、電話、文書、面談による督促に努めた結果、平成 25 年 3 月までに 8 法人の滞納を解消した。未収法人 2 法人については、督促を継続している。</p>	
--	--	--

○ 恒常的に滞納を繰返す法人への取組(実績報告書P. 66)

・ 滞納法人への督促

長期滞納(6 ヶ月以上元利金を滞納している)34 法人に対し、文書、電話による督促を行ったほか、18 法人について直接学校法人へ赴き、督促、現況聴取を実施するとともに提出された弁済計画の履行状況を確認するなどにより、滞納解消に向けた取組を継続した。

また、これらの長期滞納法人を所管する道県主管課に連絡し、法人の現況等について状況把握に努めた。

・ 効果的な手段による債権管理の強化

信用リスクの高い法人(長期滞納法人、貸出条件緩和法人及び近い将来不良債権化が予測される法人)のうち 6 法人に対して、私学経営情報センターと協働してプロジェクトチームを編成し、債権の保全・回収について回収計画を含めた経営再建策等の検討を行った。その他の信用リスクの高い法人については、連帯保証人に対する資産調査の実施及び法的対応による債権の保全・回収の可能性について顧問弁護士と協議を行いながら、リスク管理債権の回収に努めた。

また、顧問弁護士と連携し23年度における民事再生申立法人(2 法人)、長期滞納法人(1 法人)の担保物件の競売申立及び調停申立法人(1 法人)について引き続き対応を図るとともに、24 年度に新たに発生した長期滞納法人(1 法人)への連帯保証債務請求申立、特定調停申立法人(2 法人)との交渉による債権の一部回収及び民事再生申立法人(1 法人)について対応した。

【(中項目)1-3】	3 学校法人等に対する経営支援・情報提供事業					【評定】 A								
【(小項目)1-3-1】	(1) 経営改善等に向けた支援の取組状況					【評定】 A								
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:学校法人の経営に関する指導及び助言を行う文部科学省と連携し、学校法人の経営改善及び安定に向けた経営の分析及び経営相談などの取組を強化する。</p> <p>中期計画:学校法人の経営改善及び安定に向けた取組について積極的に支援するため、経営相談の実施及び必要に応じたフォローアップを行う。</p> <p>また、個別の学校法人の様々な要望に応じて、きめ細かな経営相談を実施するとともに、その体制の充実を図る。</p> <p>年度計画:学校法人の経営改善及び安定に向けた支援として、次のような取組を行う。</p> <p>① 学校法人の経営状態について、経営判断指標等により、詳細なモニタリングを定期的に行うとともに、経営相談、講師派遣、面談、電話など様々な手段を活用して質問への回答、事例の紹介、経営改善方策の提案等を積極的に行う。</p> <p>また、学校法人からの相談内容について専門的知見を要する事例が増加していることから、私学経営に関する専門知識を持った弁護士・公認会計士等の人材を登録・管理し、学校法人の要望に応じて活用する「専門家人材バンク」を積極的に活用する。</p> <p>② 経営困難な学校法人に対して、文部科学省と連携して一層積極的に経営相談を実施する。</p> <p>③ 経営相談の実施体制を充実するため、経営相談マニュアルの内容について不断の見直しを行い、必要な改善を行う。</p> <p>また、経営相談を担当する職員の資質向上を図るため内部研修等を充実する。</p> <p>④東日本大震災で被災した学校法人等からの経営相談に引き続き「災害対策相談窓口」において対応する。</p>						<table border="1"> <tr> <td>H20</td> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table>	H20	H21	H22	H23	A	A	A	A
H20	H21	H22	H23											
A	A	A	A											
【インプット指標】 (単位:百万円、人)						<p>実績報告書等 参照箇所</p> <p>実績報告書 P.67～70 参照。</p>								
(中期目標期間)	H20	H21	H22	H23	H24									
人件費	250	193	197	193	187									
業務経費	229	217	260	257	297									
(貸付事業収益)	(1,925)	(2,060)	(2,202)	(2,426)	(2,334)									
従事人員数	28	25	25	24	21									
<p>注1:上記の数値は、財務諸表附属明細書セグメント情報を基に算出した。</p> <p>注2:単位は百万円未満切り捨てである。</p> <p>注3:貸付事業収益は、貸付事業における利息収支差をいう。※</p> <p>注4:従事人員数は、複数の事業を兼務した場合は、それぞれの事業に計上している。</p> <p>※ 助成業務に係る全ての事業に係る経費(人件費、業務経費)は、貸付事業の収益で賄っており、本事業の人件費・業務経費のみを賄うものではない。また、利益が生じた場合には、私学の研修事業を行う団体に対し助成を行うことで再び私学へ還元するという循環型パッケージ事業を展開している。</p> <p>なお、これらの事業を実施するために、国からの運営費交付金は受けていない。</p>														

評価基準	実績	分析・評価
<p>【経営改善等に向けた支援の取組状況】 ・学校法人の経営改善及び安定に向けた支援として、以下の取組を行ったか。</p> <p>① 経営判断指標等による詳細なモニタリングを定期的に行うとともに、経営相談等の支援は、積極的に行われたか。 また、「専門家人材バンク」に登録、管理された人材を積極的に活用したか。</p>	<p>(1) 学校法人の経営改善及び安定に向けた支援として、以下の取組を行った。(実績報告書 P. 67～70)。</p> <p>① 学校法人の経営状態について、経営判断指標等により、詳細なモニタリングを定期的に行うとともに、経営相談、講師派遣、面談、電話など様々な手段を活用して質問への回答、事例の紹介、経営改善方策の提案等を積極的に行った。 また、学校法人からの相談内容について専門的知見を要する事例が増加していることから、私学経営に関する専門知識を持った弁護士・公認会計士等の人材を登録・管理し、学校法人の要望に応じて「専門家人材バンク」を積極的に活用した。</p> <p>○ 経営判断指標によるモニタリングの実施(実績報告書 P. 67) 平成 24 年 5 月 1 日現在の学生生徒等数及び平成 23 年度決算により、大学、短期大学、高等専門学校及び高等学校法人のうち、「学校法人 基礎調査」の提出のあった全ての学校法人(1,354 法人)に対して、経営判断指標を設定しモニタリングを実施した。</p> <p>○ 経営判断指標の精緻化と変更点の周知(実績報告書 P. 67～68) 平成 24 年 3 月に学校法人の経営の状況と見通しをより精緻に分析・診断することを目的として「経営判断指標の精緻化」を行った。精緻化の内容は、①法人全体の指標を 7 区分から 14 区分に細分化したこと、②学校単位の指標を創設したことである。精緻化に伴う主な変更点について、広報誌『月報私学』平成 24 年 7 月号に掲載し周知を図った。</p> <p>○ 経営相談を実施(申込法人全体に対して実施)(実績報告書 P. 68) 平成 24 年度は、大学法人 77 法人、短期大学法人 22 法人、高等学校法人 13 法人の計 112 法人から経営相談の申し込みがあり、その全てに対して経営相談を実施した(平成 23 年度:大学法人 61 法人、短期大学法人 23 法人、高等学校法人 16 法人の計 100 法人)。</p>	<p>学校法人の経営改善及び安定に向けた支援として、経営判断指標等によるモニタリング、専門家人材バンクの活用などの取組を積極的に行っている。</p> <p>また、経営困難な学校法人に対する経営相談、経営相談マニュアルの内容の改善、経営相談を担当する職員の資質向上を図るため内部研修等、さらに、「災害対策相談窓口」にて東日本大震災で被災した学校法人等からの経営相談など積極的な取組を行っている。</p> <p>なお、いくつかの取組で相談件数の減少が見られるが、事業団の能動的・積極的な支援の成果と考えられ、学校法人の経営改善及び安定に向けた取組が浸透してきたものと評価できる。</p>

○ 専門家人材バンクの活用(実績報告書 P. 68)

平成 23 年 3 月に設置した専門家人材バンクに登録している専門家は、弁護士、公認会計士、社会保険労務士、再生専門家、学長等の教学専門家であり、平成 25 年 3 月 31 日現在で 26 名(平成 24 年 3 月 31 日現在、22 名)に登録している。

このうち、弁護士 1 名、公認会計士 1 名、社会保険労務士 1 名の計 3 名については、以前から私学経営相談員として、毎月一定時間の相談を委嘱しているため、別途契約を締結している。

- ・ 相談件数:20 件(平成 23 年度:29 件)

平成 24 年度においては、経営相談における専門的課題の解決、学校法人の研修(FD・SD)での講演及び事業団が主催する私学リーダーズセミナー等に当該専門家を活用した。

- ・ 相談等件数:10 件(平成 23 年度:24 件)

※相談等件数には、私学経営相談員としての活動分は含まない。

○ 個別法人分析会の実施(実績報告書 P. 68)

私学リーダーズセミナーの参加法人に対し個別法人分析会を実施するとともに、法人の希望に応じて専門家相談を実施した。

実施法人数 89 法人(平成 23 年度:108 法人)。

その他の取組については、次のとおりである。

○ 教育条件及び経営に関する相談及び指導・助言(実績報告書 P. 68～69)

学校法人の役職員の訪問、文書依頼又は電話等によって、教育条件及び経営に関する諸問題について常時相談を受けており、適宜必要な指導・助言を行っている。相談の主な内容は、会計処理、規程や財務等である。

- ・ 相談件数:会計処理 688 件、規程 34 件、財務 21 件、学生募集・志願動向 8 件、被災対応 6 件、管理運営等その他 161 件:計 918 件(平成 23 年度:会計処理 949 件、規程 46 件、財務 52 件、学生募集・志願動向 13 件、被災対応 83 件、管理運営等その他 509 件:計 1,652 件)。

〔相談件数の増減要因〕

(平成 23 年度)

平成 23 年 3 月に「私立学校運営の手引き 4 巻シリーズ」のうち、第 1 巻「私学の経営分析と経営改善(PDF)」、第 2 巻「大学・短期大学の経営基盤強化事例集(冊子)」、第 4 巻「私学の自主的な撤退に当たっての留意事項(PDF)」の 3 巻を刊行(HP等で公表)したことにより増加した。

(平成 24 年度)

- ・ 上記の「私立学校運営の手引き」が周知されたことから減少した。
- ・ 対応の質の向上を心がけ、質問の趣旨等を深く理解した上で回答することや、質問内容を理解、解決するために必要な事項も斟酌して丁寧に説明する等、きめ細かな対応に努めたことにより減少した。
- ・ 東日本大震災対応への質問が減少した。

○ 教育条件及び経営に関する資料の作成・提供(実績報告書 P. 69)

学校法人等の依頼を受け、学校法人基礎調査のデータをもとに、入学志願動向、財務分析等の教育条件及び経営に関する分析資料を作成し提供した。

学校法人等への資料提供件数 173 件(平成 23 年度:274 件)

〔作成・提供依頼件数の増減要因〕

(平成 23 年度)

- ・ 文部科学省からの学校法人運営調査に係る資料の提供依頼が増加した。
- ・ 私学団体が主催する研修会において、データを提供する旨のPRを行ったため増加した。

(平成 24 年度)

- ・ 文部科学省や私学関係団体からの依頼件数が減少した。
- ・ 学校法人での講演や、事業団が開催したセミナー(私学マネジメントセミナー、私学リーダーズセミナー、私学スタッフセミナー)で、事業団作成の資料を積極的に提供したため(講師派遣:平成 23 年度 42 件→平成 24 年度 60 件、経営相談:平成 23 年度 100 件→平成 24 年 121 件)減少した。

○ 私学関係団体等の依頼による研修会等講師派遣(実績報告書 P. 69)

私学関係団体、学校法人、官公庁などの依頼を受け、当該団体が

<p>② 経営困難な学校法人に対して、文部科学省と連携して一層積極的に経営相談を実施したか。</p> <p>③ 経営相談マニュアルの内容についての必要な改善を行ったか。また、経営相談を担当する職員の資質向上を図るための内部研修等を充実させたか。</p> <p>④ 東日本大震災で被災した学校法人等からの経営相談を「災害対策相談窓口」において引き続き対応したか。</p>	<p>開催する私立学校の教育条件及び経営に関する研修会、講演会等に講師を派遣した。</p> <p>私学関係団体等に 49 件、学校法人に 13 件：計 62 件を実施（平成 23 年度：私学関係団体等に 31 件、学校法人に 15 件：計 46 件）</p> <p>○ 私学情報資料室の管理（実績報告書 P. 69）</p> <p>教育全般に関する図書、学校法人の寄附行為等諸規程集（大学・短期大学法人の検索システムを毎月更新）、私立学校の自己点検・評価報告書、年史、法令判例集などを整備している。事業団内部や私学関係者の利用に供することを目的として、九段事務所 1 階に私学情報資料室を設置している。</p> <p>私学情報資料室の外部利用件数 189 件（平成 23 年度：181 件）</p> <p>② 経営困難な学校法人に対して、文部科学省と連携した、一層積極的な経営相談の実施（実績報告書 P. 69～70）</p> <p>①の経営相談のうち、経営困難な学校法人に対する経営相談（89 法人）を行うとともに、そのうち 38 法人については、事業団が経営改善計画の作成を支援し、文部科学省と共同して計画の進捗状況を把握する法人として、経営相談を実施した。</p> <p>③ 経営相談マニュアルの内容について改善及び内部研修会の実施（実績報告書 P. 70）。</p> <p>経営相談を担当する職員を対象として、経営相談マニュアルの内容に基づいた内部研修会の実施や経営相談当日の対応方針及び提供資料について事前に担当職員と議論する経営相談事前検討会の実施などを通じて、担当する職員の資質の向上を図った。</p> <p>④ 東日本大震災で被災した学校法人等からの経営相談に引き続き「災害対策相談窓口」において対応（実績報告書 P. 70）。</p> <p>○ 被災 3 法人から経営相談の申し込みを受け、「災害対策相談窓口」にて対応した。</p> <p>○ 被災対応に伴う経済的支援・会計処理等の相談を電話等により受け、適宜必要な指導・助言を行った。</p> <p>・ 相談件数：会計処理 6 件 計 6 件（平成 23 年度：経済的支援 5 件、会計処理 72 件、その他震災関連 6 件 計 83 件）</p>	
--	---	--

【(小項目)1-3-2】	(2) 経営改善計画の作成支援状況	【評定】 S			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:情報収集・調査結果を分析し、学校法人等の財務状況の改善等の参考となるよう、積極的な情報提供に努める。</p> <p>中期計画:経営改善計画の作成支援については、次のような取組を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 学校法人が自ら経営上の問題点を見つけられる自己診断チェックリストを提供し、取組課題を早期に認識させ、改善を促す。 ② 私学経営等についての専門的な知見を活用しつつ、経営困難な学校法人の経営改善計画の作成支援をするとともに、その進捗状況のフォローアップを行う。 ③ 経営改善計画を立案・実行する経営者及び専門スタッフの人材育成を支援する。 <p>年度計画:経営改善計画の作成支援及び進捗状況のフォローアップについては、次のような取組を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 学校法人が自ら経営上の問題点を見つけられる自己診断チェックリストの見直しと充実を図る。 ② 経営困難な学校法人が数値目標と期限を明確にした抜本的な経営改善計画を作成するにあたり、専門的知見を活用しつつそれを支援するとともに、定期的なヒアリング等で進捗状況のフォローアップを行う。 ③ 経営者及び専門スタッフの人材育成を支援するため、経営改善計画を策定するための教材(基礎知識編・ケーススタディ編)の見直しと充実を図る。 		H20	H21	H22	H23
		A	A	A	A
<p>実績報告書等 参照箇所</p> <p>実績報告書 P.71～72 参照。</p>					
<p>【インプット指標】</p> <p>【(小項目)1-3-1】と同じ</p>					
評価基準	実績	分析・評価			
<p>【経営改善計画の作成支援状況】</p> <p>・ 経営改善計画の作成支援及び進捗状況のフォローアップについて、以下の取組を行ったか。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 自己診断チェックリストの見直しと充実を図ったか。 	<p>(2) 経営改善計画の作成支援及び進捗状況のフォローアップについて、次のような取組を行った(実績報告書 P. 71～72)。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 学校法人が自ら経営上の問題点を見つけられる自己診断チェックリストの見直しと充実を図った(実績報告書 P. 71)。 <p>学校法人が自らの経営状態の問題点を発見して、取組課題を早期に認識するために自己診断チェックリストのモデルとして、大学・短期大学編と高等学校独自の視点を加えた高等学校編を作成し、ホームページにて公開した。</p> <p>平成 22 年度版から、利用方法を簡単に解説した「自己診断チェックリストの活用方法」を加えてホームページに公開している。特に平成 23 年度の変更点については、解説文を広報誌『月報私学』平成 24 年 7 月号に掲載し、周知を図った。</p>	<p>学校法人の自己診断チェックリストの見直しを図っており、評価できる。</p> <p>また、経営困難な学校法人の経営改善計画の作成支援や定期的な進捗状況のフォローアップ、また、経営改善計画を策定するための教材の見直し・充実など経営困難校に対する支援が充実しており、高く評価できる。</p>			

<p>② 経営困難な学校法人の経営改善計画の作成にあたり、専門的知見を活用しつつそれを支援するとともに、計画の進捗状況のフォローアップは適切に行われたか。</p>	<p>なお、平成 24 年度版については、データ更新を行うとともに、「管理運営等に関するチェックリスト」の見直しも実施し、ホームページに公開した(PDF版:平成 25 年 2 月 27 日、エクセル版:平成 25 年 3 月 29 日)。</p> <p>自己診断チェックリストのアクセス件数は、大学・短期大学編 9,151 件(PDF版 7,598 件・エクセル版 1,553 件)、高等学校編 2,166 件(PDF版 956 件・エクセル版 1,210 件)であった。</p> <p>② 経営困難な学校法人が数値目標と期限を明確にした抜本的な経営改善計画を作成するにあたり、専門的知見を活用しつつそれを支援するとともに、定期的なヒアリング等で進捗状況のフォローアップを実施した(実績報告書 P. 71～72)。</p> <p>学校法人は早期に自らの経営上の問題点を把握し、その解決に積極的に取り組む必要がある。平成 19 年 8 月に公表した「学校法人活性化・再生研究会最終報告」において、経営困難状態(いわゆるイエローゾーン)の学校法人は正常状態への回帰を目指して、早期に期限と目標を明確にした経営改善計画を立案し実施すべきであり、事業団はその作成を支援すべきとされている。この報告を受け平成 20 年度の経営相談より、経営相談の実施項目の中に「経営改善計画作成支援」を追加した。</p> <p>平成 24 年度は、大学法人 33 法人、短期大学法人 14 法人、高等学校法人 2 法人の計 49 法人から経営改善計画作成支援の申し込みがあり、その全てにおいて経営相談を実施した(平成 23 年度:大学法人 36 法人、短期大学法人 16 法人、高等学校法人 3 法人の計 55 法人)。</p> <p>個別の学校法人によっては、その進捗状況により複数回の学校訪問等により、経営改善計画の作成を支援した。</p> <p>具体的な支援としては、事業団が独自に作成した「経営改善計画の内容として標準的に盛り込むべき項目の記入例(本文様式・財務計画表様式・実施管理表様式・本文記入要領・実施管理表記入要領)」を提供している。また、現状分析や今後の方向性を定めるツールとしての「損益分岐点分析」や「SWOT分析」も必要に応じて実施し、提供している。</p> <p>なお、平成 23 年度以前に経営改善計画を作成した法人に対しては、計画の実施状況について実施管理表等を用いてヒアリングを行</p>	
---	--	--

<p>③ 経営者及び専門スタッフの人材育成を支援するため、経営改善計画を策定するための教材(基礎知識編・ケーススタディ編)の見直しと充実を図ったか。</p>	<p>うことで進捗状況を把握し、必要に応じて指導・助言を行った。</p> <p>③ 経営者及び専門スタッフの人材育成を支援するため、経営改善計画を策定するための教材(基礎知識編・ケーススタディ編)の見直しと充実を図った(実績報告書 P. 72)。</p> <p>経営改善計画を策定するための教材は、「基礎知識編」として経営改善計画の内容として標準的に盛り込むべき項目の記入例等を、「ケーススタディ編」として具体的な作成事例等をホームページに公表し、毎年度内容の見直しと充実を図っている。平成 24 年度は「実施管理表(単科大学編)」を新規作成し、平成 25 年 3 月 29 日にホームページで公開した。</p>	
<p>S 評定の根拠(A 評定との違い)</p>		
<p>経営改善計画の作成支援等においては、本中期目標期間を通じて、積極的に改善を図り、平成24年度においても特に、「管理運営等に関するチェックリスト」を見直し、経営改善計画を策定するための教材として「実施管理表(単科大学編)」を新たに作成するなど、更なる充実が図られた。これらの実績は、中期計画を期待以上に上回るものであり、今後の学校法人等の財務状況の改善等にとって大いに資するものと考えられる。したがって、本項目については、特に優れた実績と判断し、S評定とした。</p>		

【(小項目)1-3-3】	(3)ホームページ内容の工夫・改善の取組状況	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標: 情報収集・調査結果を分析し、学校法人等の財務状況の改善等の参考となるよう、積極的な情報提供に努める。</p> <p>中期計画: 私立学校の教育条件及び経営に関する情報の利用を促進するため、ホームページの内容を工夫し、利用者が活用しやすいものになるよう改善を行う。</p> <p>年度計画: ホームページの内容を工夫し、利用者が活用しやすいものにするため、更新情報に担当部署等の表示を行うなど、引き続き必要な改善を行う。</p>		H20	H21	H22	H23
		A	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所			
		実績報告書 P.73~74 参照。			
<p>【インプット指標】</p> <p>【(小項目)1-3-1】と同じ</p>					
評価基準	実績	分析・評価			
<p>【ホームページ内容の工夫・改善の取組状況】</p> <p>ホームページの内容を工夫し、利用者が活用しやすいものにするため、更新情報に担当部署等の表示を行うなど必要な改善を引き続き行ったか。</p>	<p>(3) ホームページの内容を工夫し、利用者が活用しやすいものにするため、更新情報に担当部署等の表示を行うなど、引き続き必要な改善を行った(実績報告書P. 73~74)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各種申請用紙等のダウンロードページの追加 助成業務の各事業で学校法人が頻繁に使用する各種申請用紙等のダウンロードが可能なページを作成し、事業団ホームページのトップページ及び助成業務事務担当者向けのページにバナーやリンクを追加した。 ○ 更新情報に担当部署等の画像表示を追加 利用者が必要な情報やサービスに、より効率よくアクセスできるようにするため、事業団ホームページにカテゴリ別のアイコンを自動で表示できるよう、ホームページ作成支援システムのメンテナンスを行った。 	<p>各種申請用紙等のダウンロードページや更新情報に担当部署等の画像表示を追加する改善を図り、ホームページの内容を工夫し、利用者が活用しやすいものとなり、評価できる。</p>			

【(小項目)1-3-4】	(4) 情報収集提供機能の充実・改善状況	【評定】			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標: 情報収集・調査結果を分析し、学校法人等の財務状況の改善等の参考となるよう、積極的な情報提供に努める。</p> <p>中期計画: 私立学校の教育条件及び経営に関する情報を蓄積するデータベースのさらなる充実を図るため、情報収集提供機能を改善する。</p> <p>① 電子窓口システムを改善し、学校法人の利便性を向上させるとともに、私学団体等に対しても利用可能なものとする。</p> <p>② ネットワークを利用した各種情報収集提供システムについて、機能の追加・拡充を行う。</p> <p>年度計画: 私立学校の教育条件及び経営に関する情報を蓄積するデータベースのさらなる充実を図るため、情報収集提供機能を改善する。</p> <p>① 迅速かつ円滑な情報提供を行うために今日の私学財政閲覧システム、今日の私学財政集計システム、私学データ作成システム、センターシステム、私学情報検索システムの現行システムのデータの取得から情報提供までの過程を見直し、共通の運用が行えるシステムを完成させる。</p> <p>② 私立学校の教育情報等について、新たな情報の蓄積・活用の検討を行う。</p> <p>③ 事業団が主催するセミナーや講演等においてネットワークを利用した私学データ作成システム、今日の私学財政閲覧システム、今日の私学財政集計システムの説明を行い、利用促進を図る。</p> <p>④ 政府機関統一基準に準拠した「情報セキュリティポリシー」に基づき、情報セキュリティの維持に取り組む。</p>		A			
		H20	H21	H22	H23
		A	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所			
		実績報告書 P.75～78 参照。			
<p>【インプット指標】</p> <p>【(小項目)1-3-1】と同じ</p>					
評価基準	実績	分析・評価			
<p>【情報収集提供機能の充実・改善状況】</p> <p>・私立学校の教育条件及び経営に関する情報を蓄積するデータベースのさらなる充実のため、情報収集提供機能の改善について、以下の取組を行ったか。</p> <p>① 迅速かつ円滑な情報提供を行うため、今日の私学財政閲覧システム等の現行システムを見直し、共通の運用が行える「私学情報提供システム」を完成させたか。</p>	<p>(4) 私立学校の教育条件及び経営に関する情報を蓄積するデータベースのさらなる充実を図るため、情報収集提供機能の改善を以下のとおり行った(実績報告書P. 75～78)。</p> <p>①現行システム見直し及び私学情報提供システムの構築(実績報告書P. 75～76)。</p> <p>現在運用中である「今日の私学財政閲覧システム」、「私学データ作成システム」、「今日の私学財政集計システム」、「センターシステム」、「SQLシステム(私学情報検索システム)」は、それぞれのシステムの構築時期・運用歴が異なることから、システムごとにデータベース化しており、情報提供に至るまでの過程で重複する作業が発生している。迅速かつ円滑な情報提供を行うため、データの取得を一元</p>	<p>私立学校の教育条件及び経営に関する情報を蓄積するデータベースのさらなる充実のため、現行システムを見直し、また、3カ年計画により既存の複数データベースの一元化によるシステム最適化を図る「私学情報提供システム」の開発が完了したことは評価できる。次年度からの運用成果に期待したい。</p> <p>また、経営相談や研修会等の機会を活用し、私学データ作成システム等の周知、利用促進を図ったほか、「情報セキュリティポリシー」に基づき、情報セキュリティの維持に向けた取組を適切に行っており、評価できる。</p>			

<p>② 私立学校の教育情報等について、新たな情報の蓄積・活用に関する検討を行ったか。</p>	<p>化してデータベースを共通化した新しいシステムを平成22年度から平成24年度までの3ヶ年計画で構築した。</p> <p>開発初年度の平成22年度は、データ検索の仕組み、データの取得等を管理する仕組み及び刊行物である『今日の私学財政』の作成を支援する「今日の私学財政作成システム」を開発した(平成23年9月より事業団内部の運用開始)。</p> <p>平成23年度は、基本的な帳票である法人個別帳票、条件設定帳票を作成する「私学情報提供システム」を開発した(平成24年6月～11月までの間、事業団内各部署で段階的に運用開始、平成25年4月より学校法人の利用開始)。</p> <p>最終年度の平成24年度は複合的な条件設定によるデータの抽出・提供を可能にした「汎用検索システム」を開発した(平成25年3月より事業団内部の運用開始)。平成24年度までの開発により、3ヶ年計画で体系化した一連のシステムが完成した。これにより、データベースが共通化され、迅速かつ円滑な情報提供が行えることとなった。</p> <p>また、幼稚園法人等を対象とした『学校法人等基礎調査』における調査票回収から情報提供までの過程を迅速化するため、全学校法人等のデータを一括でデータベースに格納する仕組みを改善し、個別学校法人や都道府県別のデータのみで格納できる仕組みを開発した。これにより、今までは提出された全調査票の精査等が完了するまで情報提供することができなかったが、個別学校法人の精査が完了した時点で情報提供することが可能となった(平成25年度運用開始)。</p> <p>② 私立学校の教育情報等について、新たな情報の蓄積・活用の検討を行った(実績報告書P. 76)。</p> <p>私立学校の教育情報を収集・データベース化し、有効に活用又は提供するための施策等を検討・立案するため、平成24年2月13日に私学情報推進会議(委員(外部有識者)10名で組織)を設置し、これまで8回開催し、教育情報の在り方について検討した。</p> <p>また、大学ポートレート(仮称)準備委員会※との連携を図りつつ、私立大学版の大学ポートレートについても検討を行った。</p> <p>第1回会議 平成24年 3月26日 第2回会議 5月21日 第3回会議 6月25日</p>	
---	--	--

第4回会議 9月 4日
 第5回会議 10月10日
 第6回会議 12月 6日
 第7回会議 平成25年 1月17日
 第8回会議 3月19日

※「大学における教育情報の活用・公表に関する中間まとめ」(平成23年8月5日文科科学省「大学における教育情報の活用支援と公表の促進に関する協力者会議」)を踏まえ、大学や大学団体等の教育情報の活用・公表のための共通の基盤としての「大学ポートレート(仮称)」の整備に向け、必要な検討を行うために大学評価・学位授与機構に設置された委員会。

③ 私学データ作成システム等の利用促進を図ったか。

③ 私学データ作成システム等の利用促進事業(実績報告書P.76～77)

経営相談、外部で開催される研修会等での講演(62回)、全国4会場での「私学リーダーズセミナー」(各会場個別法人分析会を含む)等の機会を活用し、当該システムで作成した分析資料等について説明する際、システムの利用方法等を周知することにより利用促進を図った。また、新システムである「私学情報提供システム」について、私学マネジメントセミナーや法人のポータルサイトに掲載し周知した。

情報提供システムのアクセス件数

区 分	平成23年度	平成24年度
私学データ作成システム	2,568	1,951
今日の私学財政システム	25,205	28,196

(アクセス件数の増減要因)

- ・「私学データ作成システム」のアクセス件数が、平成23年度から平成24年度にかけて617件減少している。その主な原因は、学校法人のシステム環境の変化(基本ソフトのバージョンアップ等)によって、「私学データ作成システム」が使用している基本ソフト(Access2000)と不具合が発生したことである。このため、不具合

<p>④ 「情報セキュリティポリシー」に基づき、情報セキュリティの維持に向けた取組を適切に行ったか。</p>	<p>を解消しより一層迅速かつ円滑な情報提供を行う、新しいシステムを開発した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校法人での講演や、学校法人を集めたセミナー等で、事業団作成の資料を積極的に提供したため(講師派遣:平成 23 年度 42 件→平成 24 年度 60 件、経営相談:平成 23 年度 100 件→平成 24 年 121 件)減少した。 ・ 「今日の私学財政(大学・短期大学編)」と「今日の私学財政(高等学校・中学校・小学校編)」について、平成 24 年度版から CD-ROM 化して、学校法人基礎調査の提出のあった学校法人に配付した。CD-ROM には従来の冊子を PDF 化したファイルとともに、CSV 形式のデータファイルを収録することで、学校法人のデータ活用の利便性向上を図った。 <p>④ 政府機関統一基準に準拠した「情報セキュリティポリシー」に基づき、情報セキュリティの維持に向けての取組(実績報告書P. 77～78)。</p> <p>「情報セキュリティポリシー実施手順書」に基づき、以下の取組を行った。</p> <p>○ 「自己点検票」による調査を実施(実績報告書P. 77)</p> <p>平成 24 年 6 月 4 日から 6 月 15 日の期間に、私学振興事業本部に勤務し、業務ネットワークに接続している全ての者に対して「自己点検票」による調査を実施した。提出率は 100%であり、実施手順書に違反する回答はなかった。また、調査後、自己点検に基づく改善チェックリストを共有キャビネット内の情報セキュリティポリシーフォルダに掲載し、自己点検後のフォローを行った。平成 25 年 3 月 13 日に、自己点検票に基づく点検結果を「第 7 回情報セキュリティ小委員会(私学振興事業本部)」にて報告した。</p> <p>○ 情報セキュリティ研修の実施(実績報告書P. 77)</p> <p>平成 25 年 2 月 14 日・15 日・22 日・28 日と私学振興事業本部に勤務する者に対し研修を行った。情報セキュリティ対策を適切に実践できるようにするために「データ持ち出しの際の注意事項等」、「組織の一員としての情報セキュリティ心得」と外部への情報の持ち出しの取扱いについて周知・徹底を図るための「情報漏えいの対策(迷惑メール編)」について説明を行い、さらにビデオ「あなたのパ</p>	
--	--	--

	<p>ソコン大丈夫？」を上映し、難解になりがちなセキュリティについて、より解りやすい研修にしよう努めた。</p> <p>○ 情報セキュリティ監査の実施(実績報告書P. 78) 平成 24 年度の情報セキュリティ監査計画に基づき、下記のとおり 4 部署の情報セキュリティ監査を実施し、事業団の所有する情報が適正に管理されていることを確認した。 また、監査結果を、平成 25 年 3 月 13 日開催の「第 7 回情報セキュリティ小委員会(私学振興事業本部)」にて報告した。</p> <p>○ 情報セキュリティ対策基準の改定(実績報告書P. 78) 情報セキュリティポリシーについては、平成 23 年に「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」が改定されたことを受け、事業団においても情報セキュリティ対策基準について政府統一基準に準拠した改定を行った。</p>	
--	--	--

【(小項目)1-3-5】	(5) 学校法人等に対する情報提供状況	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標: 情報収集・調査結果を分析し、学校法人等の財務状況の改善等の参考となるよう、積極的な情報提供に努める。</p> <p>中期計画: 情報収集・調査結果を研究・分析し、ホームページへの掲載や刊行物としての提供を行うとともに、これらに関する研修会等を実施することにより、学校法人等に対し積極的な情報の提供を図る。</p> <p>年度計画: 情報収集・調査結果を研究・分析し、ホームページへの掲載や刊行物としての提供を行うとともに、これらに関する研修会等を実施することにより、学校法人等に対し積極的な情報の提供を図る。</p> <p>① 学校法人の理事長、大学・短期大学・高等学校の学長・校長等のリーダーを対象とした財務の見方、法人分析会を中心としたセミナーを引き続き実施する。 また、各学校法人における経営改善に関する専門性を有する人材の育成を目的としたセミナーを実施する。</p> <p>② 平成25年度に実施する大学・短期大学法人を対象とした「学校法人の経営改善方策に関するアンケート」内容を検討する。</p> <p>③ 学校法人の経営改善に資するため、以下の刊行物を発行する。 ア 今日の私学財政 イ 私立大学・短期大学等入学志願動向</p>		H20	H21	H22	H23
		A	B	A	A
		実績報告書等 参照箇所			
		実績報告書 P.79～83 参照。			
<p>【インプット指標】</p> <p>【(小項目)1-3-1】と同じ</p>					
評価基準	実績	分析・評価			
<p>【学校法人等に対する情報提供状況】</p> <p>・学校法人等に対する積極的な情報提供について、以下の取組を行ったか。</p> <p>① 学校法人の理事長、大学・短期大学・高等学校の学長・校長等のリーダーを対象とした、財務の見方、法人分析会を中心としたセミナーを引き続き実施したか。 また、各学校法人における経営改善に関する専門性を有する人材の育成を目的としたセミナーを実施したか。 ・セミナーの内容は受講者等のニーズを踏まえたものとなっていたか。 ・セミナーの内容の理解度等に関する</p>	<p>(5) 情報収集・調査結果を研究・分析し、ホームページへの掲載や刊行物としての提供を行うとともに、これらに関する研修会等を実施することにより、学校法人等に対し積極的な情報の提供を図るため、以下の取組を行った(実績報告書 P. 79～83)。</p> <p>① 学校法人の理事長、大学・短期大学・高等学校の学長・校長等のリーダーを対象とした財務の見方、法人分析会を中心としたセミナーを引き続き実施した。 また、各学校法人における経営改善に関する専門性を有する人材の育成を目的としたセミナーを実施した。 ア 私学リーダーズセミナーの企画及び実施(実績報告書 P.79～81) 大学及び短期大学法人の理事長、学長等のリーダーが経営面・教学面の知識を深め、改革に向けた意欲形成を図ることを目的として、3回目の「私学リーダーズセミナー」を企画し、平成24年</p>	<p>情報収集・調査結果を研究・分析し、ホームページへの掲載や刊行物としての提供を行うとともに、これらに関する私学リーダーズセミナー等を実施しており、評価できる。 なお、私学リーダーズセミナーについては、実施時期や会場、テーマ等について一層の工夫等が望まれる。 また、刊行物である「今日の私学財政」についてCD-ROM化により利用者の利便性が上がったことは評価できる。 また、「学校法人の経営改善方策に関するアンケート」の検討や経営改善に資するための刊行物を発行するなど、学校法人等に対する積極的な情報提供を行っており、評価できる。</p>			

るアンケートの結果は、概ね良好だったか。

10月3日～12月18日の間、京都・大阪・東京(2回)・福岡の全国4会場で5回開催した。参加者にアンケートを実施した結果、「参考になった」97.0%、「参考にならなかった」3.0%となり、大変好評であった(回収率77.9%)。

私学リーダーズセミナーの参加数一覧

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
参加法人数	136	116	101
参加人数	199	141	110

【プログラム】

1日目(テーマ:一日で財務の見方を習得し、自法人の状況を把握する)

研修内容等	担当者
1.講演「学校経営入門講座(学校法人会計基準)」	事業団 職員
2.講演「学校経営入門講座(財務分析)」	事業団 職員
3.講演「学校経営入門講座(私学経営)」	事業団 職員
4.個別法人分析会	事業団 職員

2日目(テーマ:教学改革など大学の魅力向上に向けたマインド形成)

研修内容等	担当者
1.講演①「私学に求められるもの」	講師
2.講演②「大学の魅力向上に向けて」	講師
3.シンポジウム(参加者、講師、事業団理事長及び理事)	

講演内容及び講師一覧

講演①「私学に求められるもの」講師

篠田 道夫((学)日本福祉大学常任理事、文部科学省中央教育審議会
大学分科会大学教育部会委員)

山田 礼子(同志社大学社会学部教授、文部科学省中央教育審議
会大学分科会大学教育部会委員)

納谷 廣美((財)大学基準協会会長、明治大学学事顧問、文部科学省中央教育
審議会大学分科会大学教育部会委員)

老川 祥一((株)読売新聞グループ本社取締役最高顧問、前(株)読売新聞東
京本社代表取締役社長編集主幹)

大坪 檀((学)新静岡学園理事長、静岡産業大学総合研究所所長、前静岡産業大学
学長、元米国ブリヂストンタイヤ代表責任者)

黒田 壽二((学)金沢工業大学学園長・総長、文部科学省中央
教育審議会大学分科会委員)

北山 禎介((社)経済同友会教育問題委員会委員長、(株)三井住友銀行取締役会長、文
部科学省中央教育審議会大学分科会委員)

講演②「大学の魅力向上に向けて」講師

日向野 幹也(立教大学経営学部教授・リーダーシップ研究所所
長)

外村 幸雄(中央大学キャリアセンター部長)

鈴木 典比古((財)大学基準協会専務理事、前国際基督教大学学長、文部科学省中央教
育審議会大学分科会大学教育部会委員)

羽根 拓也((株)アクティブラーニング代表取締役社長)

森 朋子((国)島根大学教育開発センター副センター長)

濱 名 篤((学)濱名学院理事長、関西国際大学学長、文部科学省中央教
育審議会大学分科会大学教育部会委員)

(注 1)()内は、セミナー開催時点の肩書きである。

(注 2)講演①、②については、各講師が分担して、各々の会場で講
演を行った。

参加費用:20,000 円

私学リーダーズセミナーの応募・参加数一覧

開催日	会場	応募		参加	
		法人数	人数	法人数	人数
平成24年10月 3日・4日	京都 (京都ガーデンパレス)	19	21	18	20
平成24年10月24日・25日	大阪 (大阪ガーデンパレス)	31	35	20	21
平成24年11月 7日・8日	東京Ⅰ (東京ガーデンパレス)	44	48	20	21
平成24年11月28日・29日	福岡 (福岡ガーデンパレス)	26	31	20	24
平成24年12月17日・18日	東京Ⅱ (東京ガーデンパレス)	69	71	23	24
合計		189	206	101	110

○ 前年度開催した私学リーダーズセミナーの講演録を作成し、学校法人等に発送した(平成24年10月26日)。

イ 私学スタッフセミナーの企画及び実施【新規】(実績報告書 P.81～82)

将来、学校運営の中核を担う大学及び短期大学の25歳～35歳の若手職員を対象として、学校法人経営や高等教育政策の課題について、広範な知識と柔軟な思考力の習得のための双方向講義やグループワークによる実践的な研修を実施し、魅力向上を目指す大学改革に向けた意識形成を図ることを目的として開催した。

参加者にアンケートを実施した結果、「とても理解できた」「理解できた」94.3%、「あまり理解できなかった」5.7%となり、高い成果を得ることができた(回収率100%)。

私学スタッフセミナーの応募・参加数一覧

開催日	会場	応募		参加	
		法人数	人数	法人数	人数
平成24年9月19日～21日	葉山保養所 「相洋閣」	167	167	24	24

※ 各会場の定員は 20 法人として募集した。

【プログラム】

○ 1 日目

研修内容等	担当者
1.講演「学生動向の現状と課題」	事業団 職員
2.講演「学校法人会計と財務分析」	事業団 職員
3.講演「経営分析と経営計画」	事業団 職員
4.グループワーク I (グループ討議)	事業団 職員

○ 2 日目

研修内容等	担当者
1.グループワーク II (グループ発表 ・グループ討議(模擬理事会))	事業団 職員
2.講演「中央教育審議会の動向」	合田 哲雄(文部科学省高等 教育局企画官)
3.講演「私学行政概要」	三沼 仁(文部科学省高等 教育局私学部参 事官付学校法人 調査官)
4.講演「私立学校法解説」	松坂 浩史(文部科学省高等 教育局大学振興 課大学改革推進 室長)

(注)()内は、セミナー開催時点の肩書きである。

○ 3日目

研修内容等	担当者
1.講演「大学教育の課題」	濱名 篤(関西国際大学学長)
2.講演「大学職員の心得」	小倉 宗彦(松本大学事務局長)
3.終了式	

参加費用: 50,000 円

ウ 私学マネジメントセミナーの企画及び実施(実績報告書 P. 82)

学校法人の事務局長等のマネジメント層を対象として、学校法人において重要な課題である労務について、平成 24 年 8 月に公布された労働契約法の改正点や労務管理における留意点について解説し、併せて学校法人や学校の財務状況を把握・分析し、経営改善計画に活用するための指標やシステムについても紹介した。

本セミナーのテーマである労務管理等についての関心は高く、参加者から質問が 85 件(東京会場 45 件、大阪会場 40 件)寄せられた。

私学マネジメントセミナー応募・参加数一覧

開催日	会場	応募		参加	
		法人数	人数	法人数	人数
平成 25 年 2 月 20 日	東京 (東京ガーデンパレス)	259	259	207	207
平成 25 年 2 月 22 日	大阪 (大阪ガーデンパレス)	189	189	142	142
合計		448	448	349	349

※ 各会場の定員は 120 法人として募集した。

【プログラム】

研修内容等	担当者
1.講演「経営判断指標の見方－事例を中心に－」	事業団 職員
2.講演「労働契約法の改正と労務トラブル未然防止の留意点」	曾田 究(社会保険労務士)
3.講演「私学情報提供システムの活用について」	事業団 職員

② 平成25年度に実施する大学・短期大学法人を対象とした「学校法人の経営改善方策に関するアンケート」の内容を検討したか。

③ 学校法人の経営改善に資するため、以下の刊行物を発行したか。

ア 今日の私学財政

② 平成25年度に実施する大学・短期大学法人を対象とした「学校法人の経営改善方策に関するアンケート」内容の検討(実績報告書 P. 83)。

平成 15 年度、平成 20 年度に実施した「学校法人の経営改善方策に関するアンケート」における調査項目について、継続の必要性を検討すると同時に、大学ポートレートとの関連性を考慮しつつ、平成 25 年度から調査すべき項目の検討を行い、併せて有識者から意見を聴取した。

さらに、調査の時期や方法、調査結果の公表方法についても検討を行った。

③ 学校法人の経営改善に資するため、刊行物を発行。

(実績報告書 P. 83)

ア 今日の私学財政(実績報告書 P. 83)

○ 幼稚園・特別支援学校編、専修学校・各種学校編

平成 23 年度学校法人等基礎調査のデータに基づき、平成 24 年 7 月 10 日まで財務状況について集計作業を行い、平成 24 年 8 月 3 日に「平成 23 年度版今日の私学財政(幼稚園・特別支援学校編)」、「平成 23 年度版今日の私学財政(専修学校・各種学校編)」として発行し、幼稚園以下の学校を設置する法人、個人立の学校、文部科学省、私学関係団体等に計 10,147 部配付するとともに、学校法人ポータルサイトにも平成 24 年 8 月 6 日に掲載した。

○ 大学・短期大学編、高等学校・中学校・小学校編

平成 24 年度学校法人基礎調査のデータに基づき、平成 24 年

<p>イ 私立大学・短期大学等入学志願動向</p>	<p>12月11日まで財務状況について集計作業を行い、平成24年12月27日に「平成24年度版今日の私学財政(大学・短期大学編)」、「平成24年度版今日の私学財政(高等学校・中学校・小学校編)」をCD-ROM化し、小学校以上の学校を設置する法人、文部科学省、私学関係団体等に計2,372部配付するとともに、学校法人ポータルサイトにも平成24年12月22日に掲載した。</p> <p>また、広報誌『月報私学』平成25年2月号に、大学・短期大学・高等学校の財務状況を抜粋して掲載した。</p> <p>イ 私立大学・短期大学等入学志願動向(実績報告書P.83)</p> <p>平成24年度学校法人基礎調査のデータに基づき、平成24年7月11日まで入学志願動向の集計作業を行い、平成24年8月24日に「平成24年度私立大学・短期大学等入学志願動向」として発行し、高等学校以上の学校を設置する法人、文部科学省、私学関係団体等に計3,030部を配付[別冊 参考資料2参照]するとともに、ホームページにも掲載した(掲載日:平成24年8月27日)。</p> <p>また、広報誌『月報私学』平成24年9月号に、志願者数の増減比較及び入学定員充足状況を抜粋して掲載した。</p>	
---------------------------	---	--

【(中項目)1-4】	4 受配者指定寄付金事業	【評定】 A			
【(小項目)1-4-1】	(1) 利用促進に向けた取組状況	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:制度の趣旨、目的及び申請手続き等について、学校法人及び寄付者に広く周知することにより、学校法人への寄付の促進を図る。</p> <p>中期計画:ホームページ等を活用して学校法人及び企業等への広報活動を強化するなど、受配者指定寄付金事業の利用促進に向けた取組を行う。</p> <p>特に、経済団体や地方公共団体にパンフレットを配布するなど、寄付金制度の周知を図る。</p> <p>年度計画:ホームページ、広報誌等を活用して、引き続き受配者指定寄付金事業の利用促進に向けた広報活動の強化に努める。</p> <p>また、寄付金制度の周知のためのパンフレットを作成し、経済団体や都道府県主管課等に配布する。</p>		H20	H21	H22	H23
		A	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所			
		実績報告書 P. 84~87 参照。			
【インプット指標】		(単位:百万円、人)			
(中期目標期間)	H20	H21	H22	H23	H24
人件費	32	34	27	26	26
業務経費	30	26	17	28	23
(貸付事業収益)	(1,925)	(2,060)	(2,202)	(2,426)	(2,334)
従事人員数	5	5	4	4	4
注1:上記の数値は、財務諸表附属明細書セグメント情報を基に算出した。					
注2:単位は百万円未満切り捨てである。					
注3:貸付事業収益は、貸付事業における利息収支差をいう。※					
注4:従事人員数は、複数の事業を兼務した場合は、それぞれの事業に計上している。					
<p>※ 助成業務に係る全ての事業に係る経費(人件費、業務経費)は、貸付事業の収益で賄っており、本事業の人件費・業務経費のみを賄うものではない。また、利益が生じた場合には、私学の研修事業を行う団体に対し助成を行うことで再び私学へ還元するという循環型パッケージ事業を展開している。</p> <p>なお、これらの事業を実施するために、国からの運営費交付金は受けていない。</p>					
評価基準	実績				分析・評価
<p>【利用促進に向けた取組状況】</p> <p>・ホームページ、広報誌等を活用して、受配者指定寄付金事業の利用促進に向けた広報活動の強化に引き続き努めたか。</p> <p>また、寄付金制度の周知のためのパンフレットを作成し、経済団体や都道府県主管課等に配布したか。</p>	<p>(1) 受配者指定寄付金事業の利用促進に向けた広報活動の強化するため、以下の取組を行った。</p> <p>受配者指定寄付金制度の利用促進に向けた広報のため、『寄付金事務の手引』の概要、『寄付金パンフレット』をホームページに掲載した。また、経済団体を訪問し、会員企業への『寄付金パンフレット』の配布や事業の周知への協力を依頼した(実績報告書 P. 84~87)。</p>				<p>経済団体に対する当該会員企業への周知協力の活動、新規の新聞等へのPR記事掲載など、受配者指定寄付金事業の利用促進に向けた広報活動強化に努め、昨今の経済情勢の中、受配者指定寄付金制度の利用を維持できており、評価できる。</p>

○ ホームページ等の活用(実績報告書 P. 84)

受配者指定寄付金制度利用促進に向けた広報活動を行った。

○『寄付金事務の手引』及び『寄付金パンフレット』の作成・配布(実績報告書 P. 84～85)。

学校法人の受配者指定寄付金制度の理解と利用に供するため、『寄付金事務の手引』について、内容を一部更新して学校法人・都道府県主管課に配布した。

また、私立学校への寄付の拡充に向けて、法人等寄付者に制度をより理解してもらうための『寄付金パンフレット』を学校法人、都道府県主管課、経済団体に配布した。なお、『寄付金パンフレット』は出張その他で学校法人を訪問する際にも配布した。

・ 47 都道府県主管課に、『寄付金事務の手引』を 470 部、『寄付金パンフレット』を 7,600 部配布した。(平成 24 年 10 月 5 日送付)

・ 各種研修会で『寄付金パンフレット』を配布した。

平成 24 年 6 月 5 日～29 日 私立大学等経常費補助金説明会

平成 24 年 9 月 10 日 関東私立短期大学協会研修会

平成 24 年 10 月 3 日 日本私立大学協会研修会

平成 24 年 10 月 4 日 日本私立医科大学協会研修会

平成 24 年 11 月 20 日 日本私立短期大学協会研修会

・ 第 3 回私学リーダーズセミナーにおいて、参加者に『寄付金パンフレット』を配布した。

開催日	会場
平成24年10月 3日・ 4日	京都 (京都ガーデンパレス)
平成24年10月24日・25日	大阪 (大阪ガーデンパレス)
平成24年11月 7日・ 8日	東京 I (東京ガーデンパレス)
平成24年11月28日・29日	福岡 (福岡ガーデンパレス)
平成24年12月17日・18日	東京 II (東京ガーデンパレス)

・ 全国私学振興会連絡会(平成 25 年 3 月 13 日実施)において、『寄付金パンフレット』を配布した。

- 全日本私立幼稚園連合会会誌への掲載【新規】(実績報告書 P. 85)
 - ・ 全日本私立幼稚園連合会・公益財団法人全日本私立幼稚園幼児教育研究機構発行『私幼時報』平成 24 年 9 月号、平成 24 年 11 月号及び平成 25 年 1 月号に制度のPR記事を掲載した。

- 新聞への掲載【新規】(実績報告書 P. 85)
 - ・ 教育学術新聞(平成 25 年 1 月 9 日)及び全私学新聞(平成 25 年 1 月 13 日)に寄付金制度のPR記事を掲載した。

- 経済団体への配布(17 団体・1,310 部)(平成 23 年度:13 団体・1,110 部)(実績報告書 P. 86)

経済団体を訪問し、受配者指定寄付金制度の説明を行い、会員企業への『寄付金パンフレット』の配布や事業の周知への協力を依頼した(平成 24 年 10 月 24 日～11 月 13 日)。

- 東日本大震災に係る「私学支援ポータルサイト」のホームページへの掲載等(実績報告書 P. 86～87)

東日本大震災で被災した私立学校の復旧・復興とそれらを支援しようとする企業等の法人又は個人をマッチングさせての寄付金の授受を行うためのポータルサイトを引き続き事業団ホームページに掲載するとともに、仕組みについてのPRを行った。

 - ・ 広報誌等への掲載
 - * 広報誌『月報私学』平成 24 年 7 月号
 - * 広報誌『月報私学』平成 24 年 11 月号インフォメーション欄
 - * 広報誌『月報私学』平成 25 年 3 月号インフォメーション欄
 - * 日本私立短期大学協会機関誌『短期大学教育』平成 24 年 5 月号
 - ・ 東日本大震災に係る「私学支援ポータルサイト」のPR

PR紙を以下の研修会等で配布した。

【補助金課が行った経常費補助に関する講演等】

平成 24 年 6 月 5 日～29 日	私立大学等経常費補助金説明会
平成 24 年 10 月 3 日	日本私立大学協会研修会
平成 24 年 10 月 4 日・	日本私立医科大学協会研修会
平成 25 年 2 月 7 日	
平成 24 年 11 月 20 日	日本私立短期大学協会研修会

【第3回私学リーダーズセミナー】

平成24年10月3日・4日 京都会場
 平成24年10月24日・25日 大阪会場
 平成24年11月7日・8日 東京会場
 平成24年11月28日・29日 福岡会場
 平成24年12月17日・18日 東京会場

【私学経営情報センターが行った講演等】

平成24年4月19日 地域科学研究会高等教育情報センター
 主催セミナー

- ・ 経済団体(17 団体)を訪問して、会員企業等への配布を依頼した
 (平成24年10月24日～11月13日)。

○ 受配者指定寄付金の利用状況(実績報告書 P. 87)

「受配者指定寄付金制度」の利用により、当該年度に寄付金を受け
 入れた学校法人数及び寄付者数(企業等法人)は、次表のとおりであ
 る。

受配者指定寄付金 利用状況

利用年度	平成23年度		平成24年度	
	学校 法人数	寄付者数	学校 法人数	寄付者数
大 学	192	5,242	196	4,972
短期大学	10	112	14	138
高等学校・ 中学校・小学 校・特別支援	99	876	103	1,012
幼稚園	29	250	16	111
専修学校	27	62	27	97
合 計	357	6,542	356	6,330

(注1)学校法人数は実数

(注2)寄付者数は法人(企業等)のみで、延べ数である。

【(小項目)1-4-2】	(2) 電算処理システムの構築状況	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標: 寄付金の受入れから配付までの業務について、学校法人及び寄付者の要望等も踏まえつつ、円滑かつ適切に事務処理を行う。</p> <p>中期計画: 寄付金の受入れから配付までの業務の簡素合理化を進め、学校法人が行う申請手続きの負担軽減を図るため、寄付金業務の電算処理システムを構築する。</p> <p>年度計画: 寄付金業務電算処理システムの円滑な運用に努めるとともに、利用促進を図り、学校法人の事務負担軽減に努める。</p>		H20	H21	H22	H23
		A	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所			
		実績報告書 P.88 参照。			
<p>【インプット指標】</p> <p>【(小項目)1-4-1】と同じ</p>					
評価基準	実績	分析・評価			
<p>【寄付金業務電算処理システムの運用状況】</p> <p>・学校法人の事務負担軽減のため、寄付金業務電算処理システムを円滑に運用し、利用促進を図ったか。</p>	<p>(2) 寄付金業務電算処理システムの円滑な運用に努めるとともに、利用促進を図り、学校法人の事務負担軽減に努めた(実績報告書P. 88)。</p> <p>寄付金業務の電算処理システムについては、平成19年度に策定された「高度総合情報推進計画(平成20年度～24年度)」に基づき、平成23年度にシステム開発を行い、平成24年4月17日に稼働を開始した。</p> <p>本年度からの稼働開始により、学校法人は受配者指定寄付金についての「事業団入金情報」「寄付金受領書発送情報」「配付申請情報」を事業団に照会することなく確認ができるようになった。事業団では利用促進を図るため下記のとおり学校法人に利用方法の案内を通知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稼働前に案内及び使用方法に係る通知を学校法人へ送付した。(平成24年4月6日、4月13日) ・電話による自法人の寄付金情報に関する照会があったことから、周知不足との判断より使用方法に係る通知を学校法人に再度送付した(平成24年10月5日)。 ・広報誌『月報私学』平成25年1月号(インフォメーション)に利用案内についての記事を掲載した。 	<p>学校法人の事務負担軽減のため、寄付金業務電算処理システムを円滑に運用し、周知不足を懸念させる事象への早期対応など、利用促進を図っており、評価できる。</p> <p>今後は、このシステムが稼働したことによる事務負担軽減の効果についてのフォローアップが望まれる。</p>			

【(中項目)1-5】	5 学術研究振興基金事業					【評定】 A																																	
【(小項目)1-5-1】	(1) 交付対象事業・採択基準等の見直し状況					【評定】 A																																	
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:私立大学等における学術研究の充実を図り、真に必要な支援となるよう、社会のニーズや今後の学術研究に貢献するテーマを的確に把握する。</p> <p>中期計画:社会のニーズや学術研究に貢献するテーマを的確に把握し、若手研究者の研究に対する資金交付の充実を図るなど、交付対象事業及び採択基準等の適時適切な見直しを行う。</p> <p>年度計画:若手研究者奨励金の交付枠の拡充のほかに、採択基準及び公募要領等の適時適切な見直しを行い、社会のニーズや学術研究の発展に寄与する研究に対し、学術研究振興資金を交付する。</p>																																							
<table border="1"> <tr> <td>H20</td> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table>										H20	H21	H22	H23	A	A	A	A																						
H20	H21	H22	H23																																				
A	A	A	A																																				
<p>実績報告書等 参照箇所</p> <p>実績報告書 P. 89～90 参照。</p>																																							
<p>【インプット指標】 (単位:百万円、人)</p>																																							
<table border="1"> <tr> <th>(中期目標期間)</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>8</td> <td>14</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>業務経費</td> <td>9</td> <td>11</td> <td>10</td> <td>14</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>(貸付事業収益)</td> <td>(1,925)</td> <td>(2,060)</td> <td>(2,202)</td> <td>(2,426)</td> <td>(2,334)</td> </tr> <tr> <td>従事人員数</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> </table>	(中期目標期間)	H20	H21	H22	H23	H24	人件費	10	11	8	14	14	業務経費	9	11	10	14	16	(貸付事業収益)	(1,925)	(2,060)	(2,202)	(2,426)	(2,334)	従事人員数	3	3	3	4	4									
(中期目標期間)	H20	H21	H22	H23	H24																																		
人件費	10	11	8	14	14																																		
業務経費	9	11	10	14	16																																		
(貸付事業収益)	(1,925)	(2,060)	(2,202)	(2,426)	(2,334)																																		
従事人員数	3	3	3	4	4																																		
<p>注1:上記の数値は、財務諸表附属明細書セグメント情報を基に算出した。</p> <p>注2:単位は百万円未満切り捨てである。</p> <p>注3:貸付事業収益は、貸付事業における利息収支差をいう。※</p> <p>注4:従事人員数は、複数の事業を兼務した場合は、それぞれの事業に計上している。</p> <p>※ 助成業務に係る全ての事業に係る経費(人件費、業務経費)は、貸付事業の収益で賄っており、本事業の人件費・業務経費のみを賄うものではない。また、利益が生じた場合には、私学の研修事業を行う団体に対し助成を行うことで再び私学へ還元するという循環型パッケージ事業を展開している。</p> <p>なお、これらの事業を実施するために、国からの運営費交付金は受けていない。</p>																																							
<p>評価基準</p> <p>【交付対象事業・選択基準等の見直し状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 若手研究者奨励金の交付枠を拡充し、採択基準及び公募要領等の適時適切な見直しを行うとともに社会のニーズや学術研究の発展に寄与する研究に対し、学術研究振興資金を交付したか。 	<p>実績</p> <p>(1) 若手研究者奨励金の交付枠の拡充のほかに、採択基準及び公募要領等の適時適切な見直しを行い、社会のニーズや学術研究の発展に寄与する研究に対し、学術研究振興資金を交付した(実績報告書P. 89～90)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年度学術研究振興資金及び若手研究者奨励金の交付(実績報告書P. 89) <p>申請のあった研究計画について、各分野別に審査するとともに、その評価に基づいて「第40回学術研究振興資金選考委員会」(平成24年2</p>					<p>分析・評価</p> <p>若手研究者奨励金の交付枠を拡充し、社会のニーズや学術研究の発展に寄与する研究に対して学術研究振興資金を交付するため、採択基準の明確化及び申請者の利便性向上に資する応募書類の見直しを行っており、評価できる。</p>																																	

月 20 日)で審議を行い、平成 24 年 2 月 23 日付けで採択を決定し、平成 24 年 5 月 25 日に資金を交付した。

- ・ 学術研究振興資金:応募 169 件、交付 71 件、交付総額 115,000 千円
- ・ 若手研究者奨励金(生物学系、医学系):応募 79 件、交付 30 件、交付総額 15,000 千円

○ 平成 25 年度分の学術研究振興資金及び若手研究者奨励金の交付に向けた取組(実績報告書P. 90)

当該資金をより多くの学校法人に活用してもらうことを目的に、平成 25 年度交付分の公募等に係る次のような見直しを行うとともに、学術研究振興資金選考委員会委員(18 名)及び若手研究者奨励金審査専門委員(5 名)に対し、社会のニーズや学術研究の発展に貢献する研究課題を選考するための書類審査を依頼した(平成 24 年 11 月 22 日)。

① 学術研究振興資金採択基準の改正

- ・ 応募された研究課題の書類審査の部門について、「複合領域」に属する研究の審査方法を明確化するため、選考委員の専門分野である「人文・社会科学系」「理工系、農学系」「生物学系、医学系」の 3 部門のうち「最も相応しい部門において審査を行う」ことを採択基準に明記した。

② 学校法人の応募書類に係る改善

- ・ 学校法人において応募書類を作成する際に当該研究課題の研究区分が明確となるよう「学術研究振興資金 系・部・分科 細目表」(審査分野の区分を示す分類表)について、「分科」や「細目」の名称を科学研究費補助金に合わせることにした。
- ・ 科学研究費補助金の取得状況を書類審査における評価項目「研究遂行能力」及び「研究費の妥当性」の参考とするため、研究代表者が当該研究以外で取得した科学研究費補助金も別欄で記入させることにした。

【(小項目)1-5-2】	(2) 研究成果の公開、普及の取組状況	<table border="1"> <tr> <th colspan="4">【評定】</th> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">A</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">A</td> </tr> </table>				【評定】				A				H20	H21	H22	H23	A	A	A	A
【評定】																					
A																					
H20	H21	H22	H23																		
A	A	A	A																		
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:研究成果の公開、普及への取組を積極的に行う。</p> <p>中期計画:国立情報学研究所のデータベースへ研究成果を収録し公開するなど、広く研究者への普及に努める。</p> <p>年度計画:広く一般の研究者へ研究成果の公開を行うとともに、学術研究振興資金制度の普及のための周知を図る。</p> <p>① 国立情報学研究所のデータベースへ研究成果を収録するほか、平成23年度の「研究報告」を作成・配布する。</p> <p>② 学術研究振興資金の公募要領等をホームページ等に掲載する。</p>		<p>実績報告書等 参照箇所</p> <p>実績報告書 P. 91～92 参照。</p>																			
<p>【インプット指標】</p> <p>【(小項目)1-5-1】と同じ</p>																					
評価基準	実績	分析・評価																			
<p>【研究成果の公開、普及の取組状況】</p> <p>・広く一般の研究者へ研究成果の公開と学術研究振興資金制度の普及のための周知を図るため、以下の取組を行ったか。</p> <p>① 国立情報学研究所のデータベースへ研究成果を収録するほか、平成23年度の「研究報告」を作成・配布したか。</p>	<p>(2) 広く一般の研究者へ研究成果の公開を行うとともに、学術研究振興資金制度の普及のための周知を図るため、以下の取組を行った。(実績報告書P. 91～92)</p> <p>① 国立情報学研究所のデータベースへ研究成果を収録するほか、平成23年度の「研究報告」の作成・配布(実績報告書 P. 91)</p> <p>○ 国立情報学研究所のデータベースへの研究成果の収録</p> <p>平成23年度学術研究振興資金の交付研究課題の研究成果について、研究テーマ、研究代表者、研究機関名、研究期間、研究の概要等のデータを、国立情報学研究所の学術コンテンツの一環である「民間助成研究成果概要データベース」へ、公益財団法人助成財団センターを通じて情報提供し、収録を確認した(収録原稿送付:平成24年7月30日、データベース収録:平成25年2月18日)。</p> <p>○ 『平成23年度学術研究振興資金 学術研究報告』の作成・配布(実績報告書 P. 91)</p> <p>「平成23年度学術研究振興資金 学術研究報告」をCD-Rとして作成し、平成23年度資金交付校、基金への寄付者、民間助成団体、国立国会図書館、経済団体、希望者に配布した(配布:158部、平成24年10月16日)。</p> <p>なお、研究成果の公開をより進めるため、「平成23年度学術研究振興資金 学術研究報告」を一般の希望者へも配布する旨を、事業団ホームページ及び広報誌『月報私学』平成24年11月号において</p>	<p>国立情報学研究所のデータベースへの研究成果の収録、『平成23年度学術研究振興資金学術研究報告』の作成・配布、学術研究振興資金の公募要領等のホームページ等への掲載を通じて、広く一般の研究者へ研究成果の公開を行うとともに、学術研究振興資金制度の普及のための周知を図っていると評価できる。</p>																			

<p>② 学術研究振興資金の公募要領等をホームページ等に掲載したか。</p>	<p>告知した〔一般の希望者への配布実績、2件〕。</p> <p>○ 広報誌『月報私学』への研究成果の掲載(実績報告書 P. 91) 平成 23 年度若手研究者奨励金に採択された大学及び短期大学の助教 2 名の研究の成果を、広報誌『月報私学』平成 24 年 8 月号に掲載し周知を図った。</p> <p>② 学術研究振興資金の公募要領等のホームページ等への掲載(実績報告書 P. 91)</p> <p>○ 公募要領及び記入要領のホームページでの公開 学校法人の研究者、事務担当者への周知・利便のため、平成 25 年度学術研究振興資金及び若手研究者奨励金の公募要領、記入要領、申請書様式(ダウンロード可能)を、学校法人宛て公募通知文書の発送と同時に事業団ホームページに掲載した(平成 24 年 8 月 27 日)。</p> <p>○ 学術研究振興資金制度の情報提供(実績報告書 P. 92) 学術研究振興資金制度の周知を図るため、以下のホームページに事業団の機関情報と学術研究振興資金制度の情報の更新を依頼し、その更新を確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公益財団法人助成財団センター「助成団体データベース」(情報提供:平成 24 年 7 月 25 日 データベース更新:平成 24 年 9 月 4 日)。 ・ 大学病院医療情報ネットワーク研究センター「大学病院医療情報ネットワーク」(情報提供:平成 24 年 8 月 8 日 ホームページ更新:平成 24 年 8 月 14 日)。 ・ 独立行政法人科学技術振興機構「産学官連携支援データベース」(情報提供:平成 24 年 8 月 10 日 ホームページ更新:平成 24 年 8 月 28 日)。 ・ 事業団職員が出張その他で大学・短期大学・高等専門学校法人を訪問する際や、私立大学等が参加する各種研修会の会場にて、平成 25 年度学術研究振興資金及び若手研究者奨励金の公募に係る案内を配布した。 	
--	---	--

【(小項目)1-5-3】	(3) 審査の客観性及び透明性の確保の取組状況	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:選考審査の客観性及び透明性の確保を図る。</p> <p>中期計画:研究課題の採択にあたっては、審査の客観性及び透明性を確保する観点から、引き続き外部委員による選考委員会において研究分野別の審査を行うとともに、採択状況等を公表する。</p> <p>年度計画:選考審査の客観性及び透明性を確保し、採択状況等を公表する。</p> <p>① 採択にあたっては、客観性及び透明性の確保を図るため、外部委員による選考委員会において研究分野別の審査を行う。</p> <p>② 採択基準、応募状況・採択状況をホームページ等に掲載する。</p>		H20	H21	H22	H23
<p>【インプット指標】</p> <p>【(小項目)1-5-1】と同じ</p>		A	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所			
		実績報告書 P. 93~94 参照。			
評価基準	実績	分析・評価			
<p>【審査の客観性及び透明性の確保の取組状況】</p> <p>選考審査の客観性及び透明性を確保し、採択状況等を公表するため、以下の取組を行ったか。</p> <p>① 採択にあたっては、客観性及び透明性の確保を図るため、外部委員による選考委員会において研究分野別の審査を行ったか。</p>	<p>(3) 選考審査の客観性及び透明性を確保し、採択状況等を公表するため以下の取組を行った(実績報告書P. 93~94)。</p> <p>①選考委員会における研究分野別の審査(実績報告書P. 93~94)</p> <p>○ 選考委員会委員による審査方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学術研究振興資金 <p>平成 25 年度交付分の研究課題の採択にあたっては、客観性及び透明性の確保を図るため、外部委員 18 名で構成された「第 41 回学術研究振興資金選考委員会」を開催し(平成 25 年 2 月 18 日)、「人文・社会科学系」、「理工系、農学系」、「生物学系、医学系」の系統分野ごとに、「学術研究振興資金採択基準」(平成 16 年 3 月 30 日理事長決裁)に基づき、①研究目的、②研究計画、③研究の独創性、④研究遂行能力、⑤研究費の妥当性、の 5 つの評価項目について採点方式(5 項目×4 点=20 点満点)による審査を行い、評価点平均による順位付けを行った。なお、同点の場合は、「総合的に見て特に優れている」として選考委員の推薦を受けた数が多い研究課題を上位とした。</p>	<p>交付分の研究課題の採択にあたり、外部委員による選考委員会による審査を行い、選考審査の客観性を確保し、採択状況等を公表して透明性を確保しており、適切に実施されていると評価できる。</p>			

<p>② 採択基準、応募状況・採択状況をホームページ等に掲載したか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若手研究者奨励金 <p>平成 25 年度交付分の研究課題の採択にあたっては、「学術研究振興資金(若手研究者奨励金)採択基準」(平成 19 年 10 月 18 日理事長決裁)に基づき、「生物学系、医学系及び生物学系・医学系の複合分野」を、外部の審査専門委員 5 名により、①研究目的・内容の着眼点、②研究計画・方法の妥当性、③研究の獨創性、④研究の発展性、の 4 つの評価項目について採点方式(4 項目×4 点=16 点満点)による審査を行い、評価点平均による順位付けを行った。なお、同点の場合は、「総合的に見て特に優れている」として選考委員の推薦を受けた数が多い研究課題を上位とした。</p> <p>② 採択基準、応募状況・採択状況をホームページ等に掲載(実績報告書P. 94)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 採択基準の掲載 <p>学術研究振興資金(若手研究者奨励金)の採択基準を引き続き掲載するとともに、学術研究振興資金については、平成 25 年度交付に係る見直しを行い、改正後の採択基準をホームページに掲載した(掲載日:平成 24 年 6 月 27 日)。</p> ○ 応募状況の掲載 <p>平成 25 年度学術研究振興資金の研究区分別、新規・継続別、学校種別の応募件数及び資金交付希望額並びに平成 25 年度若手研究者奨励金の応募状況をホームページに掲載した(掲載日:平成 24 年 12 月 21 日)。</p> ○ 採択状況の掲載 <p>平成 25 年 2 月 18 日に開催された「第 41 回学術研究振興資金選考委員会」での審議後、採択の決定した平成 25 年度学術研究振興資金(66 件)及び若手研究者奨励金(30 件)の採択状況(交付先、研究課題、研究代表者、交付額)をホームページに掲載した(掲載日:平成 25 年 3 月 1 日)。</p> 	
--	--	--

【(小項目)1-5-4】	(4) 取扱基準の周知の取組状況	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:学術研究振興資金の適正な使用に関する取組を強化し、学校法人に対し周知徹底を図る。</p> <p>中期計画:学術研究振興資金の適正な使用に資するため、取扱の基準を策定し、学校法人に対し周知徹底を図る。</p> <p>年度計画:学術研究振興資金の適正な使用に資するため、学校法人に対し、引き続き取扱基準の周知徹底を行う。</p>		H20	H21	H22	H23
<p>【インプット指標】</p> <p>【(小項目)1-5-1】と同じ</p>		B	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所			
		実績報告書 P.95 参照。			
評価基準	実績	分析・評価			
<p>【取扱基準の周知の取組状況】</p> <p>・学術研究振興資金の適正な使用に資するため、学校法人に対し、取扱基準の周知徹底を引き続き行ったか。</p>	<p>(4) 学術研究振興資金の適正な使用に資するため、学校法人に対し、引き続き取扱基準の周知徹底を行うため、以下の取組を行った。(実績報告書 P. 95)</p> <p>○ 学術研究振興資金等の適正な使用等についての文書による依頼 (実績報告書 P. 95)</p> <p>平成 24 年度学術研究振興資金及び若手研究者奨励金の交付を決定した学校法人に対し、「学術研究振興資金の適正な使用について(お願い)」を、交付決定通知書に同封して送付し、当該資金についての適正な管理・執行を依頼するとともに、不適切な使用を行った場合の資金の返還、応募資格の停止等の措置についても周知した(101 件、平成 24 年 4 月 27 日送付)。(平成 23 年度:94 件、平成 23 年 5 月 10 日送付)</p> <p>○ 平成 25 年度分公募要領における注記</p> <p>平成 25 年度学術研究振興資金及び若手研究者奨励金の公募要領において、当該研究以外への使用や架空取引等の不適切な使用とならないよう学校法人の十分な管理をお願いするとともに不適切な使用が行われた場合は、資金の返還や応募資格の停止など厳正な措置を取る旨を注記し、大学、短期大学、高等専門学校を設置する学校法人(658 法人)に送付した(平成 24 年 8 月 27 日)。(平成 23 年度:653 法人)</p>	<p>学校法人に対し、学術研究振興資金等の適正な使用等についての文書依頼、公募要領における注記、不適切な使用に係る取扱いの周知を実施し、学術研究振興資金の適正な使用を促していると評価できる。</p> <p>今後は、学校法人が各研究者に対してどのように周知徹底を図っているかも視野に入れることが望まれる。</p>			

	<p>○ 不適切な使用に係る取扱いの周知</p> <p>不適切な使用の定義や返還請求等の取扱いを定めた「学術研究振興資金等の不適切な使用等が行われた場合における取扱い」(平成20年8月13日理事長裁定、平成20年4月1日から適用)を、引き続きホームページに掲載した。</p>	
--	---	--

【(小項目)1-5-5】	(5) 基金事業の広報活動状況	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:学術研究振興基金の趣旨・目的等の広報活動を強化し、寄付者の理解向上に努める。</p> <p>中期計画:経済界、私学関係者等広く一般に学術研究振興基金事業の意義についての理解と協力を得て、基金の増額を図るため、ホームページ等を活用して広報活動を強化する。</p> <p>年度計画:個人を含めた経済界、私学関係者等広く一般に学術研究振興基金事業への理解と協力を得るため、ホームページの活用、募金趣意書の作成・配布などの広報活動の強化に引き続き努める。</p>		H20	H21	H22	H23
		A	A	A	A
		<p>実績報告書等 参照箇所</p> <p>実績報告書 P. 96～97 参照。</p>			
<p>【インプット指標】</p> <p>【(小項目)1-5-1】と同じ</p>					
評価基準	実績	分析・評価			
<p>【基金事業の広報活動状況】</p> <p>・広く一般に学術研究振興基金事業への理解と協力を得るため、ホームページの活用、募金趣意書の作成・配布などの広報活動の強化に引き続き努めたか。</p>	<p>(5) 個人を含めた経済界、私学関係者等広く一般に学術研究振興基金事業への理解と協力を得るため、以下のとおり広報活動に努めた(実績報告書 P. 96～97)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ホームページへの掲載(実績報告書 P. 96) <ul style="list-style-type: none"> 「学術研究振興基金のご案内」、「募金協力へのお願い」、「寄付の申込方法」、「寄付金に係る減免税措置」について、引き続きホームページに掲載した。 ○ 新たな媒体を利用した広報活動【新規】(実績報告書 P. 96) <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般財団法人教職員生涯福祉財団と私学事業団(共済事業本部)が共催した、私学共済制度加入者向けの「生涯生活設計セミナー」において、「学術研究振興基金へのご寄付のお願い」を配布し、退職後の生活設計を考える個人に向け、当基金への理解と協力を求めた(計 180 部。平成 24 年 7 月 25 日、26 日、8 月 3 日、7 日)。 ○ その他広報活動(実績報告書 P. 96) <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本経済団体連合会発行『週刊経団連タイムス』紙面において、学術研究振興基金への寄付願いの広告を、計 3 回掲載した(平成 24 年 12 月 20 日号、平成 25 年 1 月 24 日号、1 月 31 日号)。 ・ 広報誌『月報私学』において、「学術研究振興基金への寄付のお願い」と題し、税法上の優遇措置を含め、募金協力をアピールする記事を掲載した(平成 24 年 9 月号及び平成 25 年 2 月号)。 	<p>新たな媒体を含め、ホームページの活用、募金趣意書の作成・配布などの広報活動の強化に努め、学術研究振興基金事業への理解と協力を求める活動を積極的に展開しており、評価できる。</p>			

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国 8 ヶ所にある事業団の宿泊施設(ガーデンパレス)に平成 24 年度において作成した『募金趣意書』及びPR紙を配置し、施設利用者等、広く一般に対して募金協力を呼びかけた(計 120 部。平成 24 年 8 月 27 日送付)。 ○ 『募金趣意書』の経済団体等への配布(17 団体・331 部)(平成 23 年度:13 団体・275 部)(実績報告書 P. 96~97) 経済界への基金事業に係る広報活動のため、経済団体等を訪問し(平成 24 年 10 月 24 日~11 月 13 日)、平成 24 年度版『募金趣意書』の、各団体の会員企業等への配布を依頼した。なお、訪問した経済団体等からは、広報誌等に同封して会員企業に送付することや、会員企業が集まる会議や各種委員会で配布する旨の説明を得た。 ○ 学術研究振興基金への寄付金額(経済団体及び個人)(実績報告書 P. 97) <ul style="list-style-type: none"> *平成 20 年度:5,201 千円 *平成 21 年度:5,667 千円 *平成 22 年度:5,202 千円 *平成 23 年度: 151 千円 *平成 24 年度:5,052 千円 なお、平成 23 年度の寄付金額が例年に比べて少額となったのは、学術研究振興基金への寄付を継続的に行っていた経済団体が、当初予算の段階では当該基金への寄付を予定していたところ、東日本大震災の被災地への義援金に、事業団への寄付金を振り替えたことによるものである。 	
--	---	--

【(中項目)1-6】	6 事業に関する情報開示	【評定】 A			
【(小項目)1-6-1】	(1) ホームページ等を活用した情報開示の状況	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:私立大学等経常費補助金、受配者指定寄付金及び学術研究振興資金の交付先等の事業に関する情報については、ホームページ等を活用した積極的な情報開示を行う。</p> <p>中期計画:私立大学等経常費補助金、受配者指定寄付金及び学術研究振興資金の交付先等の事業に関する情報については、ホームページ等を活用した積極的な情報開示を行う。</p> <p>年度計画:私立大学等経常費補助金、受配者指定寄付金及び学術研究振興資金の交付先等の事業に関する情報については、ホームページ等を活用した積極的な情報開示を行う。</p>		H20	H21	H22	H23
		A	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所 実績報告書 P. 98~99 参照。			
<p>【インプット指標】 (単位:百万円、人)</p>					
(中期目標期間)	H20	H21	H22	H23	H24
人件費	-	-	-	-	-
業務経費	-	-	-	-	-
(貸付事業収益)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
従事人員数	-	-	-	-	-
<p>【インプット指標を記載できない理由】</p>					
<p>私学事業団のホームページ、広報誌「月報私学」及び新聞等の発表に関しては、各課の担当者が業務の一環として作成、編集、申請、承認及び照会を行っているため、専属で従事している部署や組織、人員は存在していない。また、システム維持管理経費(ホームページ)及び広報関係経費(印刷・発送費)についても上記の事情からセグメント毎に割り振られるために記載することは困難。</p>					
評価基準	実績			分析・評価	
<p>【ホームページ等を活用した情報開示の状況】</p> <p>私立大学等経常費補助金、受配者指定寄付金及び学術研究振興資金の交付先等の事業に関する情報について、ホームページ等を活用した積極的な情報開示を行ったか。</p>	<p>(1) 事業に関する情報について以下のとおり、ホームページ等を活用した積極的な情報開示を行った(実績報告書 P. 98~99)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 私立大学等経常費補助金の交付先等の事業に関する情報開示(実績報告書 P. 98) <ul style="list-style-type: none"> ・ 新聞等への発表 ・ ホームページを活用した積極的な情報開示 ・ 広報誌『月報私学』への掲載【再掲】 			<p>私立大学等経常費補助金、受配者指定寄付金の配付先事業、学術研究振興資金の交付先等の事業などに関する情報について、ホームページ等を活用した積極的な情報開示を行っており、特に学術研究振興資金等に採択された研究課題を報道機関に発表するなど、評価できる。</p>	

○ 受配者指定寄付金の配付先等の事業に関する情報開示(実績報告書 P. 98～99)

- ・ ホームページを活用した積極的な情報開示

受配者指定寄付金の配付先学校法人名及び配付対象事業名について、配付審査・決定後速やかにホームページに掲載した。掲載件数は 352 件であった。

○ 学術研究振興資金の交付先等の事業に関する情報開示(実績報告書 P. 99)

- ・ 新聞等への発表

平成 24 年度学術研究振興資金及び若手研究者奨励金について、採択された学校ごとの研究課題を同資金の贈呈式の開催に合わせ報道機関に発表した(平成 24 年 5 月 18 日)。

- ・ ホームページを活用した積極的な情報開示【再掲】

- * 研究成果の公開をより進めるため、「平成 23 年度学術研究振興資金 学術研究報告」を希望者へも配布する旨を、事業団ホームページ及び広報誌『月報私学』平成 24 年 11 月号において告知した。

- * 平成 25 年 2 月 18 日に開催した学術研究振興資金選考委員会での審議後、採択の決定した平成 25 年度学術研究振興資金(66 件)及び若手研究者奨励金(30 件)の採択状況(交付先、研究課題、研究代表者、交付額)をホームページに掲載した(平成 25 年 3 月 1 日)。

- ・ 広報誌『月報私学』への掲載【再掲】

平成 23 年度若手研究者奨励金に採択された助教 2 名の研究成果を、広報誌『月報私学』平成 24 年 8 月号に掲載した。

【(小項目)1-6-2】	(2) 公表資料のホームページへの掲載状況	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標: 公表すべき資料については速やかに開示するとともに、原則として開示と同時にホームページに掲載する。</p> <p>中期計画: 公表すべき資料については速やかに開示するとともに、原則として開示と同時にホームページに掲載する。</p> <p>年度計画: 法令で公表が義務付けられている資料のほか、公表すべき資料については、速やかに開示するとともに、原則として開示と同時にホームページに掲載する。</p>		H20	H21	H22	H23
		A	A	A	A
<p>【インプット指標】</p> <p>【(小項目)1-6-1)と同じ】</p> <p>【インプット指標を記載できない理由】</p> <p>私学事業団のホームページは、各課担当者が業務の一環として作成や編集を行い、管理者に対する申請、承認を経て外部に公開する仕組みとなっているため、ホームページ業務として専属で従事している部署や組織、人員は存在していない。また、システム維持管理経費についても上記の事情からセグメント毎に割り振られるために記載することは困難。</p>		実績報告書等 参照箇所			
		実績報告書 P. 100~101 参照。			
評価基準	実績	分析・評価			
<p>【公表資料のホームページへの掲載状況】</p> <p>法令で公表が義務付けられている資料のほか、公表すべき資料については、速やかに開示するとともに、開示と同時にホームページに掲載するという原則を維持できたか。</p>	<p>(2) 法令で公表が義務付けられている資料のほか、関連部署と連携し、自主的に公表した資料について、最新の情報を速やかに開示するとともに、開示と同時にホームページに掲載し、学校法人及び一般に広く周知した(実績報告書 P. 100~101)。</p> <p>○ 法令で公表が義務付けられている資料(実績報告書P. 100~101)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業団法による公表 ・ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律による公表 ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律による公表 ・ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律による公表 <p>○ 公表は義務付けられていないが、関連部署と連携し、自主的に最新の情報を速やかに公表した資料(実績報告書P. 101)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役職員の報酬・給与等について(平成 23 年度) 	<p>法令で公表義務ある資料のほか、自主的に公表した資料について、最新の情報を速やかに開示するとともに、開示と同時にホームページに掲載し、学校法人及び一般に広く周知していると評価できる。</p>			

【(大項目)2】	Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	【評定】 A			
【(中項目)2-1】	1 効率的な業務運営体制の確立	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:組織編成、人員配置を実情に即して見直すとともに、業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立する。</p> <p>中期計画:業務の進展・変化に対応し、効率的かつ機能的な組織運営を推進するため、必要に応じて組織編成、人員配置の見直しを行うとともに、私学振興事業本部と共済事業本部の統合に向けた検討を行う。</p> <p>年度計画:私学振興事業本部と共済事業本部を一体的に運営する観点に立ち、効率的かつ機能的な組織運営を推進するため、必要に応じて組織編成、人員配置の見直しを行う。</p>		H20	H21	H22	H23
		A	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所			
		実績報告書 P.102~108 参照。			
評価基準	実績	分析・評価			
<p>【効率的な業務運営体制の確立】</p> <p>私学振興事業本部と共済事業本部を一体的に運営する観点に立ち、効率的かつ機能的な組織運営を推進するため、必要に応じて組織編成、人員配置の見直しを適切に行ったか。</p> <p>【法人の長のマネジメント】</p> <p>(リーダーシップを発揮できる環境整備)</p> <p>・法人の長がリーダーシップを発揮できる環境は整備され、実質的に機能しているか。</p>	<p>○ 組織編成、人員配置の見直し(実績報告書 P.102)</p> <p>人員配置の見直しを通じて、効率的かつ機能的な組織運営を推進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業団全体の業務・相談体制の一層の充実を図るとともに、私学振興事業本部と共済事業本部を一体的に運営する観点に立ち、また、両業務に精通した職員の育成を図るため、両事業本部の職員間の人事異動を引き続き行い、平成 24 年度には両事務所間で 10 名ずつ 20 名を配置する(4 月及び 10 月の人事異動にて実施)など、相互の業務内容の理解をより深めることに努めた。 ・両業務に精通した職員の育成を図るため、私学振興事業本部と共済事業本部がそれぞれ実施する業務研修会への参加を促し、相互の業務内容の理解をより深めることに努めた。 <p>○ 法人の長のマネジメント(実績報告書 P.102~104)</p> <p>(リーダーシップを発揮できる環境の整備状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事会、運営審議会(実績報告書 P.102~103) <p>理事長がリーダーシップを発揮できる環境の整備については、理事長並びに各理事の責任体制の明確化と意思決定の迅速化・透明性を確保する観点から、平成 16 年度において事業団法の規定との整合性を図りつつ、理事会規程を整備し、業務運営上の意思決定機関としての理事会の役割を明確にした。</p>	<p>私学振興事業本部と共済事業本部を一体的に運営する観点に立ち、効率的かつ機能的な組織運営を推進するため、組織編成、人員配置の見直しが適切に行われており、評価できる。</p> <p>また、理事長並びに各理事の責任体制の明確化と意思決定の迅速化・透明性を確保する観点から、理事会規程を整備し、業務運営上の意思決定機関としての理事会の役割の明確化等を行うことにより、法人の長がリーダーシップを発揮できる環境整備を図っており評価できる。</p> <p>法人としてのミッションは、中期計画の前段に「基本方針」として明記し、内容については、管理職が各職員に理事会の資料を基に報告するとともに、議事録についても、内部職員向けポータルサイトにて全役職員に伝達し周知徹底が図られており、評価できる。</p> <p>監事は、理事会、執行役員会議、その他重要な会議への出席や原議書の回付等を通じ組織の意思決定状況などを確認している。理事長は、毎年度当初に監事から監査計画、また適宜監査実施結果についてそれぞれ報告を受けるとともに監事と意見交換を行っており、評価できる。また、監事監査において把握した改善点等に対するその後の対応状況は適切に行われており、評価できる。</p> <p>理事長は、リスク評価結果に基づく優先対応リスクの抽出を実施し、優先対応リスクの対応計画の報告を受け</p>			

	<p>理事会は、理事長及び理事により構成され、各担当理事は、理事長が指示する業務運営の目標、基本的考え方(中期目標・中期計画・年度計画等含む。)の下で、担当する業務の執行方針を定め、その実施につき理事長に対し責任を負う。非常勤理事(4名)は、理事会に出席し、事業団の外部理事の立場から業務運営全般について意見を述べるとしている。</p> <p>また、監事は、理事会に出席し意見を述べるほか、理事長に提出した監査結果の報告書を理事会に提出することができる。</p> <p>これにより、事業団としての意思決定を行うべき重要な事項については、外部からの非常勤理事を含む理事会で審議したうえで、理事長が決定することとなっている。</p> <p>さらに、理事長が外部の有識者の意見を聞く諮問機関として、事業団の業務の運営に関する基本的事項について審議するため組織された運営審議会を設置しており、これにより業務運営の一層の適正性が担保されている。</p> <p>理事会及び運営審議会において審議された内容は、各部署の管理職が審議内容等を各職員に報告するとともに、理事会における議事録を内部職員向けポータルサイトに掲載することで周知徹底を図っている。</p> <p>・ 執行役員会議(実績報告書 P.103)</p> <p>執行役員会議は、理事会で決定した基本方針等の下で、具体的な業務運営についての実質的な協議を行う場及び理事会への提出議案を整理し、事前の調整等を行い、当面する懸案事項及び今後の重要課題について協議する機関として随時開催しており、審議決定機関ではないものの、「危機管理」、「法令遵守」、その他緊急事態には迅速かつ的確な対応を決定できる体制をとっている。</p> <p>なお、会議結果については、各部署の管理職が検討内容等を各職員に報告し周知徹底を図っている。</p> <p>・ 人事(実績報告書 P.103)</p> <p>理事長の権限に関して、職員の採用、配置換、昇任、管理職への登用</p>	<p>て、そのうち対応を要するリスクについて担当理事に速やかに対応策を講じるよう指示を行っており、評価できる。</p>
--	--	---

<p>(法人のミッションの役職員への周知徹底)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人の長は、組織にとって重要な情報等について適時的確に把握するとともに、法人のミッション等を役職員に周知徹底しているか。 	<p>などについては、理事長により決定された人事異動基本方針に沿って、担当理事の下で原案を作成し、理事長が決定・実施している。</p> <p>また、部次長職の人事異動発令に際して、各担当部署における重要課題に対する取組の姿勢等について理事長から直接指示が与えられるとともに、その他の人事異動発令、管理職研修等の機会に事業団の職員としてあるべき姿勢について教示がなされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算、決算(実績報告書 P.103) <p>予算の執行のうち、貸付事業における財源の調達など重要事案については、理事長が決定している。</p> <p>決算についても年度計画と同様に、理事会において審議し、理事長が決定している。さらに、助成勘定では財務諸表の信頼性を高めるため、自主的に監査法人の監査を実施しているが、監査法人から監査意見を受領する際、財務諸表作成責任や内部統制を構築する責任が理事長にあることを確認している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約(実績報告書 P.103) <p>契約については、1,200 万円(政府調達適用基準額と同額)を超える政府調達案件(一般調達案件も含む)は、担当理事を委員長とする調達委員会において審議した後、契約金額により定められた専決者から承認を受けている。これにより理事の責任体制の明確化と権限の委譲により意思決定の迅速化が図られている。ただし、契約金額が 1 億円を超える契約については重要事案として、理事長が決定している。</p> <p>(法人のミッションの役職員への周知徹底)(実績報告書 P.103～104)</p> <p>事業団助成業務における法人としてのミッションは、中期計画の前段に「基本方針」として明記している。この基本方針は、平成20年3月18日の第45回運営審議会及び第66回理事会において審議された後、文部科学大臣の認可を受けたものである。</p> <p>その内容については、管理職が全職員に理事会の資料をもとに報告</p>	
--	--	--

<p>【監事監査】 ・ 監事監査において、法人の長のマネジメントについて留意しているか。</p>	<p>するとともに、議事録についても、内部職員向けポータルサイトにて全役職員に伝達し周知徹底を図っている。</p> <p>なお、執行役員会議、運営審議会、理事会等の議事内容について、管理職から職員への会議資料をもとにした報告により周知徹底が図られている。</p> <p>また、年度初め(4月)・半期(10月)・年末(12月)・年始(1月)など節目の時期には、全役職員を対象にした理事長による講話があり、随時意識共有を図っている。</p> <p>* 注: 日本私立学校振興・共済事業団の助成業務に関する第2期中期計画(平成20年3月31日認可)に記載されている。</p> <p>○ 中期目標・中期計画・年度計画達成のための進捗管理及び評価体制 (実績報告書P.105)</p> <p>中期目標(中期計画・年度計画)に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、事業団のミッションを有効かつ効率的に果たすため、各年度終了後自主的に「年度計画の実績自己点検評価(助成業務)」を取りまとめ、5月の理事会において報告している。</p> <p>また、年度計画を達成するために、四半期ごとの年度計画の進捗管理を行っている。中期計画、年度計画及び事業団部会での留意点を記載したシートを各課調整のうえ取りまとめ、中期計画・実績評価部会において、年度計画の進捗状況を確認し、役員等に説明を行い、情報を共有するとともに理事長までの供閲文書とした。</p> <p>○ 監事監査・内部監査・外部監査の実施(実績報告書P.105～107) (監査の実施状況)(実績報告書P.105)</p> <p>監査については、監事監査、監査室による内部監査、会計監査人による外部監査という三様監査を実施し、業務の適正かつ効率的な運営を確保するとともに会計の適正を期するための体制を整えている。</p> <p>(監事監査における法人の長のマネジメントに関する監査状況)(実績報告書P.106)</p>	
--	---	--

<ul style="list-style-type: none"> ・ 監事監査において把握した改善点等について、必要に応じ、法人の長、関係役員に対し報告しているか。その改善事項に対するその後の対応状況は適切か。 ・ 法人の長は、内部統制の現状を的確に把握した上で、リスクを洗い出し、その対応計画を作成・実行しているか。 	<p>監事にあつては、監査実施以外に理事会、執行役員会議、その他重要な会議への出席や原議書の回付等を通じ、組織の意思決定状況などを確認している。</p> <p>(監事監査及び内部監査の結果)(実績報告書P.107)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監事監査 <ul style="list-style-type: none"> 会計監査:月例・決算監査ともに各回とも適正と認めた。 業務監査:2部署に対して指摘を各1件、3部署に対して業務改善に係る意見要望を4件行った。 ・ 内部監査 <ul style="list-style-type: none"> 業務監査:各部署とも適正に業務が行われていると認めたが、業務改善に係る意見要望を2部署に対して各1件行った。 <p>(法人の長に対する監査結果の報告状況)(実績報告書P.107)</p> <p>監事は、理事長に対して、毎年度当初に監査計画について報告し、監査実施結果については「監事監査報告書」を作成し、適宜報告するとともに理事長と意見交換を行っている。</p> <p>内部監査の結果については、「内部監査結果報告書」を作成し、四半期ごとに監査室長が理事長に報告している。</p> <p>(監事監査における指摘事項への対応状況)(実績報告書P.107)</p> <p>理事長は、監事監査の指摘事項について監事と意見交換を行い、その後、各担当理事に指摘事項を書面で伝達して指摘事項について改善するよう指示している。各担当理事は、理事長からの指示に基づき速やかに改善に取り組み、措置結果について理事長へ報告を行い、理事長は改善した結果を書面により監事に報告している。</p> <p>監事は、理事長からの改善結果の報告を受け、その内容及びそれに対する監事の見解を、半期ごとに執行役員会議で報告するとともに、理事会においても年1回報告し、役職員への周知を図った。</p> <p>(組織全体で取り組むべき重要な課題(リスク)の把握・対応等)</p> <p>○ 平成24年度における、総合的なリスクマネジメントに向けた取組(実績報</p>	
---	---	--

	<p>告書P.128～130)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスク評価結果に基づく優先対応リスクを踏まえた平成 24 年度の対応 <ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度に取りまとめたリスク評価結果に基づく優先対応リスクを踏まえて、平成 24 年度に対応した主なものは以下のとおりである。 <p>【「ペイオフによる預金未保証」リスク軽減のための対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> * 受配者指定寄付金口座の決済性預金(元本保証、金利ゼロ)への移行 <p>【「業務継続」リスク軽減のための対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> * 業務継続計画の策定 * 広域災害時に係る施設設備拡充計画の検討 (例)自家発電装置購入の検討 <p>【「事務所の倒壊・損傷」リスク軽減のための対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> * 九段事務所の外壁及び屋上防水の改修工事の実施 <p>【「事務所のセキュリティ」リスク軽減のための対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> * 役員室フロアへの入退室管理の強化(オートロックドア、監視カメラの設置) <p>【「災害・事故等による情報機器の損壊」リスク軽減のための対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> * 電算室改修工事の実施(サーバ室の窓枠をボードで塞ぐなど防水工事を行った) * 電算室へのガス系消火器の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務継続計画の策定【新規】(実績報告書 P.129～130) <p>総務省行政評価局による「23 年度業務実績の二次評価の視点」において、独立行政法人における自然災害等に関するリスクへの対応が評価の対象となった。そのため、事業団(助成業務)においても、首都直下地震等の大規模災害の発生に対応するための業務継続計画(BCP)策定に向けて、各省庁や市区町村の業務継続計画について調査したほか、すでに計画の策定を進めている公立学校共済組合を訪問し、計画の内容や検討の経緯、作成に当たっての留意点を聴取するなど情報を収集した。これらをもとに、九段事務所における「首都直下地震対応業務継続計画」について、記載すべき内容を整理し、検討した。</p>	
--	---	--

	<p>その結果、平成 24 年度は、「首都直下地震対応業務継続計画」〈九段事務所版〉の基本部分を策定した(平成 25 年 3 月 29 日付)。また、業務継続計画において優先する業務や具体的な行動計画などの詳細部分については平成 25 年度以降に作成する予定である。</p> <p>○ 私学振興事業本部と共済事業本部の統合に向けた検討(実績報告書 P. 108)</p> <p>私学振興事業本部と共済事業本部を一体的に運営する観点に立ち、効率的かつ機能的な組織運営を推進するため、これまで両事業本部の統合事務所の整備に関する具体的な課題等の検討を行ってきた。その結果、助成業務では学校施設の耐震化に対する長期低利融資制度を推進するため、平成 25 年度以降の 3 年間は事務所の統合に必要な利益を安定的に確保する見通しが立たず、また、共済業務においても平成 27 年 10 月からスタートする年金一元化に向けた業務の煩雑化及び年金一元化以降の事務体制が明確ではないことから、第 3 期中期目標期間中には事務所の統合は行わないこととした。当面は両事務所間での人事異動及び組織・環境の整備等対応可能な事項について積極的に進めていくこととする。</p>	
--	---	--

【(中項目)2-2】	2 経費等の縮減・効率化	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:事業団の助成業務の運営に関しては、社会情勢の変化等も勘案しながら、業務の徹底した見直し、効率化を進めるとともに、自己収入の増に努め、平成19年度予算を基準として、中期目標期間中に一般管理費については11%以上、総費用については5%以上の縮減を図る。</p> <p>中期計画:業務運営に関しては、社会情勢の変化等も勘案しながら、業務の徹底した見直し、効率化を進めるとともに、自己収入の増に努め、平成19年度予算を基準として、中期目標期間中に一般管理費については11%以上、総費用については5%以上の縮減を図る。</p> <p>年度計画:中期計画の「平成19年度予算を基準として、中期目標期間中に一般管理費については11%以上、総費用については5%以上の縮減を図る」ことを踏まえ、予算の計画的、効率的執行により経費の節約を図り、平成19年度予算を基準として平成24年度予算において一般管理費については11%以上、総費用については5%以上の縮減を図る。</p> <p>なお、削減の対象となる総費用には、配付寄附金、交付補助金及び雑損は含まない。</p>		H20	H21	H22	H23
		A	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所			
		実績報告書 P.109~112 参照。			

評価基準	実績	分析・評価																												
<p>【経費等の縮減・効率化】</p> <p>・平成19年度予算を基準として、平成24年度予算において一般管理費については11%以上、総費用については5%以上の縮減が図られたか。</p>	<p>○ 一般管理費の縮減(実績報告書 P.109~110)</p> <p>一般管理費及び総費用の縮減について、以下の取組を行った。</p> <p>平成24年度一般管理費の年度計画予算額は167,217千円であり、平成19年度一般管理費の予算額187,885千円に対して11.0%の縮減となっている。</p> <p>一般管理費の年度計画予算の執行に当たっては、実績額について予算執行の進捗状況、支出内容を精査し、予算の計画的、効率的な執行を図り、業務委託等について一般競争契約による調達価格の削減に取り組んだ。平成24年度一般管理費の実績額は165,751千円となり、計画予算額167,217千円に対して1,466千円下回る結果となった。</p> <p>◆ 一般管理費の縮減(実績報告書 P.109)</p> <p style="text-align: right;">(単位:千円)</p> <table border="1" data-bbox="627 1157 1478 1428"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th rowspan="3">平成19年度 金額</th> <th rowspan="3">平成24年度 金額</th> <th colspan="3">第2期中期計画 平成24年度</th> </tr> <tr> <th colspan="3">対19年度比</th> </tr> <tr> <th>比較</th> <th>増減額</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">一般管理費</td> <td>計画予算</td> <td>187,885</td> <td>167,217</td> <td>予算-予算 △ 20,668</td> <td>△ 11.0 %</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>166,707</td> <td>165,751</td> <td>予算-実績 △ 22,134</td> <td>△ 11.8 %</td> </tr> <tr> <td>予算実績差異</td> <td>△ 21,178</td> <td>△ 1,466</td> <td>実績-実績 △ 956</td> <td>△ 0.6 %</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成19年度 金額	平成24年度 金額	第2期中期計画 平成24年度			対19年度比			比較	増減額	増減率	一般管理費	計画予算	187,885	167,217	予算-予算 △ 20,668	△ 11.0 %	実績	166,707	165,751	予算-実績 △ 22,134	△ 11.8 %	予算実績差異	△ 21,178	△ 1,466	実績-実績 △ 956	△ 0.6 %	<p>平成19年度予算を基準として平成24年度予算において、一般管理費は11%以上の削減目標に対し11.8%、総費用は5%以上の削減目標に対し34.0%となっており、いずれも縮減を図るとした計画を上回る実績であり、評価できる。</p> <p>なお、実績ベースの比較では、一般管理費0.6%削減、総費用31.0%削減となっている。</p> <p>会費の支出については、国費から運営費等の財源措置を受けず、事業活動による自己収益によって運営する法人であるため、見直しの対象とはなっていないが、法人の自主的な取組として、その支出の必要性、会費に見合った便宜などの観点から見直しを行っており、また監事も、その内容について精査を行っており、評価できる。</p>
区分	平成19年度 金額				平成24年度 金額	第2期中期計画 平成24年度																								
						対19年度比																								
		比較	増減額	増減率																										
一般管理費	計画予算	187,885	167,217	予算-予算 △ 20,668	△ 11.0 %																									
	実績	166,707	165,751	予算-実績 △ 22,134	△ 11.8 %																									
	予算実績差異	△ 21,178	△ 1,466	実績-実績 △ 956	△ 0.6 %																									

○ 一般管理費縮減の具体的取組(実績報告書 P.109～110)

・ 予算の計画的、効率的執行

一般管理費などの予算執行にあたり、実績額について予算執行の進捗状況、支出内容を精査するとともに、上半期終了後、各部署に対し、下半期における予算執行見込の状況調査を行った。

平成24年度においては、予算執行の進捗状況の確認を年2回(10月、12月)にわたり行い、細かく予算の執行状況の把握を行った。

・ 一般競争契約等による調達価格の削減

* 建築設備管理等業務委託

建築設備管理等業務委託については、平成20年度から一般競争による業者選定を実施している。その結果、平成24年度の調達価格は、年額9,790千円となり、前年度に比べ年額920千円の削減が図られた。

* 印刷製本・備品等の購入

印刷製本については、調達額が少額であっても複数の印刷業者から見積書を徴し、調達価格の削減を図るとともに、印刷物の電子化により印刷部数を削減するなど、印刷製本費の削減を図った。

また、備品等の購入についても同様に複数の業者から見積書を徴し、調達購入価格の削減を図った(見積説明会 延べ88回実施)。

* その他

事務用品の再利用によりコスト意識の浸透を図るとともに消耗品の購入費削減に努めた。

・ 節電の実施

* 事務所内の冷暖房設備の温度設定(夏季28℃、冬季20℃)

* 休憩時間中の室内照明の消灯

* OA機器の電源オフによる節電

* エレベーターの運転制限(2基のうち、1基は18時以降運転停止)

・ 節電行動計画

夏期の電力需給対策として、以下の節電行動計画を策定し、使用電

力の削減を図った。

実施期間：平成 24 年 7 月 2 日～9 月 28 日迄

節電目標：最大使用可能電力を 290 kwh(平成 23 年度と同じ)と設定

また冬期も、「今冬の節電対策について」を策定し、平成 24 年 12 月 3 日～25 年 3 月 29 日の間、暖房設備の温度設定を 20℃とするなどの節電対策に取り組んだ。

・ 節電行動計画の結果(実績)

各月の最大使用電力量はいずれも 290 kwh 以下となり節電目標を達成した。(平成 24 年 7 月：274 kwh、8 月：273 kwh、9 月：283 kwh)。

◆ 総費用の縮減(交付補助金・配付寄附金・雑損を除く)(実績報告書 P.110～111)

平成 19 年度予算を基準として総費用については、5%以上縮減するとの目標に対して、実績において 34.0%と計画を大幅に上回る縮減が図られた。

(単位：千円)

区 分	平成19年度	第2期中期計画				
		平成24年度				
		金 額	金 額	対19年度比		
比 較	増 減 額			増 減 率		
総費用 (交付補助金・ 配付寄附金・ 雑損を除く)	計画予算	15,626,844	12,933,419	予算-予算	△ 2,693,425	△ 17.2 %
	実 績	14,944,169	10,312,844	予算-実績	△ 5,314,000	△ 34.0 %
				実績-実績	△ 4,631,325	△ 31.0 %
	予算実績差異	△ 682,675	△ 2,620,575			

費用の部の合計額には、一般管理費など縮減を図るべき項目のほか、国から交付された補助金と同額を学校法人へ交付する「交付補助金」、学校法人から返還された補助金と同額を国へ返納する「雑損」及び、法人または個人より受け入れた寄付金を学校法人へ配付する「配付寄附金」が含まれているため、これらを除いた額を「総費用」として縮減対象としている。

○ 総費用の縮減への取組(実績報告書 P.111)

- ・ 平成 24 年度の年度計画において、対平成 19 年度予算比 5%以上の水準を目標に総費用縮減に努めることとしている。
- ・ 総費用の中には、一般管理費等の縮減を図るべき項目と国の予算を受けて計画予算に計上される私立大学等経常費補助金の交付に係る「交付補助金」、私立大学等経常費補助金の精算分の国庫返納に

係る費目である「雑損」及び「配付寄附金」が含まれており、これらを一緒に管理すると削減効果がわかりにくいことから、これらを区分して管理し、縮減を図った。

- ・平成 19 年度計画予算額と平成 24 年度計画予算額について、「交付補助金」、「配付寄附金」、「雑損」を除いた計画額でみた場合、平成 24 年度は対平成 19 年度計画予算額 17.2%の縮減をもって編成している。
- ・平成 24 年度実績額は 10,312 百万円となり、平成 24 年度計画予算額 12,933 百万円を下回った(20.2%削減)。平成 19 年度計画予算額 15,626 百万円に対しては、5,314 百万円(34.0%)を縮減した。

○ 総費用縮減の具体的取組(実績報告書 P.111～112)

・ 借入金利息

平成 24 年度は、東日本大震災により被災した学校法人等に対する震災復旧支援融資、私立学校施設の耐震改築事業に対する長期低利融資を実施した。これらの融資は、通常より有利な貸付条件(無利子・低金利等)であるため、融資を実施することにより生じる逆ざや補填として、政府出資金が 121 億円追加出資された。国の政策である震災復旧支援融資、耐震改築事業に対する長期低利融資を実施することに伴い、政府出資金の追加出資を受ける必要があることから、貸付財源の調達計画が大きく変更された。

また、貸付金実績額は、貸付計画額 938 億円に対し 525 億円と貸付計画額を下回ったことから借入金も減少となり、借入金利息の減少となった。

貸付実績額 525 億円に対する借入金は、財政融資資金の 276 億円、長期勘定借入の 20 億円となり、その結果、借入金利息が 9,797 百万円の計画額に対して 7,370 百万円と 2,427 百万円の大幅な減少となった。

・ 業務運営(人件費、一般管理費、業務経費等)

業務運営の効率化にあたっては、四半期ごとの実績額について、予

<p>【会費】 ・法人の目的・事業に照らし、会費を支出しなければならない必要性が真にあるか(特に、長期間にわたって継続してきたもの、多額のもの)。 ・会費の支出に見合った便宜が与えられているか、また、金額・口座・種別等が必要最低限のものとなっているか(複数の事業所から同一の公益法人等に対して支出されている会費については集約できないか)。</p>	<p>算執行の進捗状況、支出内容の精査、各部署に対する下半期の予算執行予定調査及びヒアリングを行い、予算の計画的及び効率的な執行等により経費の節約を図った。</p> <p>この結果人件費、一般管理費、業務経費等については、1,757 百万円の計画額に対して1,703 百万円と54 百万円削減することができた。</p> <p>【会費の見直し状況】 会費の支出については、国費から運営費等の財源措置を受けず、事業活動による自己収益によって運営する法人であるため、見直しの対象とはなっていないが、法人の自主的な取組として、その支出の必要性、会費に見合った便宜などの観点から見直しを行った。</p> <p>1. IDE 大学協会機関会員会費 (年一回) 35,000 円 ※必要性:IDE(現代の高等教育)の冊子が毎月5冊送付され、助成業務に役立っている。また、1冊 1,050 円であり、会費以上の冊子を購入することができる。</p> <p>2. 東京経営者協会会費 (年2回)60,000 円×2(内1回が助成勘定) ※主に労務関係の実務者講習会を開催しており、業務上必要である。</p> <p>3. 麴町法人会会費 (年1回) 12,000 円 ※主に人事課が税務関係の講習会に参加しており、業務上必要である。</p> <p>4. 全国私立学校審議会連合会負担金(年1回) 80,000 円 ※教育基本法・学校教育法及び私立学校法に基づき、各都道府県私立 学校審議会相互の連絡を密にすることによって各審議会の運営を円滑にし、もって私学教育の振興と健全な発達を期することが助成業務と密接に関連している。</p>	
--	--	--

5. 富士見一丁目町会費（年1回） 12,000 円

※町内会では、地域のコミュニケーションの向上を図るとともに、地域の安全、防災、美化に向けた活動を行っている。大規模災害に備えた避難訓練や初期消火、炊き出しなどの防災訓練、年末の夜警、月1回の町会内パトロール、春秋の交通安全運動等を行っている。また、当町内周辺には保育園、幼稚園、中学校、高等学校等が多く所在し、その通学路となっていることから、地域の美化に向けた活動も積極的に行われている。したがって、これらの諸活動が事業団の安全、防災等に役立っている。

6. 政府関係法人連絡協議会(略称「政法連」)会費

(年1回:291,000 円)

内訳:年会費 500,000 円(×1/2(共済勘定と折半))=250,000 円

人員分@420×97人 ≒ 41,000 円

政府関係法人の経営管理に共通する諸課題について、研修会の開催や会員相互の連絡・調整を行っている。また、法人側の連合組織として、政府関係法人の労働組合が中心となって組織している政府関係法人労働組合連合(略称「政労連」)等との交渉を担当している。

定例会議は毎月第一水曜日に開催され、総務省、財務省及び厚生労働省の担当官が出席し、必要な情報の提供、助言を行うなど、政法連の活動は、円滑な法人運営に役立っている。

7. 文部科学省文教団体連絡会(略称「金曜会」)会費

(年1回:10,000 円)

金曜会加盟団体は持ち回りで職員採用試験及び職員研修会を合同で実施している(試験及び研修会にかかる費用は各法人の実費負担)。また、法人側の連合組織として、金曜会加盟団体内の労働組合が連合して組織する「文科共闘会議(略称)」との交渉を担当している。

定例会議は毎月第一金曜日に開催され、政法連の定例会議報告をはじめ、人事、労務管理に関して共通する諸問題についての検討を行うなど、金

<p>・監事は、会費の支出について、十分な精査を行っているか。</p>	<p>曜会は適正な人事業務及び労使関係の維持に役立っている。</p> <p>※ 上記2団体への加盟は、円滑な法人運営及び労働組合対応を行ううえで必要なものである。</p> <p>8. 東京都高圧ガス保安協会（年1回）33,000円 ※必要性：九段事務所での高圧ガスによる災害を未然に防止するため、当協会に加入し安全指導を受けている。</p> <p>9. 独法等監事連絡会（年2回）1,000円、1,500円 計2,500円 ※独法や特殊法人など122法人（平成25年2月1日現在）が加盟する連絡会に参加して、監査機能を充実し業務運営の適正化・効率化に資するために有効な情報交換や意見交換を行っている。</p> <p>・会費の内容について精査を行っている。</p>	
-------------------------------------	---	--

【(中項目)2-3】	3 契約の適正化	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:事業団の締結する契約については、真にやむを得ないものを除き、原則として一般競争入札によることとする。また、「特殊法人における随意契約の適正化の推進について」(平成19年12月27日付け事務連絡。内閣官房副長官補室から各府省特殊法人担当各位あて。)に基づき、国と同様又はこれに準じた随意契約見直し計画を策定し公表する。なお、随意契約見直し計画の実施状況を含む契約の適正な実施については監事による監査を受けるとともに、その契約状況を公表することとする。</p> <p>中期計画:事業団の締結する契約については、真にやむを得ないものを除き、原則として一般競争入札によることとする。また、「特殊法人における随意契約の適正化の推進について」(平成19年12月27日付け事務連絡。内閣官房副長官補室から各府省特殊法人担当各位あて。)に基づき、国と同様又はこれに準じた随意契約見直し計画を策定し公表する。なお、随意契約見直し計画の実施状況を含む契約の適正な実施については監事による監査を受けるとともに、その契約状況を公表することとする。</p> <p>年度計画:事業団の締結する契約については、真にやむを得ないものを除き、原則として一般競争入札によることとする。また、「特殊法人における随意契約の適正化の推進について」(平成19年12月27日付け事務連絡。内閣官房副長官補室から各府省特殊法人担当各位あて。)に基づき、国と同様又はこれに準じた随意契約見直し計画を策定し公表する。なお、随意契約見直し計画の実施状況を含む契約の適正な実施については監事による監査を受けるとともに、その契約状況を公表することとする。</p> <p>さらに、「契約の適正な執行に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」(平成20年12月16日付け総評第157号。総務大臣から文部科学大臣あて。)に基づき整備した競争入札関係事務取扱要領等により、契約の透明性を推進する。</p>		H20	H21	H22	H23
		A	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所			
		実績報告書 P.113~117 参照。			

評価基準	実績	分析・評価
<p>【契約の適正化】</p> <p>【随意契約等見直し計画】</p> <p>・「随意契約等見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況は適切か。</p>	<p>【随意契約等見直し計画の実績と具体的取組】(実績報告書 P.113~115)</p> <p>事業団の締結する契約については、「特殊法人における随意契約の適正化の推進について」に基づき、随意契約によるものが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等競争性の高い契約に移行することとする「随意契約見直し計画」を策定し、平成20年4月に公表した。</p> <p>「随意契約見直し計画」は平成22年度で終了したが、平成24年度も見直し計画の趣旨に沿って引き続き見直しを行った。</p> <p>平成24年度において締結した契約については、全契約件数35件のうち、一般競争入札が21件(60.0%)、企画競争・公募6件(17.1%)、随意契約が8件(22.9%)となった。</p> <p>※平成23年度実績:一般競争入札件数22件62.9%、企画競争・公募型6件17.1%、随意契約件数7件20.0%</p>	<p>平成24年度において締結した契約については、全契約件数のうち、一般競争入札が60.0%、企画競争・公募17.1%、随意契約が22.9%であり、「随意契約等見直し計画」の趣旨に沿って平成24年度も引き続き実施するなどし、競争性の高い契約への移行を推進している。</p> <p>また、随意契約件数は7件から8件に増加したが、その理由は、前年度同様に一般競争入札を実施したものの、入札が不調となり、結果的に随意契約となった案件があったためであり、このことを考慮すれば、随意契約見直し計画は適切に実施されていると評価できる。</p> <p>契約に係る規程類の整備・運用、契約事務手続に係る執行体制や審査体制の整備・執行等については、適切に行われており、また、個々の契約については、競争性・透</p>

この結果、「随意契約見直し計画」の進捗状況は、次表のとおりである。

随意契約見直し計画の進捗状況(実績報告書 P.115)

区 分	①平成18年度実績		②見直し計画 (平成20年4月公表)		③平成24年度実績		②と③の比較増減 (見直し計画の進捗状況)	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	10	114,591	19	193,994	27	454,368	8	260,374
一般競争入札	10	114,591	18	168,794	21	428,618	3	259,824
企画競争・公募	0	0	1	25,200	6	25,750	5	550
随意契約	16	195,443	7	116,039	8	48,537	1	△ 67,502
合 計	26	310,034	26	310,033	35	502,905	9	192,872

なお、契約を伴う事業実施案件に係る調達方法、その他契約に関する必要な事項については、事業団内で設置する契約関係分科会、調達委員会において検討及び決定を行い、調達の結果については、毎月実施される監事による会計監査において、当該月の契約状況について監査を受けるとともに、毎月ホームページにおいて契約状況を公表することにより、調達の実施における客観性・透明性を図った。

また、契約に係る公表事項については、平成 20 年 10 月に予定価格と落札率を追加し、国の基準と同等の公表内容としている。

【契約の競争性、透明性の確保】

・ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用は適切か。

○ 契約に係る規程類の整備及び運用状況(実績報告書 P.115)

契約方式、契約事務手続き、公表事項等については、会計規程、会計規程の特例を定める規程、契約結果公表基準で規定しており、国に準じて(包括随意契約条項、公益法人随意契約条項、指名競争契約限度額、予定価格の作成を省略できる金額、公告期間など)適切に整備している。

また、契約の適正化を図る観点から、会計規程第 43 条に基づき「日本私立学校振興・共済事業団 競争入札関係事務取扱要領」(平成 22 年 3 月 30 日理事長裁定)(総合評価落札方式に関する取り扱いを含

明性の確保の観点から、監事による監査など適切な検証、改善の努力が行われており、評価できる。

なお、契約の適正化にあたり、今後も仕様書の見直しを継続するなど、一般競争入札等における競争性の向上を図ることを期待する。

・ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等は適切か。

む)を別に定めるとともに、このほかに具体的なマニュアルとして「公募・企画競争の手続きに関する標準マニュアル」、「総合評価落札方式実施の手引」(平成 22 年 3 月 31 日財務部長決裁)を作成して、費用の低減、競争性の確保など公正な調達手続きを実施する運用体制を整備している。

○ 契約事務に係る執行体制、審査体制、第三者による委員会等の審議状況(実績報告書 P.115~116)

契約事務に係る執行体制(共済業務を含む)は、100 万円を超える調達案件については、契約課(9 名体制)が調達内容の精査等を行うことにより、契約業務の適正化及び一元管理の推進を図っている。特に政府調達案件及び 1,200 万円を超える一般調達案件については、調達業務の適正化を図る観点から、契約関係分科会及び調達委員会において調達方法、仕様書の内容等について審議を行っている。

なお、現在のところ第三者機関による審査が求められている対象案件(建設工事及び設計・コンサルティング業務)が少ないこともあり、事業団においては第三者による契約監視委員会等は設置していない。

ただし、平成 18 年度より、対象案件があった場合には文部科学省の入札監視委員会において、審議することとなっている。

平成 24 年度に締結した事業団全体及び助成業務における契約状況

区 分	事業団全体		助成業務		契約全体に係る助成業務の割合	
	件数	金額(億円)	件数	金額(億円)	件数割合	金額割合
競争入札等	278	65	21	4	7.6%	6.6%
企画競争・公募	33	7	6	0	18.2%	4.3%
随意契約	82	19	8	0	9.8%	2.1%
合計	393	91	35	5	8.9%	5.5%

【個々の契約の競争性、透明性の確保】

・ 一般競争入札等における一者応札・応募の状況はどうか。その原因について適切に検証されているか。また検証結果を踏まえた改善方策は妥当か。

・ 応札者が一者であった契約の主な原因と改善方策(実績報告書 P.116～117)

平成24年度において、応札者が1者のみの契約については5件が該当した。

応札者が一者であった契約の主な原因は以下のとおりである。

- * 平成24年度私学振興事業本部の業務システムに係る運用支援等業務
(平成23年度1者→平成24年度1者)
- * 平成24年度私学情報提供システムの機能改善等業務
(平成23年度1者→平成24年度1者)
(上記2件の一者応札理由:現在稼働しているシステムのセキュリティレベルを維持するのが困難であったため。)
- * 私学振興事業本部における私学情報DBシステムのメンテナンス
(平成24年度1者)
(一者応札の理由:現在稼働しているシステムのセキュリティレベルを維持するのが困難であったため。)
- * 平成24～28年度私学振興事業本部にかかるサーバ等機器のレンタル
(平成23年度2者→平成24年度1者)
(一者応札の理由:発注した数量が小さく、応札する業者が他になかったため。)
- * 公用車の購入
(平成24年度1者)
(一者応札の理由:環境性能(燃費等)に優れた自動車の中からハイブリッド自動車を選定したため。なお、「環境配慮契約法」及び「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」に適合している。)
これらを含む調達案件については、毎月実施する監事による会計監査及び契約課の業務監査において、契約内容や入札

<p>・再委託の必要性等について、契約の競争性、透明性の確保の観点から適切か。</p>	<p>参加者が一者であった場合の理由など入札の状況について確認し、一者応札の契約のうち、内容をチェックした上で表記内容を工夫することなどによって、出来る限り多くの業者を参入させる努力を行っている。このほか、一者応札・応募の改善方策としては、引き続き調達予定の公表、公告期間の確保、公告方法の改善、参加招請の実施などの競争性を確保する方策のほか仕様の見直しを行うことにより、他の業者が参加しやすいよう改善に努めていくこととしている。</p> <p>・一般競争入札における制限的な応札条件の有無(実績報告書 P.117)</p> <p>前述のとおり、監事監査において、一般競争入札における一者応札の理由等のチェックを行った結果、制限的な応札条件による案件はなかった。</p> <p>・再委託の有無と適切性(実績報告書 P.117)</p> <p>一般競争入札において、一者応札で再委託割合が高率で、かつ同一の再委託先に継続して再委託している案件はない。</p> <p>○ 入札結果の公表(実績報告書 P.117)</p> <p>入札結果の公表については、「契約結果公表基準」に基づいて毎月「契約結果一覧」及び「入札結果一覧」をホームページで公表している。</p> <p>環境物品等の調達については、「平成 24 年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき目標を定め実施している。</p>	
---	--	--

<p>【関連法人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。 ・ 当該関連法人との業務委託の妥当性についての評価が行われているか。 ・ 関連法人に対する出資、出えん、負担金等（以下「出資等」という。）について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性の評価が行われているか。 	<p>○ 関連法人の有無(実績報告書 P.117)</p> <p>事業団の業務を受託している関連法人及び関連公益法人については、該当はない。</p> <p>※関連公益法人:独立行政法人が出えん、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、財務及び事業運営の方針決定に対して重要な影響を与えることができるか又は独立行政法人との取引を通じて公的な資金が供給されており、独立行政法人の財務情報として、重要な関係を有する当該公益法人等をいう。</p>	
--	---	--

【(大項目)3】	Ⅲ 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画	【評定】 A			
【(中項目)3-1】	1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現	【評定】 A			
【(小項目)3-1-1】	(1) 収支計画に沿った適切な運営状況	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:事業年度ごとに収支計画を作成するとともに、当該収支計画に沿った適切な運営に努める。</p> <p>中期計画:事業年度ごとに収支計画を作成するとともに、当該収支計画に沿った適切な運営に努める。</p> <p>年度計画:収支計画を作成し、当該収支計画に沿った適切な運営に努める。</p>		H20	H21	H22	H23
		A	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所			
		実績報告書 P.118~120 参照。			
評価基準	実績	分析・評価			
<p>【収支計画に沿った適切な運営状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 収支計画を作成し、当該収支計画に沿った適切な運営に努めているか。 <p>(当期総利益(又は当期総損失))</p> <ul style="list-style-type: none"> 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。 	<p>(1) 収支計画を作成し、当該収支計画に沿った適切な運営に努める。(実績報告書 P.118~119)</p> <p>平成 24 年度収支計画については、中期計画における各事業の計画予算額及び人件費を含む経費等の縮減・効率化の計画に基づき作成した。特に事業団の財政運営の健全化を図る観点から、貸付事業における収益を確保し、併せて業務運営の経費等の縮減・効率化に努めることとし、以下のとおり行った。</p> <p>○ 収支計画の作成(実績報告書 P.118)</p> <p>助成業務において行う各種事業の実施に係る経費については、国からの運営費交付金を受けておらず、貸付事業における収益をもって人件費を含む一切の経費を賄っている。さらに、貸付事業の収益から生じる利益金は、一般財団法人私学研修福祉会が行っている私立学校の研修事業に対する助成金及び年金財源の一部として事業団長期勘定への繰入れの財源となっている。</p> <p>事業費を伴う事業のうち、収支計画で利益(損失)が生じるのは、貸付事業(一般経理)のみであり、補助事業(補助金経理)、受配者指定寄付金事業(寄付金経理)、学術研究振興基金事業(学術研究振興基金経理)については、収益と費用が同額であり、利益(損失)は生じな</p>	<p>当初の収支計画になかった政府出資の受け入れなどにより計画変更がなされたが、貸付金利息と借入金利息の収支差、及び経費の節減等により、当期の利益は確保されることとなった。</p> <p>また、貸付については、計画に対し低調な実績となったが、これは、東日本大震災への対応として措置した災害復旧への貸付が、計画を大幅に下回ったことによる一過性の要因によるほか、当初計画で見込んだ大学病院の建替え事業の延期等によるものである。事業団の収益源となる貸付残高の減少は、将来的な収益構造の悪化につながるため、今後、中期的な展望に立った対策が望まれる。</p> <p>また、当期総利益及び利益剰余金の発生要因は、適正な業務に基づき発生したものであり、利益処分について、適切に扱われていると評価できる。</p>			

<p>・また、当期総利益(又は当期総損失)の発生原因は法人の業務運営に問題等があることによるものか。</p>	<p>い収支構造となっている。また、助成業務の運営は、貸付事業に係る貸付金利息と借入金利息等の差額を財源として、人件費を含む全ての事務・事業の実施に係る経費を賄い、利益が計上された場合には、その一部を財源として、私学教職員への研修事業を行う一般財団法人私学研修福祉会に対する助成金の交付及び長期勘定への繰入れ等を行っている。</p> <p>収支計画の作成に当たっては、貸付事業における収益を確保し、財務運営の健全化を図るため、貸付計画額(938 億円)の達成、繰上償還の計画的な受入(50 億円)、貸付資金の安定的な調達(借入金 699 億円、私学振興債券 50 億円)等の事業計画に基づき、貸付金利息、借入金・債券利息等を積算し、運営経費については、人件費を含む経費等の縮減・効率化の計画に基づき積算した。</p> <p>このように、助成業務は私学振興施策を図るための各種支援事業を実施し、いわば私立学校に利益を還元する事業運営を展開しており、平成24年度末現在において業務運営に問題等あるものはない。</p> <p>(変更後計画)(実績報告書 P.119)</p> <p>私立学校施設の耐震改築事業及び耐震改修事業等に係る長期低利融資の実施に必要な経費として経済危機対応・地域活性化予備費[経済対策第 2 弾]及び平成 24 年度補正予算により、政府出資金 12,194 百万円が追加措置されたため、同額を長期勘定からの資金融通から減額する収支計画の変更を行った。(平成 25 年 3 月 21 日変更届出)</p> <p>・財源計画額 政府出資金 0 億円 → 121 億円 借入金 821 億円 → 699 億円 (長期勘定 276 億円 → 154 億円)</p> <p>○ 収支計画に沿った運営(実績報告書 P.119)</p> <p>平成 24 年度貸付事業については、貸付計画額 938 億円に対して貸付実績額は 525 億円、繰上償還受入計画額 50 億円に対して 36 億円(補償金付繰上償還を除く)、借入計画額 699 億円に対して 296 億円、私学振興債券発行計画額 50 億円に対して同額となった。なお、貸付計</p>	
--	---	--

画額と実績に約 400 億円の差が生じているが、これは、東日本大震災に被災した学校法人の災害復旧のために貸付枠約 200 億円を措置したが、実際の借入希望があまりなかったこと、また、当初計画で見込んだ大学附属病院の建替え事業に対する借入希望約 200 億円について、大学側の事情による延期等により、本年度の借入とならなかったことが主な理由である。

この結果、貸付金利息と借入・債券利息との収支差は、計画時の 1,600 百万円に対して 2,334 百万円と 734 百万円増額となった。貸倒引当金繰入は計画額 168 百万円に対して 64 百万円となった。

人件費、一般管理費、業務経費等については、1,757 百万円の計画額に対して 1,703 百万円と 54 百万円削減することができた。

これらにより、平成 24 年度の当期総利益は、572 百万円となり、計画時の△307 百万円に対して、879 百万円増額となった(P.139 参照)。

(利益剰余金(又は繰越欠損金))

- ・ 利益剰余金は有るか。有る場合はその要因は適切か。
- ・ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないか。
- ・ 資産の売却や国庫納付等を行うものとなった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等は適切か。
- ・ 目的積立金は有るか。有る場合は、活用計画等の活用方策を定める等、適切に活

【利益剰余金について】(実績報告書P.119～120)

○ 利益剰余金の発生要因(利益構造(実績報告書P.119))

助成業務は国からの運営費交付金を受けずに業務を遂行している。助成業務の運営は、貸付事業に係る貸付金利息と借入金利息等の利息収支差額を財源として、人件費を含む全ての事務・事業の実施に係る経費を賄い、利益が計上された場合には、これを財源として、私学教職員の研修事業に対する助成金の交付及び長期勘定への繰入れを行うなど、私立学校に利益を還元している。

○ 利益及び損失の処理(実績報告書P.119)

助成業務で生じた利益は、繰り越した損失があればそれを埋め、残余の額から助成金・長期勘定繰入の財源額を控除した額は積立金として整理し、損失が生じたときは、積立金を減額して整理することとなり、事業団の積立金は損失を補填するためのものである。

<p>用されているか。</p> <p>・ 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画は妥当か。</p>	<p>また、積立金の処分については、事業団法第36条及び同法施行規則第12条で定められており、中期目標期間の最後の事業年度の決算において、積立金が20億円を超える場合には、その超える部分の額に相当する金額を国庫納付することになっている。</p> <p>○ 平成23年度利益処分の状況(実績報告書P.119～120)</p> <p>平成23年度の利益金は、利息との収支差額から人件費を含む業務運営費を控除した後、貸倒引当金(589百万円)を繰り入れした結果219百万円となった。このうち、平成24年度に一般財団法人私学研修福祉会に対し100百万円を助成金として交付、長期勘定への繰入を100百万円とした結果、平成24年度末の積立金残高は1,460百万円となった。これは事業団助成勘定における損益取引で生じた過去の利益の蓄積(留保)分であり、この積立金を十分に保有することにより、経営の厳しくなった学校法人に対する貸付の想定以上の貸倒れに備える必要がある。</p> <p>なお、目的積立金に係る規定は事業団法にはない。</p> <p>○ 平成24年度利益処分(案)の状況(実績報告書P.120)</p> <p>平成24年度の利益金は利息との収支差額から人件費を含む業務運営費を控除した後、貸倒引当金(64百万円)を繰り入れした結果、572百万円になった。</p> <p>また、この利益金については、平成25年度の一般財団法人私学研修福祉会に対する助成金として100百万円、長期勘定へ繰入100百万円、その残余を積立金として整理し、利益処分後の積立金残高は1,832百万円となる予定である。</p> <p>平成24年度は、積立金による損失の補填はない。</p> <p>○ 繰越欠損金の状況(実績報告書P.120)</p> <p>繰越欠損金は計上されていない。</p>	
--	--	--

<p>(運営費交付金債務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。 ・ 運営費交付金債務(運営費交付金の未執行)と業務運営との関係についての分析が行われているか。 <p>(溜まり金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いわゆる溜まり金の精査において、運営費交付金債務と欠損金等との相殺状況に着目した洗い出しが行われているか。 <p>【積立金の使途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 積立金の支出は有るか。有る場合は、その使途は中期計画と整合しているか。 	<p>【運営費交付金債務について】(実績報告書 P.118.152)</p> <p>助成業務は国からの運営費交付金を受けずに業務を遂行している。助成業務の運営は、貸付事業に係る貸付金利息と借入金利息の差額を財源に、人件費を含む全ての事務・事業の実施に係る経費を賄っている。</p> <p>運営費交付金は交付されておらず、該当しない。</p> <p>○ 積立金の支出(実績報告書P.120) 今年度における積立金の支出はない。</p>	
--	--	--

【(小項目)3-1-2】	(2) 自己収入確保の状況	【評定】															
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:その他必要な収益確保の観点から、自己収入の確保に努める。</p> <p>中期計画:その他必要な収益を確保し、適切な財務内容の実現を図る観点から、刊行物の販売及び事務所内の会議室等の一般利用を促進し、自己収入の確保に努める。</p> <p>年度計画:刊行物の販売収入及び事務所内会議室貸与収入等の自己収入の確保に努める。</p>		A															
		H20	H21	H22	H23												
		A	A	A	A												
		実績報告書等 参照箇所															
		実績報告書 P.121~122 参照。															
評価基準	実績	分析・評価															
<p>【自己収入確保の状況】</p> <p>・刊行物の販売収入及び事務所内会議室貸与収入等の自己収入の確保に努めたか。</p>	<p>(2) 刊行物の販売収入及び事務所内会議室貸与収入等の自己収入の確保に努める。(実績報告書 P.121~122)</p> <p>○ 自己収入の確保(実績報告書 P.121)</p> <p>・ 刊行物販売に係る収入</p> <p>平成 16 年度より特定非営利活動法人「学校経理研究会」を販売元とし、「今日の私学財政」等の刊行物の委託販売を行っている。平成 24 年度の刊行物による収入は 1,618 千円で販売による利益は 1,175 千円であった。</p> <p>平成 24 年度に販売した刊行物は 17 種、830 冊であり、冊数では、平成 23 年度の 25 種、1,124 冊を下回った。</p> <p>なお、これらの刊行物は業務上、私学へ情報の還元を行うことを第一の目的としており、その上で販売も行っているものである。</p> <p>[刊行物販売状況]</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>・ 刊行物販売冊数</td> <td style="text-align: right;">830 冊(平成 23 年度 1,124 冊)</td> </tr> <tr> <td>・ 当期販売益</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 刊行物販売収入</td> <td style="text-align: right;">1,618 千円(平成 23 年度 2,197 千円)</td> </tr> <tr> <td> 販売原価(印刷費)</td> <td style="text-align: right;">△323 千円(平成 23 年度△ 489 千円)</td> </tr> <tr> <td> 除却額</td> <td style="text-align: right;">△120 千円</td> </tr> <tr> <td> 当期販売益</td> <td style="text-align: right;">1,175 千円(平成 23 年度 1,708 千円)</td> </tr> </table> <p>(注)金額は消費税込みで計上している。</p> <p>※「今日の私学財政」は冊子として刊行しているほか、学校法人ポ一</p>	・ 刊行物販売冊数	830 冊(平成 23 年度 1,124 冊)	・ 当期販売益		刊行物販売収入	1,618 千円(平成 23 年度 2,197 千円)	販売原価(印刷費)	△323 千円(平成 23 年度△ 489 千円)	除却額	△120 千円	当期販売益	1,175 千円(平成 23 年度 1,708 千円)	<p>刊行物販売は、前年度の 1,124 冊から 830 冊へと 26%減少し、利益は 533 千円(31%)減少した。しかし、刊行物の CD-ROM 化やウェブサイトからダウンロード可能となったこと等から、当然の流れと考えられる。</p> <p>また、事務所内会議室の貸与収入は 9%増加しており、自己収入の確保に努めていると評価できる。</p>			
・ 刊行物販売冊数	830 冊(平成 23 年度 1,124 冊)																
・ 当期販売益																	
刊行物販売収入	1,618 千円(平成 23 年度 2,197 千円)																
販売原価(印刷費)	△323 千円(平成 23 年度△ 489 千円)																
除却額	△120 千円																
当期販売益	1,175 千円(平成 23 年度 1,708 千円)																

	<p>タルサイトに掲載しており、各学校法人において集計データのダウンロードが可能となっている。</p> <p>○ 事務所貸与に係る収入(実績報告書 P.122)</p> <p>九段事務所内にある食堂及び講堂等の会議室については、自己収入の増加を図る観点から一般に開放している。</p> <p>平成 24 年度は、利用状況が回復し、平成 23 年度を上回った [8,353 千円(平成 23 年度)→9,146 千円(平成 24 年度)] 。</p>	
--	--	--

【(中項目)3-2】	2 財務内容の管理・運営の適正化	【評定】 A			
【(小項目)3-2-1】	(1) 財務内容の透明性等の確保の状況	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を踏まえ事業への経費配分や業務運営の効率化に反映させる。また、財務状態の健全性の確保及び財務内容等の一層の透明性を確保する。</p> <p>中期計画:事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、引き続き決算情報・セグメント情報について公表内容の充実を図る。</p> <p>また、財務諸表の適正性及び信頼性を高めるため、自主的に導入した公認会計士の監査を継続する。</p> <p>年度計画:事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を予算配分や業務運営の効率化に反映させる。</p> <p>決算情報・セグメント情報の公表内容の充実を図る観点から、平成23事業年度決算内容のダイジェスト版及び財務状況の経年推移表に加え、私学振興債券に係る投資家向け情報の資料を作成し、公表する。</p> <p>また、財務諸表の適正性及び信頼性を高めるため、自主的に導入した公認会計士による監査を実施し、平成23事業年度独立監査人による監査報告書を公表する。</p>		H20	H21	H22	H23
		A	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所			
		実績報告書 P.123~127 参照。			
評価基準	実績	分析・評価			
<p>【財務内容の透明性等の確保の状況】</p> <p>・事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を予算配分や業務運営の効率化に反映させたか。</p>	<p>(1) 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を予算配分や業務運営の効率化に反映させる。(実績報告書 P.123~127)</p> <p>決算情報・セグメント情報の公表内容の充実を図る観点から、平成23事業年度決算内容のダイジェスト版及び財務状況の経年推移表に加え、私学振興債券に係る投資家向け情報の資料を作成し、公表する。</p> <p>また、財務諸表の適正性及び信頼性を高めるため、自主的に導入した公認会計士による監査を実施し、平成23事業年度独立監査人による監査報告書を公表する。</p> <p>○ 事業ごとの厳格な評価及び分析(実績報告書P.123)</p> <p>中期目標(中期計画・年度計画)に基づき、事業団のミッションを有効かつ効率的に果たすため、助成業務における全部課長で構成する中期計画・実績評価部会において評価・分析の一環として年度計画の進捗管理を行っている。その結果については、理事長はじめ全役職員で情報を共有している。</p>	<p>事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を踏まえた事業への経費配分や業務運営の効率化に反映させている。</p> <p>決算内容のダイジェスト版として助成業務及び共済業務の決算概要、また、財務状況の経年推移として「主要な経営指標等の推移とリスク管理債権」を作成し公表内容の充実を図っている。</p> <p>なお、義務化されていない会計監査人による監査を実施し、情報の信頼性を高めていることは評価できる。</p> <p>保有する九段事務所及び職員寮2棟の土地、建物の実物財産については、保有の必要性、資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点からの適切な見直しが行われ、実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組みも適切に行われている。</p> <p>金融資産について、保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模となっている</p> <p>資金運用の基本方針に従い、資金の運用状況及び、運用体制の整備状況は適切である。監事監査を通じて運</p>			

<ul style="list-style-type: none"> ・平成23事業年度決算内容のダイジェスト版、財務状況の経年推移表を作成し、公表したか。 ・私学振興債券に係る投資家向け情報の資料を作成し、公表したか。 ・公認会計士による監査を実施し、平成23事業年度独立監査人による監査報告書を公表したか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業経費に係る予算配分及び執行(実績報告書P.123～124) 予算配分については、各事業の年度計画に基づき積算するとともに、学齢人口の減少等に伴い経営が厳しい状況にある私学をより一層支援するために経営支援・情報提供・融資事業の強化を図り、その他の事業に関しても前年度の執行状況等を勘案した上で予算を編成した。また、予算の執行にあたっては、四半期ごとの進捗状況、支出内容の精査、各部署に対する下半期の予算執行予定調査及びヒアリングを行い、業務運営の効率化による経費の節約を図った。 ○ 決算情報・セグメント情報に関する公表内容の充実(実績報告書P.124) 「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)において、「総務省は事業報告書について、主要な損益の発生要因等を明らかにするなど、独立行政法人の運営状況等について国民に分かりやすい形での情報開示を行うため、標準的な様式を定める。」とされた。 これを受けて業務報告書に係る掲載内容を平成20年度より改訂し、法人概要等の「基本情報」、「事業説明」に加え、「簡潔に要約された財務諸表」、事業の種類別セグメント情報などの「財務情報」を掲載した。平成21年度から、公表内容の充実を図る観点から決算内容のダイジェスト版として助成業務(助成勘定)及び共済業務(短期勘定、長期勘定、福祉勘定、共済業務勘定)の5勘定の決算の概要を作成した。さらに平成23年度から、財務状況の経年推移として「主要な経営指標等の推移とリスク管理債権」を作成した。これらの内容と、会計監査人による平成23事業年度監査報告書を併せ、決算承認後の平成24年11月22日にホームページで公表した。また、平成24年度は、私学振興債券に係る投資家向け情報を作成し公表することにより、国民に分かりやすい形での情報開示を行った。 ○ 財務諸表等に係る会計監査人による監査【再掲】(実績報告書 P.124～125) 	<p>用状況の評価も実施されている。</p> <p>各貸付先法人の償還期日及び償還額に基づき、当該年度の回収計画が策定、実施されており、回収の実施状況も適切である。</p> <p>学校法人等に係る信用リスクの把握により、学校法人等への適切な貸付を実施するとともに、信用格付の変化をモニタリング、入金のない法人に対する電話、文書、面談、実地調査などによる督促等を通じて、回収率の向上に向けた取組が着実になされている。</p>
--	---	---

<p>【実物資産】 (保有資産全般の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実物資産について、保有の必要性、資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点からの法人における見直し状況及び結果は適切か。 ・見直しの結果、処分等又は有効活用を行うものとなった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等は適切か。 ・「勧告の方向性」や「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」、「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」等の政府方針を踏まえて、宿舎戸数、使用料の見直し、廃止等とされた実物資産について、法人の見直しが適時適切に実施されているか(取組状況や進捗状況等は適切か)。 	<p>独立行政法人は、独立行政法人通則法により財務諸表について会計監査人の監査を受けなければならないこととされている。助成業務については独立行政法人に準じた管理手法が導入されているものの、会計監査人の監査を受ける義務について事業団法には規定されていない。しかし、財務諸表の適正性及び信頼性を高めるため、平成 18 年度から自主的に監査法人による監査を導入しており、平成 24 年度においても引き続き以下のとおり監査を実施した。</p> <p>監査報告書の公表については、決算報告会を経て文部科学大臣の決算承認後、ホームページに公表している。</p> <p>【実物資産の保有状況】</p> <p>○ 実物資産の名称と内容、規模(実績報告書 P.126～127)</p> <p>助成勘定において保有する土地、建物等は、九段事務所及び職員寮 2 棟の土地、建物である。九段事務所内にある会議室は、自己収入の増加を図る観点から一般に貸会議室として開放している。</p> <p>助成勘定においては、九段事務所のほか、職員住宅の土地・建物を保有しているが、職員寮については、国立寮、中井寮とも入居率 100% (平成 25 年 3 月現在)となっており、助成業務の保有する資産について遊休状態になっているものはない。</p> <p>九段事務所については、私学振興政策の中心的実施機関として、学校法人等への助成・貸付事業を行うとともに、喫緊の課題である学校法人の経営活性化・再生支援に積極的に取り組んでいる。</p> <p>私学振興を円滑に実施するためには、学校法人に対するきめ細かな相談体制を確立するなど、サービス向上に努めることが求められている。なかでも、近年少子化等の影響を受け、学校法人を取り巻く経営環境の激化に伴い、各法人の経営改善への取組に対する支援業務がさらに拡大する傾向にあり、それらの法人との直接的な行き来が年々増大している。</p> <p>また、中央教育審議会大学分科会の第四次報告でも示されている「文部科学省及び事業団の経営相談機能を充実し、学校法人の経営者</p>	
---	--	--

が将来的な方向性を早期に判断し得るように促す」ためには、文部科学省との連携が必須である。

以上のことから、私学振興事業を適切かつ総合的、効果的に推進していくために九段事務所そのものを保有する必要がある(九段事務所については、事務室3フロア、役員室5室、会議室7室)。

職員寮の入居率は、国立寮、中井寮とも入居率100%となっており、遊休状態になっているものはなく、職員等の居住場所を確保するため必要である。

さらに役員宿舎については、遠隔地より就任した理事長について、通勤の利便上事業団事務所近傍に居住を保有する必要がある。

なお、事業団の保有する固定資産については、事業団減損処理基準(平成19年3月30日理事長裁定)に基づき、助成業務の各事業に関して、中期計画に照らし、業務の実績が著しく低下しているか否かについて定量的指標を設け判断しているが、遊休状態になっているものや稼働率が著しく低下した状態が続いているなど減損が認識または減損の兆候がある固定資産はなく、減損の計上はないことから見直しの状況にはない。

建物概要一覧

項目 施設名	開所年月日	建築基準法による面積(m ²)		登記簿上による延べ面積	建物概要 (登記上)	登記簿上の土地面積	所在地
		建築面積	建物延面積				
九段事務所	年月日 S50.11.8	m ² 1,120.38	m ² 6,104.20	m ² 5,873.27	地上6階	m ² 1,717.01	東京都千代田区富士見1-10-12
中井深交寮※	S39.5.30	39.73	119.13	119.13	地上3階	79.80	東京都新宿区中井1-12-8
国立深交寮※	S54.10.11	313.48	697.32	609.52	地上3階一部2階	661.15	東京都国立市中1-6-19
助成勘定所有計		1,473.59	6,920.65	6,601.92		2,457.96	

(注)1. 中井深交寮、国立深交寮については、開所年月日不明のため、建物を登記した日を記載している。

(注)2. 中井深交寮はS39年4月28日に、国立深交寮はS54年7月5日に竣工式を行っている。

(注)3. 敷地全てが事業団保有、建物全てが単独に使用する庁舎等である。

実物資産の借上げ状況

施設名等	所在地	借上対象	借上先	借上面積	借上料
役員宿舎	東京都新宿区市谷甲良町	建物及び付属設備	民間	71 m ²	2,400 千円

(資産の運用・管理)

- ・ 実物資産について、利用状況が把握され、必要性等が検証されているか。

○ 有効活用の可能性等の多寡(実績報告書 P.127)

九段事務所内にある食堂及び講堂等の会議室については、資産の有効活用及び自己収入の増加を図る観点から一般に貸会議室等として開放している。運業者の選定にあたっては、平成 21 年度より複数年契約を導入した一般競争入札を行い、事業団の収入は平成 24 年度以降 3 年間について当月売上高(職員食堂分は除く)の 15%(平成 20 年度 6%、平成 21 年度～平成 23 年度 10%)となっている。

以上のことから、事務所内会議室の収入は、平成 21 年度は前年度を大幅に上回ったが、平成 22 年度は、利用企業等の経費の削減による利用減に加え、東日本大震災の発生による利用減により前年度実績を下回った。その後、平成 23 年度以降は若干回復し、平成 24 年度は、前年度実績を上回っている(平成 23 年度:8,353 千円、平成 24 年度:9,146 千円)。

- ・ 実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組は適切か。

○ 実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組(実績報告書P.127)

九段事務所内にある食堂及び講堂等の会議室の有効利用については、平成 24 年度以降 3 年間についての運業者の選定に係る一般競争入札を行った結果、当月売上高の 15%(平成 21 年度～23 年度の 3 年間 10%)となり、一層の収入増加が見込まれた。

【金融資産】

(保有資産全般の見直し)

- ・ 金融資産について、保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産

【金融資産の保有状況】(実績報告書P.125)

(金融資産の名称と内容、規模)

○ 現金・預金(実績報告書 P.125)

現金・預金の平成 24 年度期末残高は、14,713 百万円となっている。

<p>規模は適切か。</p> <p>(資産の運用・管理)</p> <ul style="list-style-type: none">・資金の運用状況は適切か。・資金の運用体制の整備状況は適切か。・資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任が十分に分析されているか。	<p>助成勘定における現金・預金のそのほとんどが、受配者指定寄付金事業により受け入れた寄付金 12,183 百万円(82.8%)である。</p> <p>受配者指定寄付金は私立学校の教育と研究のために、一般から寄付金を受け入れ、これを寄付者が指定した学校法人に配付する制度である。この制度を利用して私立学校に寄付をした会社等法人は、法人税法上、支出した寄付金の全額を損金に算入することが認められており、私立学校に寄付をした場合に寄付金支出額全額を損金算入できる唯一の制度となっている。</p> <p>一方、一般経理の現金・預金は、2,366 百万円(16.1 %)となっており、これは、翌年度の期首(5 月まで)に発生する貸付金の財源とするほか、人件費等の業務経費(3 億円)や財政融資資金借入金等の元利金返済額(16 億円)にも充てられる。</p> <p>○ 有価証券(実績報告書 P.125)</p> <p>有価証券の平成 24 年度期末残高は、5,469 百万円となっており、全て学術研究振興基金で保有しているものである。</p> <p>学術研究振興基金は、事業団が広く一般から受け入れる寄付金を基金として運用し、その運用益をもって、私立大学等における学術研究に直接必要な経費の助成を行うことを目的に設定されたものである。</p> <p>【資金運用の基本方針の有無とその内容】(実績報告書 P.125)</p> <p>○ 資金運用の基本方針(実績報告書 P.125)</p> <p>助成勘定において保有する有価証券は事業団自身が長年の募金活動によって積み上げた基金であるため、国債、地方債、政府関係機関債、安全確実な社債とし、満期保有を原則とした運用方針としている。</p> <p>事業団における余裕金の運用については、日本私立学校振興・共済事業団法第三十九条第一項で定められており、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならないとされている。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 国債、地方債その他文部科学大臣の指定する有価証券の取得	
---	--	--

<p>(債権の管理等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由は妥当か。 ・回収計画の実施状況は適切か。i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析が行われているか。 	<p>(文部大臣の指定する有価証券)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 特別の法律により法人の発行する債券 二 貸付信託の受益証券 三 その他確実と認められる有価証券で、あらかじめ文部大臣の承認を受けたもの <p>2. 銀行その他文部科学大臣の指定する有価証券の取得</p> <p>3. 信託業務を営む金融機関への金銭信託</p> <p>また、社債、特定社債及び公社債型投資信託の取得については、信用ある格付機関からA格以上の格付けを取得したものとし、運用している。</p> <p>○ 資金の運用体制の整備状況及び法人の責任の分析状況(実績報告書 P.125～126)</p> <p>この運用を評価するための基準は特段設けていないが、監事による会計監査(月例及び決算)において、有価証券在高や資金運用状況について監査を受けるとともに、事業団内部に設けられた資産運用部会において、半期ごとの資金運用状況について評価を受けている。</p> <p>なお、平成24年度の学術研究振興基金の運用益は、119百万円であった。</p> <p>【貸付金・未収金等の債権回収の実績】</p> <p>○ 回収計画の有無とその内容(再掲)(実績報告書 P.63)</p> <p>事業団では、各貸付先法人の償還期日及び償還額に基づき、当該年度の回収計画を策定し、実施している。</p> <p>○ 回収計画の実施状況【再掲】(実績報告書 P.63.126)</p> <p>平成24年度全体の回収計画額(各貸付先法人から償還が予定されている貸付金の総額)65,329,100千円に対する回収実績額は64,894,783千円となり、回収率は99.34%となった(繰上償還及び延滞債権額を除く)。</p> <p>なお、回収計画額と回収実績額との差額434,317千円は、平成25</p>	
--	--	--

<p>・回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。</p>	<p>年 3 月に発生した新規滞納 2,350 千円(2 法人)、長期滞納法人の 265,617 千円(11 法人)、償還猶予法人の 2,370 千円(1 法人)及び条件変更法人 163,980 千円(1 法人)である。</p> <p>事業団では、新規滞納発生法人については融資課が電話督促による早期回収を行い、長期滞納法人については審査・管理室が個別法人の状況を把握したうえで債権の回収に努めている。</p> <p>○ 貸倒懸念債権・破産更正債権等の金額／貸付金等残高に占める割合【再掲】(実績報告書 P. 62)</p> <p>平成 24 年度末の貸付残高に占めるリスク管理債権(貸倒懸念債権・破産更正債権等)の割合は 2.87%と前年度と比較し 0.31%増加した。これは、新規に長期滞納(6ヶ月以上元利金を滞納)した法人(2 法人)があったことによりリスク管理債権額が増加したためである。</p> <p>【貸付の審査及び回収率の向上に向けた取組】</p> <p>○ 貸付の審査に係る取組(実績報告書 P. 65) (適切な貸付の審査に係る取組)【再掲】</p> <p>平成 24 年度においても引き続き、信用格付(金融庁による「預金等受入機関に係る検査マニュアル」に準じ、事業団が作成した債務者区分をいう。)により、学校法人等に係る信用リスクを把握するとともに、貸付対象事業に係る明細書類及び関係証ひょう並びに必要なに応じて行う現地調査等により、事業の適切性、資金計画の妥当性、償還の確実性、担保物件及び保証人の妥当性について検討し、学校法人等への適切な貸付を行った。</p> <p>○ 回収率の向上に向けた取組【再掲】(実績報告書 P. 65)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸付先法人の信用格付の変化をモニタリングし、早期に経営状況等の変化を把握することにより、滞納の抑制に努めた。 ・ 返済期日に入金のない貸付先法人には、電話、面談、実地調査、文書などによる督促を迅速に行い、3 ヶ月以上の延滞債権の発生を抑え、早期の滞納解消・回収を図った。 ・ 貸付先法人のうち滞納法人、貸出条件緩和法人及び近い将来不良債 	
--	--	--

<p>【知的財産等】 (保有資産全般の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特許権等の知的財産について、法人における保有の必要性の検討状況は適切か。 ・ 検討の結果、知的財産の整理等を行うことになった場合には、その法人の取組状況や進捗状況等は適切か。 <p>(資産の運用・管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特許権等の知的財産について、特許出願や知的財産活用に関する方針の策定状況や体制の整備状況は適切か。 ・ 実施許諾に至っていない知的財産の活用を推進するための取組は適切か。 <p>(重要な財産の処分等に関する計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重要な財産の処分に関する計画は有るか。ある場合は、計画に沿って順調に処分に向けた手続きが進められているか。 	<p>権化が予測される法人に対して、事業団の経営支援部署等と連携するとともに、必要に応じて顧問弁護士の助力を得るなど効果的な手段を講じることにより、債権の保全・回収に努めた。</p> <p>○ 知的財産の保有の有無及びその保有の必要性の検討状況(実績報告書 P. 127)</p> <p>助成業務は国からの運営費交付金を受けずに業務を遂行しており、その運営は、貸付事業に係る貸付金利息と借入金利息等の利息収支差額を財源として、人件費を含む全ての事務・事業の実施に係る経費を賄い、利益が計上された場合には、これを財源として、私学教職員の研修事業に対する助成金の交付及び長期勘定への繰入れを行うなど、いわば私立学校に利益を還元する循環型パッケージ事業の業務運営を実施している。</p> <p>このような業務の性格上、私立学校に対するサービスを前提とした事業展開を行っていることから、特許権、商標権のような知的財産を保有する必要性が無く、今後も保有する予定はない。</p> <p>○ 重要な財産の処分に関する計画(実績報告書 P.127)</p> <p>実物資産をはじめとして、重要な財産の処分に関する計画はない。</p>	
--	--	--

【(小項目)3-2-2】	(2) 財政状態の健全性の確保の状況	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標: 事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を踏まえ事業への経費配分や業務運営の効率化に反映させる。また、財務状態の健全性の確保及び財務内容等の一層の透明性を確保する。</p> <p>中期計画: 総合的なリスク管理を行うことや債権の適切な回収を図ることなどにより、財務状態の健全性の確保に努めることとし、特に信用リスクについては、適正な貸倒引当金の設定を行う。</p> <p>年度計画: 総合的なリスク管理を行うことや債権の適切な回収を図ることなどにより、財務状態の健全性の確保に努めることとし、特に信用リスクについては、適正な貸倒引当金の設定を行う。</p>		H20	H21	H22	H23
		A	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所			
		実績報告書 P.128~132 参照。			
評価基準	実績	分析・評価			
<p>【財政状態の健全性の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合的なリスク管理を行うことや債権の適切な回収を図ることなどにより、財務状態の健全性の確保に努め、特に信用リスクについては、適正な貸倒引当金の設定を行ったか。 	<p>(2) 総合的なリスク管理を行うことや債権の適切な回収を図ることなどにより、財務状態の健全性の確保に努めることとし、特に信用リスクについては、適正な貸倒引当金の設定を行うなど、以下の取組を行った。</p> <p>(実績報告書P.128~132)</p> <ul style="list-style-type: none"> 信用リスク管理に係る取組【再掲】(実績報告書 P.131) <ul style="list-style-type: none"> 自己査定基準に基づく債務者区分 <p>貸付債権のもつ信用リスクの程度を把握し、適切なリスク管理を行うため、「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」に準じた自己査定基準に基づく債務者区分(①破綻先、②実質破綻先、③破綻懸念先、④要注意先のうち要管理先、⑤要注意先のうちその他、⑥正常先)を行った。</p> <p>滞納法人に対しては、顧問弁護士の意見を踏まえ、面接、文書、出張等の方法により督促を行い、リスク管理債権の圧縮に努めた。貸付条件緩和法人等のリスクの高い法人については、融資部の審査・管理室と学校法人の経営支援を行う私学経営情報センターとが密接な連携を図り、協働してリスク管理債権の圧縮に努めたが、平成 24 年度末のリスク管理債権額は 16,796 百万円となり、前年度に比べ 1,329 万円増となった。この結果、リスク管理債権額の総貸付残高に対する割合は 2.87%となった。</p> 適正な貸倒引当金の設定 <p>貸倒引当金については、平成 21 年度に、「貸付事業(助成業務)の改善充実に関する検討会議」を立ち上げ、近年の民事再生</p> 	<p>総合的なリスク管理を行うことや債権の適切な回収を図ることなどにより、財務状態の健全性の確保に努めており、特に信用リスクについては、自己査定基準に基づき債務者区分し、貸倒引当金の設定も適切である。</p> <p>平成23年度に取りまとめたリスク評価結果に基づく優先対応リスクを踏まえて、総合的なリスクマネジメントに向けた組織全体の取組を着実にやっている。</p> <p>各年度終了後の「年度計画の実績自己点検評価(助成業務)」や四半期ごとの年度計画の進捗管理を行うなどして、中期目標・計画の未達成項目(業務)についての未達成要因の把握・分析・対応等に努めている。</p>			

<p>(組織全体で取り組むべき重要な課題(リスク)の把握・対応等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人の長は、法人の規模や業種等の特性を考慮した上で、法人のミッション達成を阻害する課題(リスク)のうち、組織全体として取り組むべき重要なリスクの把握・対応を行っているか。 	<p>適用時の担保価値の減額状況、少子化の進行による私学の経営状態の悪化に備えるため、貸付債権の将来における損失の可能性を見据え、監査法人の助言を参考に貸倒引当金の算出のための基準である自己査定基準について、格付けに係る債務者区分の区分方法を見直し、改正した。</p> <p>平成 24 年度決算では、貸倒引当金について担保評価の見直し等により 64 百万円の積み増しを行い、今後の損失の可能性に備えた。</p> <p>また、東日本大震災により被害を受けた貸付先法人の被災状況を自己査定に引き続き反映し、貸倒引当金を積み増すことにより適切なリスク管理を実施した。</p> <p>(組織全体で取り組むべき重要な課題(リスク)の把握・対応等)【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 24 年度における、総合的なリスクマネジメントに向けた取組(実績報告書P.128~130) <ul style="list-style-type: none"> ・ リスク評価結果に基づく優先対応リスクを踏まえた平成 24 年度の対応 <p>平成 23 年度に取りまとめたリスク評価結果に基づく優先対応リスクを踏まえて、平成 24 年度に対応した主なものは以下のとおりである。</p> <p>【「ペイオフによる預金未保証」リスク軽減のための対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> * 受配者指定寄付金口座の決済性預金(元本保証、金利ゼロ)への移行 <p>【「業務継続」リスク軽減のための対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> * 業務継続計画の策定 * 広域災害時に係る施設設備拡充計画の検討 (例) 自家発電装置購入の検討 <p>【「事務所の倒壊・損傷」リスク軽減のための対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> * 九段事務所の外壁及び屋上防水の改修工事の実施 <p>【「事務所のセキュリティ」リスク軽減のための対応】</p>	
---	---	--

<p>・ その際、中期目標・計画の未達成項目(業務)についての未達成要因の把握・分析・対応等に着目しているか。</p>	<p>* 役員室フロアへの入退室管理の強化(オートロックドア、監視カメラの設置)</p> <p>【「災害・事故等による情報機器の損壊」リスク軽減のための対応】</p> <p>* 電算室改修工事の実施(サーバ室の窓枠をボードで塞ぐなど防水工事を行った)</p> <p>* 電算室へのガス系消火器の設置</p> <p>・ 業務継続計画の策定【新規】(実績報告書 P.129~130)</p> <p>総務省行政評価局による「23 年度業務実績の二次評価の視点」において、独立行政法人における自然災害等に関するリスクへの対応が評価の対象となった。そのため、事業団(助成業務)においても、首都直下地震等の大規模災害の発生に対応するための業務継続計画(BCP)策定に向けて、各省庁や市区町村の業務継続計画について調査したほか、すでに計画の策定を進めている公立学校共済組合を訪問し、計画の内容や検討の経緯、作成に当たっての留意点を聴取するなど情報を収集した。これらをもとに、九段事務所における「首都直下地震対応業務継続計画」について、記載すべき内容を整理し、検討した。</p> <p>その結果、平成 24 年度は、「首都直下地震対応業務継続計画」<九段事務所版>の基本部分を策定した(平成 25 年 3 月 29 日付)。また、業務継続計画において優先する業務や具体的な行動計画などの詳細部分については平成 25 年度以降に作成する予定である。</p> <p>○ 中期目標・計画の未達成項目(業務)についての未達成要因の把握・分析・対応等(実績報告書 P.105)</p> <p>中期目標(中期計画・年度計画)に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、事業団のミッションを有効かつ効率的に果たすため、各年度終了後自主的に「年度計画の実績自己点検評価(助成業務)」を取りまとめ、5月の理事会において報告している。</p> <p>また、年度計画を達成するために、四半期ごとの年度計画の進捗管理を行っている。第1四半期については、特筆すべき実績が少ないことから第2四半期から進捗管理を行うこととした。中期計画、年度計</p>	
---	--	--

画及び事業団部会での留意点を記載したシート「平成24年度計画の上半期実績と下半期以降の予定(助成業務)」(平成24年9月18日作成依頼、平成24年10月12日提出期限)を各課調整のうえ取りまとめ、平成24年11月20日の中期計画・実績評価部会において、年度計画の進捗状況を確認し、役員等に説明を行い、情報を共有するとともに、平成24年12月3日付けで理事長までの供閲文書とした。

第3四半期の進捗状況については、平成25年度計画(予算及び人事等含む)策定の参考資料ともなることから各課からのヒアリング(平成25年1月上旬から中旬)を行い、平成24年度の年度計画の達成状況及び達成見込みを中期計画・実績評価部会で確認し、役員等に説明を行い、情報を共有するとともに、平成25年2月4日付けで理事長までの供閲文書とした。

法人のミッションの役職員への周知徹底については、執行役員会議、運営審議会、理事会等の議事内容について、管理職から職員への会議資料をもとにした報告により周知徹底が図られた。また、理事会の議事録を内部職員向けポータルサイトに掲載し、議事内容の周知を図った。

【(中項目)3-3】	3 人件費の削減等	【評定】			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標: 役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを行う。また、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等の趣旨に沿って独立行政法人等が行う人件費削減の取組を参考としつつ、同様の取組を行う。</p> <p>中期計画: 役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた必要な見直しを進める。</p> <p>また、平成22年度の人件費を平成17年度(970百万円)と比べて5%以上削減することを目安として所要の取組を行う。</p> <p>ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については削減対象より除く。なお、人件費の範囲は国家公務員でいう基本給、職員諸手当、超過勤務手当を含み、退職手当は含まない。</p> <p>年度計画: 業務の効率的執行により、引き続き人件費の抑制に努める。</p>		A			
		H20	H21	H22	H23
		B	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所			
		実績報告書 P.133~134 参照。			
評価基準	実績	分析・評価			
<p>【人件費の削減等】</p> <p>・ 中期計画の人件費削減の趣旨を踏まえ、引き続き人件費の抑制に努めたか。</p>	<p>人件費の削減について、以下の取組を行った。(実績報告書 P.133~134)</p> <p>○ 人件費の削減への取組(実績報告書 P.133~134)</p> <p>事業団は、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)において「共済組合類型の法人」と整理されており、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)の総人件費改革の実行計画等の「特殊法人及び認可法人」の対象外となっている。</p> <p>しかしながら、助成業務については、中期目標で『「行政改革の重要方針」の趣旨に沿って独立行政法人等が行う人件費削減の取組を参考としつつ、同様の取組を行う。』と指示され、中期計画において『平成22年度の人件費を平成17年度(970百万円)と比べて5%以上削減することを目安として所要の取組を行う。』ことを掲げている。</p> <p>中期計画に係る人件費削減については平成22年度に達成しているが、平成24年度においても、業務の効率性・有効性に配慮しつつ、引き続き管理職の3ポスト(企画室次長、システム管理室次長、私学経営情報センター次長)について兼務をさせている。なお、補助金業務の増大に対し、私学経営情報センター次長を助成部次長に振り替える異動を7月1日より実施した。</p> <p>この他、毎週水・金曜日の定時退勤日を周知するため、内部ホームページ及び館内放送を通じて定時での退勤を促した。また、定例の会議において、毎月の各課等の超過勤務状況をグラフ等で示すな</p>	<p>人件費の削減については、平成24年度の人件費の実績額は830,234千円(予算額921,252千円)となり、平成17年度実績額に対し7.9%、平成17年度予算額に対し11.1%の削減であり、着実に実施している。</p> <p>役職員の報酬・給与等の水準については、対象外の法人であるものの、透明性確保とアカウンタビリティの観点から、自主的に給与等の実態を公表しており、評価できる。</p> <p>福利厚生費については、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われており、適切な内容となっている。</p> <p>本年度においては、いくつかの福利厚生施策が実施されたところだが、引き続き、職員の不断の努力に報いる方策を弾力的に講じることにより、モチベーションの維持・向上を図ることが望まれる。</p>			

ど、超勤抑制に向けた取組を行った。

この結果、平成 24 年度の人件費の実績額は 830,234 千円(予算額 921,252 千円)となり、平成 17 年度実績額に比べ 7.9%(人事院勧告を踏まえた給与改定分を除いた率)、また、平成 17 年度予算額に比べ 11.1%(同上)の削減となった。

福利厚生充実と職員のモチベーション維持の観点から、九段事務所の職員食堂の全面改修等(床・壁紙・机・椅子)、屋上の整備(パラソル・ベンチの設置)、職員寮の改修を行った。

また、衛生管理の観点から、必要な箇所に扇風機・サーキュレーターを常時設置し、冬季は、加湿器等を設置するなど職場環境の整備を図った。

(単位:千円)

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
人件費 予算額 (対 17 年度 削減率)	969,770	966,491 (△0.3%)	965,253 (△0.5%)	964,167 (△0.6%)	933,589 (△3.7%)	921,252 (△5.0%)	921,252 (△5.0%)	921,252 (△5.0%)
人件費 決算額 (予算執 行率)	933,557 (96.3%)	935,522 (96.8%)	940,122 (97.4%)	916,386 (95.0%)	861,214 (92.2%)	833,972 (90.5%)	843,167 (91.5%)	830,234 (90.1%)

また、実績による削減状況は、平成 22 年度人事院勧告を踏まえた給与改定等を考慮した場合は以下のような削減率となる。

(単位:千円)

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
人件費 決算額	933,557	935,522	940,122	916,386	861,214	833,972	843,167	830,234
決算額 による 対 17 年度 人件費 削減率	—	0.2%	0.7%	△1.8%	△7.7%	△10.7%	△9.7%	△11.2%
人件費 削減率 (補正值)※	—	0.2%	0%	△2.5%	△6.0%	△7.5%	△6.5%	△7.9%

※ 人件費削減率(補正值):「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分の増減率を除いた削減率である。

平成 18 年、19 年、20 年、21 年、22 年、23 年、24 年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率は、それぞれ 0%、+0.7%、0%、-2.4%、-1.5%、0%、0%である。

(役職員の報酬・給与等の水準の公表について)(実績報告書 P.134)

独立行政法人は、総務大臣が定める「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」に基づき、役職員の報酬・給与等の水準の公表を行っている。事業団については当該ガイドラインに基づく公表の対象外とされているため、国からラスパイレス指数は提供されていないものの、業務運営の透明性を確保するとともに、その説明責任を果たすため、自主的に給与等の実態をとりまとめ、実績を公表している。平成 23 年度も役職員の報酬・給与等について取りまとめ平成

【給与水準】

- ・ 給与水準の高い理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。
- ・ 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。
- ・ 国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関して検証されているか。

<p>【法定外福利費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。 	<p>24年7月29日にホームページに公表した。 (福利厚生費の見直し状況)(実績報告書 P.134)</p> <p>国におけるレクリエーション経費の取扱い(総人恩総第 774 号平成 20 年 7 月 30 日)を踏まえ、平成 20 年度より①厚生施設利用補助の法人支出、②職場における役職員互助組織に対する法人支出を全て取りやめた。</p> <p>なお、レクリエーション経費以外の福利厚生費として、法定福利費(私学共済長期掛金、同短期掛金、介護掛金、児童手当拠出金、労働保険料)のほか、健康診断及び常備薬代といった役職員の健康保持・増進に係る支出をした。</p>	
---	--	--

【(中項目)3-4】	4 期間全体に係る予算	【評定】 A			
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 中期計画:期間全体に係る予算 別紙1 年度計画:予算 別紙1		H20	H21	H22	H23
		A	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所			
		実績報告書 P.135~136 参照。			

評価基準	実 績					分析・評価	
【収入】	【平成 24 年度収入状況】(実績報告書 P.136) 単位:百万円					収支報告は適正と評価できる。	
	収入	予算額	決算額	差引増減額	備考		
	政府出資金	12,194	12,194	0			
	借入金	69,900	29,600	△40,300	※1		
	私学振興債券	5,000	5,000	0			
	貸付回収金	70,554	70,352	△202	※2		
	貸付金利息	12,444	10,783	△1,661	※3		
	預金利息	3	3	0			
	国庫補助金	326,325	323,807	△2,518	※4		
	受入寄付金	14,007	17,026	3,019	※5		
	受入基金	6	5	△1			
	基金受取利息	110	110	0			
	雑収入	13	1,813	1,800	※6		
	計	510,559	470,695	△39,864			
	(注)百万円未満切り捨てである。						
【主な増減理由】							
※1 貸付金の実績減による借入金の減							
※2 貸付金の実績減による減							
※3 貸付額の減少及び予算積算金利と実行金利の相違による減							
※4 交付補助金の実績減							
※5 受入寄付金の実績増							
※6 補助金返還額の増等							

【支出】

【平成 24 年度支出状況】（実績報告書 P.136）

単位：百万円

支出	予算額	決算額	差引増減額	備考
貸付金	94,000	52,510	△41,490	※7
借入金償還	58,540	60,900	2,360	※8
借入金利息	9,796	7,434	△2,362	※9
私学振興債券償還	6,000	6,000	0	
債券利息	1,055	1,031	△24	
債券発行諸費	19	19	0	
助成金	100	100	0	
交付補助金	326,325	323,807	△2,518	※4
配付寄付金	14,007	17,043	3,036	※10
学術研究振興費	130	130	0	
人件費	1,116	1,117	1	
一般管理費	167	165	△2	※11
業務経費	450	409	△41	※11
施設設備費	143	63	△80	※12
長期勘定へ繰入	100	100	0	
雑支出	0	1,794	1,794	※6
計	511,952	472,628	△39,324	

(注)百万円未満切り捨てである。

【主な増減理由】

- ※4 交付補助金の実績減
- ※6 補助金返還額の増等
- ※7 貸付金の実績減
- ※8 財政融資資金の繰上返済による増
- ※9 借入額の減少及び予算積算金利と実行金利の相違による減
- ※10 配付寄付金の実績増
- ※11 経費の節減による減
- ※12 施設設備費の実績減

【(中項目)3-5】	5 期間全体に係る収支計画	【評定】											
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期計画:期間全体に係る収支計画 別紙2</p> <p>年度計画:収支計画 別紙2</p>		<p style="text-align: center;">A</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>H20</td> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">実績報告書等 参照箇所</p> <p style="text-align: center;">実績報告書 P.137~138 参照。</p>				H20	H21	H22	H23	A	A	A	A
H20	H21	H22	H23										
A	A	A	A										
評価基準	実績				分析・評価								
【収支計画】	【平成 24 年度収支計画】(実績報告書 P.138) 単位:百万円				収支計画は適正と評価できる。								
	区分	計画額	実績額	差引増減額									
	費用の部(D)	353,267	352,958	△309									
	経常費用	353,266	352,956	△310									
	業務費	352,673	350,592	△2,081									
	交付補助金(A)	326,325	323,807	△2,518									
	借入金利息①	9,797	7,370	△2,427									
	債券利息②	1,056	1,007	△49									
	債券発行費③	18	18	0									
	配付寄附金(B)	14,007	17,043	3,036									
	学術研究振興費	130	130	0									
	貸倒損失	-	12	12									
	貸倒引当金繰入④	168	64	△104									
	業務経費	1,168	1,137	△31									
	(うち一般経理分)⑤	(1,163)	(1,134)	△29									
	一般管理費⑥	593	568	△25									
	雑損(C)	0	1,794	1,794									
				※1									
				※2									
				※3									
				※4									
				※5									
				※5									
				※6									

臨時損失	-	2	2
固定資産除却損	-	1	1
固定資産売却損	-	0	0
法人税、住民税及び事業 税⑦	0	0	0
収益の部	352,959	353,531	572
経常収益	352,902	353,504	602
補助金等収益	326,325	323,807	△2,518 ※1
貸付金利息⑧	12,416	10,704	△1,712 ※7
寄附金収益	14,142	17,177	3,035 ※8
財務収益	3	2	△1
雑益	13	1,812	1,799 ※6
臨時利益	56	26	△30
前期損益修正益⑨	56	26	△30
当期総利益	△307	572	879
総費用(D-A-B-C)	12,933	10,312	△2,621
利息収支差 (⑧+⑨-①-②-③)	1,600	2,334	734
人件費、一般管理費、業務 経費等(⑤+⑥+⑦)	1,757	1,703	△54
貸倒引当金繰入(④)	168	64	△104
当期総利益(再掲)	△307	572	879

(注) 百万円未満切り捨てである。

【主な増減理由】

- ※1 交付補助金の実績減
- ※2 借入額の減少及び予算積算金利と実行金利の相違による減
- ※3 配付寄附金の実績増
- ※4 貸倒引当金の減
- ※5 人件費・経費の節減による減
- ※6 補助金返還額の増等
- ※7 貸付額の減少及び予算積算金利と実行金利の相違による減
- ※8 受入寄附金の実績増

【(中項目)3-6】	6 期間全体に係る資金計画	【評定】 A			
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 中期計画:期間全体に係る資金計画 別紙3 年度計画:資金計画 別紙3		H20	H21	H22	H23
		A	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所			
		実績報告書 P.139~140 参照。			

評価基準	実績				分析・評価
【資金計画】	【平成 24 年度資金計画】(実績報告書 P.140)				資金計画は適正と評価できる。
	単位:百万円				
	区分	計画額	実績額	差引増減額	
	資金支出	621,073	553,081	△67,992	
	業務活動による支出	511,552	472,280	△39,272	
	交付補助金支出	326,325	323,807	△2,518	
				※1	
	貸付による支出	94,000	52,510	△41,490	
				※2	
	長期借入金の返済による支出	58,540	60,900	2,360	
	借入金利息支出	9,796	7,434	△2,362	
				※4	
	私学振興債券の償還による支出	6,000	6,000	0	
債券利息支出	1,053	1,030	△23		
受配者指定寄付金の配付による支出	14,007	17,043	3,036		
学術研究振興費の交付による支出	130	130	0		
人件費支出	1,063	1,049	△14		
			※6		
その他の業務支出	634	2,374	1,740		
			※6,7		
法人税等の支払額	-	0	0		

投資活動による支出	109,321	80,600	△28,721
定期預金の預入による支出	-	326	326
譲渡性預金の預入による支出	109,175	80,250	△28,925
有形固定資産の取得による支出	146	23	△ 123
財務活動による支出	200	200	0
助成金の交付による支出	100	100	0
長期勘定へ繰入による支出	100	100	0
翌年度への繰越金	11,329	14,551	3,222
資金収入	619,782	554,393	△65,389
業務活動による収入	498,357	458,497	△39,860
国庫補助金収入	326,325	323,807	△2,518
貸付金の回収による収入	70,554	70,352	△202
貸付金利息収入	12,387	10,759	△1,628
長期借入による収入	69,900	29,600	△40,300
債券の発行による収入	5,000	5,000	0
受配者指定寄付金の受入による収入	14,007	17,027	3,020
基金利息の受取額	108	108	0
その他の業務収入	70	1,840	1,770
利息の受取額	3	3	0
投資活動による収入	109,225	83,696	△25,529
定期預金の払戻による収入	-	3,265	3,265

譲渡性預金の払戻による収入	109,175	80,381	△28,794
投資有価証券の償還による収入	50	50	0
財務活動による収入	12,200	12,199	△1
民間出えん金の受入による収入	6	5	△1
政府出資金の受入による収入	12,194	12,194	0
前年度よりの繰越金	12,620	13,239	619

(注)百万円未満切り捨てである

【主な増減理由】

- ※1 交付補助金の実績減
- ※2 貸付金の実績減
- ※3 財政融資資金の繰上返済による増
- ※4 借入額の減少及び予算積算金利と実行金利の相違による減
- ※5 配付寄付金の実績増
- ※6 経費の節減による減
- ※7 補助金返還額の増
- ※8 施設設備費の実績減
- ※9 貸付回収金の実績減
- ※10 貸付額の減少及び予算積算金利と実行金利の相違による減
- ※11 貸付金の実績減による借入金の減
- ※12 受入寄付金の実績増

【(大項目)4】	IV 短期借入金の限度額	【評定】	-		
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 中期計画:短期借入金の状況 年度計画:短期借入金の状況		H20	H21	H22	H23
		-	-	-	-
		実績報告書等 参照箇所			
		実績報告書 P.141 参照。			
評価基準		実績			分析・評価
・短期借入金はあるか。有る場合は、その額及び必要性は適切か。		【短期借入金の有無及び金額】(実績報告書 P.141) 該当なし			

【(大項目)5】	V その他、主務省令で定める業務運営に関する重要事項	【評定】	A														
【(中項目)5-1】	1 施設・設備に関する計画	【評定】	A														
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 別紙4 中期計画:施設・設備に関する計画 年度計画:施設・設備に関する計画		H20	H21	H22	H23												
		-	-	-	-												
		実績報告書等 参照箇所															
		実績報告書 P.141 参照。															
		施設・設備に関する計画 平成24年度施設・設備計画 日本私立学校振興・共済事業団(助成勘定)															
		(単位:百万円)															
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">施設・設備の内容</th> <th style="width: 20%;">金額</th> <th style="width: 40%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部棟施設の改修工事</td> <td style="text-align: center;">86</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宿舎施設の改修工事</td> <td style="text-align: center;">57</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">143</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				施設・設備の内容	金額	備考	本部棟施設の改修工事	86		宿舎施設の改修工事	57		計	143	
施設・設備の内容	金額	備考															
本部棟施設の改修工事	86																
宿舎施設の改修工事	57																
計	143																
評価基準		実績			分析・評価												
【施設及び設備に関する計画】 ・施設及び設備に関する計画は有るか。有る場合は、当該計画の進捗は順調か。		【施設・設備に関する計画】(実績報告書 P.141) 平成24年度に老朽化した施設整備について必要な改修工事(本部棟施設及び宿舎施設の改修工事)を実施した。			平成24年度に老朽化した施設整備について、必要な改修工事を計画通り実施している。												

【(中項目)5-2】	2 人事に関する計画	【評定】 A			
【(小項目)5-2-1】	(1) 適切な人事配置の状況	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:業務に必要な専門知識の向上を図るため、職員の研修の推進を図る。</p> <p>中期計画:業務執行の効率化を図るため、各事業の業務量や職員の適性を考慮した人員配置を行う。</p> <p>年度計画:人事異動基本方針に基づき、職員の適性、各部署の業務の円滑な執行、当面の課題への取組などを十分考慮した人員配置を行う。</p>		H20	H21	H22	H23
		A	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所			
		実績報告書 P.142~143 参照。			
評価基準	実績	分析・評価			
<p>【適切な人事配置の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人事に関する計画は有るか。有る場合は、当該計画の進捗は順調か。 人事管理は適切に行われているか。 	<p>(1) 人事異動基本方針に基づき、職員の適性、各部署の業務の円滑な執行、当面の課題への取組などを十分考慮した人員配置を行う。(実績報告書 P.142~143)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「人事異動基本方針(平成 19 年 3 月 20 日理事長決裁)」は、助成業務における文部科学省独立行政法人評価委員会による毎年度の「業務の実績評価」及び共済業務における共済運営委員会の意見を聴いて理事長が行う毎年度の「取組みの実績評価」の結果を踏まえ、今後の業務運営について一層の効率化を図るとともに、透明性の確保と説明責任の履行に定めるために策定した。 ○ 人事異動(実績報告書P.142) <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金業務の増大に対し、私学経営情報センター次長を助成部次長に振り替える異動を 7 月 1 日より実施している。 ・ 平成 25 年度人事異動については、人事異動基本方針に基づき実施した。さらに各部署の課長職に対してヒアリングを行い、職員の適性、各部署の業務の円滑な執行、業務改善状況、組織見直しの必要性等について、詳細な状況を把握した上で適正な人員配置に努めた。 	<p>人事異動基本方針に基づき、職員の適性、各部署の業務の円滑な執行、当面の課題への取組などを十分考慮した人員配置を行い、人事管理は適切に行われている。</p>			

○ 管理職登用(実績報告書P.142)

- ・ 管理職への登用については、「管理職登用基準」に基づき、課長補佐職として 2 年以上の経験を有する者にレポートの提出を課し、レポート内容、人事関係資料及び面接により選考を行い、その結果を登載した「管理職登用候補者名簿」の中から、理事長が管理職へ登用する者を決定している。
- ・ 平成 24 年 4 月には、「平成 24 年度管理職登用候補者名簿」の中から、5 人(うち助成業務 3 人)を登用した。
- ・ また、平成 24 年 11 月には、「平成 25 年度管理職登用候補者名簿」を作成するために「管理職登用基準」に基づいてレポート等を実施し、12 月の選考委員会において登載者を決定した。

人事に関する計画の有無及びその進捗状況(実績報告書 P.142～143)

(常勤職員の削減状況)(実績報告書 P.142)

常勤職員については、独立行政法人の管理手法導入後、定員管理の対象外ではあるが、人件費削減の目標達成のためこれまで定員としていた 103 名から増加させることのないように努めた。

(常勤職員、任期付職員の計画的採用状況)(実績報告書 P.143)

常勤職員については、退職者数や人件費削減を勘案して採用人数を決定している。平成 24 年度には 2 名を採用した。

(資格や専門的な能力を有する者の採用状況)(実績報告書 P.143)

資格や専門的な能力を有する者等の採用を行うにあたり、平成 24 年度計画における「文部科学省文教団体職員採用試験の活用のほか、多様な方法により優れた人材の確保に努める。」に基づき事業団にとって有用な人材を確保するため、平成 25 年 4 月 1 日より私学経営情報センター専門職を設けることとし、医歯系学校法人の職員経験者(管理職 10 年以上)の公募を実施した(2 月 8 日～2 月 18 日)。その結果、平成 25 年 4 月より私学経営情報センターに専門職を 1 名採用することとした。な

お、契約期間は原則として2年間としている。

(危機管理体制等の整備・充実に関する取組状況)(実績報告書 P.143)

職員に多くの部署を経験させる観点から定期的な人事異動を行い、様々な職務に関する情報の共有化や相互の連絡・協調の強化に努めることにより、相互牽制の強化や担当者不在時の円滑な対応など、業務上の危機の発生の抑制を図っている。

なお、事業団における、危機管理体制等の整備については、九段事務所及び湯島事務所が地震災害等により被害を蒙った場合などの非常事態を想定し、職員等の安全及び財産の保全を図り、かつ業務の停滞を最小限に抑えることを目的として両事務所における災害対策組織並びに災害復旧活動等に関する必要な事項を定めた「日本私立学校振興・共済事業団災害対策要綱」(平成16年11月17日に制定、平成21年5月26日に一部改正)を制定している。

また、要綱においては、以下の項目についても定められており、今回の東日本大震災時にも適用された。

- ① 災害発生時の職場における行動基準
- ② 災害発生時の活動にあたっての手順、心構え
- ③ 災害発生時の任務分担(災害対策本部組織において全ての職員がいずれかの災害対応グループに所属する)
- ④ 職員の出勤判断基準
- ⑤ 災害発生後の復旧・事業継続活動
- ⑥ 地域住民に対する協力等
- ⑦ 九段事務所・湯島事務所避難経路・避難場所

東日本大震災による災害に関し、事業団の業務を迅速かつ適切に実施するため、事業団内に企画・総務担当理事を本部長とした九段事務所・湯島事務所合同の緊急災害対策本部を設置し、被災状況の把握や災害復旧に係る支援及び私学共済加入者に対する支援の方法の検討並びに関係機関との連絡・調整にあたった。なお、決定事項については、事業団ホームページに随時掲載し周知を図った。

【(小項目)5-2-2】	(2) 人材確保に向けた取組状況	【評定】			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:業務に必要な専門知識の向上を図るため、職員の研修の推進を図る。</p> <p>中期計画:優れた人材を確保するため採用方法の充実を図る。</p> <p>年度計画:文部科学省文教団体職員採用試験の活用のほか、多様な方法により優れた人材の確保に努める。</p>		A			
		H20	H21	H22	H23
		A	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所			
		実績報告書 P.144~146 参照。			
評価基準	実績	分析・評価			
<p>【人材確保に向けた取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 文部科学省文教団体職員採用試験の活用のほか、多様な方法により優れた人材の確保に努めたか。 	<p>(2)文部科学省文教団体職員採用試験を行うほか、資格や専門的な能力を有する者等を随時採用する方法を検討するなどして優れた人材の採用に努めるため以下の取組を行った。(実績報告書 P.144~146)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 文部科学省文教団体職員採用試験の実施(実績報告書P.144~145) <ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年度採用試験(第一次試験:教養試験及び作文試験)を平成 24 年 5 月 27 日に実施した。 平成 24 年度においても試験日を早期に設定(平成 15 年度までは、7 月末)し、実施することにより、優秀な人材を確保することに努めた。 文部科学省文教団体職員採用試験は、文部科学省が所管する独立行政法人・公益財団法人等のうち文教関係団体 9 団体で組織し、そのスケールメリットにより採用に係る経費を縮減し、1 団体では募集が困難である受験者数を確保するために統一試験として実施した。 <p>なお、文部科学省文教団体職員採用試験実施のメリットとしては、このほかにも、</p> <ul style="list-style-type: none"> * 他団体のホームページを通して、当事業団の採用情報を発信することができる。 * 試験規模が大きい(平成 24 年度当該試験への申込者数 3,748 人)、募集案内、試験要項等が多くの学生の目に留まること 	<p>文部科学省文教団体職員採用試験の活用、独自の職員採用試験の実施等のほか、医歯系専門職の採用、人事交流など多様な方法により人材の確保に努めており、評価できる。</p>			

が考えられ、多種多様な人材の受験が見込まれる。の2点が挙げられる。

- ・ 第二次試験以降は、各団体独自に実施しているが、事業団では第二次試験において毎年実施している適性検査のほか、今年度は新たにグループ・ディスカッション(集団討論)を取り入れた。
- ・ 第三次試験以降は個別面接として、事務局面接を2回、最終試験では役員面接を実施した。
- ・ この試験で7名が内定した。

○ 採用状況

- ・ 平成24年4月に4人(うち助成業務1人)採用した(平成23年度文部科学省文教団体職員採用試験合格者)。
- ・ 平成24年10月に3人(うち助成業務1人)採用した(平成24年度文部科学省文教団体職員採用試験合格者)。

○ 平成26年4月採用予定者の募集に係る広報について

- ・ 就職情報サイト(リクナビ)に掲載を開始した(平成25年3月1日)。
- ・ 試験要項等を事業団ホームページに掲載した(平成25年3月19日)。

○ 事業団による独自の職員採用試験の実施(実績報告書P.145)

- ・ 平成25年4月に採用する職員を増員するため、事業団独自に職員採用試験を実施した。
 - * 第一次試験(筆記試験及び作文試験)を都内の学校法人の校舎を借りて実施した(平成25年2月2日)。
 - * 採用試験の内容は、文部科学省文教団体職員採用試験と同等とし、第二次試験はグループ・ディスカッションと適性検査を、第三次試験以降は個別面接を行った。
 - * 最終面接(平成25年3月6日)によって、15名を内定者とした。

- 多様な方法による優れた人材の採用方法についての検討及び実施
(実績報告書 P.145)
- 資格や専門的な能力を有する者等の採用を行うにあたり、文部科学省文教団体職員採用試験以外の採用方法として、以下の試験等を実施した。
- 学校法人との人事交流を実施【新規】(実績報告書P.145)
- ・ 人事関係業務調査検討委員会(平成 24 年 12 月 7 日実施)において学校法人との人事交流の実施に向けた問題点等の整理を行った。
 - ・ 人事関係業務調査検討委員会の結果を踏まえ、役員懇談会(平成 24 年 12 月 12 日実施)において、実施に向けた検討を行った。
 - ・ 役員懇談会での検討結果を受けて、規程等を整備し、ホームページにより公募を実施した(平成 25 年 2 月 8 日～2 月 18 日)。
 - ・ 公募の結果、学校法人より申込みがあり、協議がまとまったため、平成 25 年 4 月より人事交流(事業団から学校法人への交流派遣及び学校法人から事業団への交流採用を 1 名ずつ)行うこととした。
- 任期付契約職員・専門職の採用【新規】(実績報告書P.145)
- ・ 近年、医歯系大学からの経営相談の依頼が増加しているが、事業団では医歯系大学の経営に関するノウハウが少なく、充実した経営相談を行うことができていない。このため、平成25年4月1日より私学経営情報センターに新たに専門職を設けることとし、医歯系大学での職員経験(管理職10年以上)ある者を対象にホームページで公募した(平成25年2月8日～2月18日)。
 - ・ 書類審査及び面接試験を実施した結果、平成 25 年 4 月より私学経営情報センター専門職に 1 名採用を内定した。

○ 任期付契約職員・専門員(公認会計士試験合格者)の継続雇用(実績報告書P.145～146)

- ・ 平成23年度より、任期付契約職員として採用(事業団ホームページ及び公認会計士協会キャリアナビにより公募を実施)している公認会計士試験合格者(私学経営情報センター2人、融資部1人)の雇用契約を更新し、平成24年度も引き続き同部署に配置した。なお、公認会計士試験合格者の任期付契約職員としての雇用契約は原則として単年度、2年以内の契約である。
- ・ 任期付契約職員として採用した者が、事業団勤務のため転居を伴う場合は「事業団本部職員住宅規程」に基づき職員住宅を貸与している。平成25年3月末の時点では、任期付契約職員3名のうち2名が職員住宅に入居しており、職務遂行に寄与するとともに職員住宅を有効に活用している。

○ 多様な雇用形態の活用(実績報告書 P.146)

- ・ 職員の資質向上を図る観点から、文部科学省との人事交流を実施した。
- ・ 平成23年度に引き続き、非常勤職員を人事課に1人配置した。

【(小項目)5-2-3】	(3) 職員の資質・能力向上に向けた取組状況	【評定】			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 中期目標:業務に必要な専門知識の向上を図るため、職員の研修の推進を図る。 中期計画:計画的に研修を行うなど職員の資質向上を図る。 年度計画:今後の事業団に必要な人材を育成するという観点に立った工夫を加えつつ、研修実施要領に基づき、一般研修として管理職研修、係長・主任研修、新入職員研修、人事院式監督者研修等を、専門研修として実務研修、派遣研修を引き続き実施する。</p>		A			
		H20	H21	H22	H23
		A	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所			
		実績報告書 P.147～150 参照。			
評価基準	実績	分析・評価			
<p>【職員の資質・能力向上に向けた取組状況】 ・ 研修実施要領に基づき、一般研修及び専門研修を実施したか。</p>	<p>(3) 日本私立学校振興・共済事業団職員研修実施要領(平成 12 年 5 月 29 日理事長決裁)に基づき、職務と責任の遂行に必要な知識・技能等を修得させ、その他必要な職員の能力・資質等を向上させるために組織的かつ計画的に以下の研修を行っている。(実績報告書P.147～150)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新任管理職研修(実績報告書 P.147) ○ 管理職研修(実績報告書 P.147) ○ 新入職員に対して、ビジネスマナーや各業務における職務の概要等の修得を目的とした研修(実績報告書 P.147～148) ○ 文部科学省文教団体共同職員研修会(実績報告書 P.148) ○ 私立学校の活性化に向けた勉強会(実績報告書 P.148～149) ○ 簿記研修(実績報告書 P.149～150) ○ 職員内部研修(実績報告書 P.150) ○ 情報セキュリティ研修(実績報告書P.150) ○ メンタルヘルス研修(実績報告書P.150) 	<p>日本私立学校振興・共済事業団職員研修実施要領に基づき、職務と責任の遂行に必要な知識・技能等を修得させ、必要な職員の能力・資質等を向上させるための研修を実施しており、評価できる。</p>			

【(中項目)5-3】	3 研修等助成に関する計画	【評定】 A			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>中期目標:私立学校教育の振興上必要と認められる教職員の研修等に対する助成事業の充実を図る。</p> <p>中期計画:私立学校教育の振興上必要と認められる教職員の研修等に対する助成事業の充実を図る。</p> <p>年度計画:私立学校教育の振興上必要と認められる教職員の研修等に対する助成事業の充実を図る。</p>		H20	H21	H22	H23
		A	A	A	A
		実績報告書等 参照箇所			
		実績報告書 P.151～153 参照。			
評価基準	実績	分析・評価			
<p>【研修等助成に関する計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 私立学校教育の振興上必要と認められる教職員の研修等に対する助成事業の充実を図ったか。 	<p>○ 教職員の研修等に対する助成事業(実績報告書 P.151)</p> <p>助成事業は、私立学校教育の振興上必要と認められる事業(①私立学校の教職員の相互扶助、②私立学校の教職員の福祉、③私立学校の教職員の研修を目的とする事業など)を行う学校法人、準学校法人その他の者に対し、当該事業についての助成金を交付する事業である。現在、私立学校教職員の資質の向上のため一般財団法人私学研修福祉会(以下「福祉会」という。)が行う各種研修事業への助成及び私立学校教職員の福利厚生の実現を図るため事業団の年金給付事業である長期給付事業(長期勘定)の長期給付整理資源・旧私学恩給財団既年金者増額費への繰入れを実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 私立学校教職員の研修事業に対する助成金の交付 <ul style="list-style-type: none"> 国公立と並んで公教育の担い手である私立学校の教職員の質的向上を図るための研修事業は、我が国の高度な教育研究実現のために重要であり、私学振興の観点からも一層の充実、発展が望まれているところである。また、国公立の教職員の研修には公的な費用が確保されていることに対し、私学の教職員の研修にはそのような仕組みがないことから、事業団が行う私学の研修事業への助成制度は必要である。 長期勘定への繰入れ <ul style="list-style-type: none"> 従前の旧私立学校教職員共済組合が実施する年金給付事業に対して交付していた助成金は、平成10年の統合による事業団発足に伴い、勘定間の資金の繰入れ処理となり、「長期勘定へ繰入れ」として整理した。 	<p>私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行う学校法人、準学校法人その他の者に対し、教職員の研修等に対する助成金を交付するなど、助成事業の充実を図っており、評価できる。</p>			

○ 一般財団法人私学研修福祉会概要(P.16 参照)(**実績報告書 P.151**)

一般財団法人私学研修福祉会は、私立学校教職員の研修と福祉を図ることを目的として、昭和 31 年に全私学の総意のもとに設立された団体であり、私学教職員の資質向上を図るため各種の研修事業を実施するとともに、私立学校教職員の福利厚生を図るために、各種研修会等の会議室、宿泊室を整備し、私立学校の中央センターとしての機能と役割を果たしその運営にあたっている。

現在、私学教職員の資質向上を目的として、各種研修会事業、海外研修事業、研修成果刊行等事業を行っている。

○ 助成金等の財源の確保(**実績報告書 P.152**)

事業団は国から運営費交付金を受けておらず、学校法人への貸付事業における貸付金利息と借入金利息の差額を財源として人件費を含む全ての事務・事業の実施に係る経費を賅っている。そのうえで、決算において利益が生じた場合に、これを財源として助成事業を実施していることから、助成事業の充実には貸付事業における収益の確保が前提となっている。

○ 平成 24 年度の交付・繰入れ状況(**実績報告書 P.152～153**)

平成 24 年度は、前事業年度の損益上の利益金 219,461 千円のうち、100,000 千円を福祉会が実施する各種研修会事業等に助成金として交付し、100,000 千円を共済業務が行う長期給付事業に繰入れた。

・ 研修事業に対する助成金の交付

平成 24 年度は、「各種研修会事業」に対して助成を行い、交付額は、対前年度同額の 100,000 千円を平成 25 年 2 月 26 日に交付した。

また、福祉会からは、研修の実施状況及び助成金交付の適切性・合理性を把握するため「研修事業費助成金に係る事業の実績報告書」等の提出を受けている。

	<ul style="list-style-type: none">・ 長期勘定への繰入れ 平成 24 年度は、共済業務が行う年金給付事業である長期給付事業(長期勘定)に対して、100,000 千円の繰入を平成 25 年 3 月 15 日に行った。	
--	--	--

【(中項目)5-4】	4 中期目標期間を超える債務負担	【評定】 <p style="text-align: center;">-</p>			
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 中期計画:なし 年度計画:なし					
		-	-	-	-
		実績報告書等 参照箇所			
評価基準		実績		分析・評価	
【中期目標期間を超える債務負担】 ・ 中期目標期間を超える債務負担は有るか。有る場合は、その理由は適切か。		なし			